

総政企第208号
令和2年11月26日

統計委員会委員長
北村行伸 殿

総務大臣
武田良太

統計法の施行状況について（報告）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第55条第2項の規定に基づき、令和元年度における同法の施行の状況のうち、統計法条文別実施状況について別添のとおり統計委員会に報告する。

別添

令和元年度（2019年度）

統計法施行状況報告

＜統計法条文別実施状況編＞

令和2年11月26日

総務省

政策統括官
（統計基準担当）

はじめに

「令和元年度（2019年度）統計法施行状況報告」（以下「本報告」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、令和元年度（2019年度）中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

本報告は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を踏まえ策定された現行の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年（2018年）3月6日閣議決定。令和2年（2020年）6月2日一部変更。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）^{*}において、2回目の取りまとめとなる。

※ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」は平成30年（2018年）3月6日に閣議決定を行ったが、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計の不適切事案を受けた新たな取組を盛り込むため、令和2年（2020年）6月2日に一部変更を行った。なお、本報告は、令和元年度（2019年度）中の状況を取りまとめたものであり、令和2年（2020年）に追加した新たな取組に係る事項は今回の報告の対象に含まれていない。

なお、令和2年（2020年）1月以降、全国に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、各府省等はその対応に全力を挙げる必要があったため、各府省等への報告依頼等については休止や延期などの配慮が求められたが、一方で、第Ⅲ期基本計画に掲げられた事項について各府省の取組の更なる推進を促すためには、早急に統計委員会への報告を行う必要があった。

このため、本報告は、先行して、第Ⅲ期基本計画に関連する事項について各府省に報告を求めることとし、取りまとめた結果は「基本計画関連事項編」として本年7月に統計委員会に報告するとともに、総務省ウェブサイトでの公表を行ったところである。

今回の報告は、第Ⅲ期基本計画に関連する事項以外の、公的統計の作成状況、統計委員会の開催状況、調査票情報等の利用及び提供の状況等について「統計法条文別実施状況編」として取りまとめたものである。

目 次

I	公的統計の作成	1
1	基幹統計	1
(1)	基幹統計の指定、変更等の状況	1
(2)	法定の基幹統計の状況	2
(3)	基幹統計と基幹統計調査の関係	3
(4)	基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	3
(5)	統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	4
(6)	基幹統計の公表の状況	4
2	一般統計調査	5
(1)	一般統計調査の実施又は変更等の承認状況	5
(2)	一般統計調査の結果の公表の状況	6
3	指定地方公共団体が行う統計調査	7
4	指定独立行政法人等が行う統計調査	8
5	事業所母集団データベース	8
(1)	事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	8
(2)	重複是正及び調査履歴登録の実施状況	9
6	統計基準の設定	10
7	法に基づく協力要請	10
II	統計委員会	12
1	統計委員会及び部会の開催実績等	12
2	評価分科会の開催実績等	14
(1)	統計技術評価の取組の根拠	14
(2)	統計技術評価に資する報告	15
III	調査票情報等の利用及び提供	16
1	調査票情報の二次利用	16
2	調査票情報の提供	16
3	委託による統計の作成等の実施	19
4	匿名データの作成及び提供	20
5	調査票情報等の適正管理のための措置	22
IV	その他	23
1	統計情報の提供（e-Statの取組等）	23
2	統計調査における新型コロナウイルス感染症の影響	23
(1)	新型コロナウイルス感染症への対応	23
(2)	新型コロナウイルス感染症による統計調査への影響	24

【資料編】

[統計法関連]

資料1	統計法の概要	27
資料2	統計改革に係る統計法等改正状況	29

[公的統計の作成関連]

資料3	基幹統計及び基幹統計調査一覧	30
資料4	基幹統計調査の承認一覧	31
資料5	基幹統計調査の年度別承認件数	32
資料6	基幹統計の公表までの期間	33
資料7	一般統計調査の承認一覧	34
資料8	一般統計調査の年度別承認件数	37
資料9	一般統計調査の結果の公表までの期間	38
資料10	都道府県別統計調査の届出件数	41
資料11	指定都市別統計調査の届出件数	41

[統計委員会関連]

資料12	統計委員会委員名簿	42
資料13	統計委員会臨時委員名簿	43
資料14	統計委員会専門委員名簿	44
資料15	統計委員会開催状況（第135回～第147回）	46
資料16	統計委員会における諮問・答申実績	48
資料17	統計委員会が軽微な事項と認めるもの	49
資料18	公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）（令和元年（2019年） 6月27日）	51
資料19	令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（令和 元年（2019年）7月18日）	60
資料20	公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）（令和元 年（2019年）9月30日）（概要）	64
資料21	公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）（令和元 年（2019年）9月30日）	66

[調査票情報等の利用及び提供関連]

資料22	法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）	88
資料23	法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	90
資料24	法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	92
資料25	「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例	93

資料26	オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査.....	97
資料27	オーダーメイド集計及び匿名データの提供（実績）	98

[その他関連]

資料28	国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数.....	100
資料29	政府統計の総合窓口（e-Stat）について	103
資料30	政府統計共同利用システムについて	104

I 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、令和元年度（2019年度）末現在において、基幹統計の総数は、53統計となっている（表1参照）。

表1 基幹統計一覧（令和元年度（2019年度）末現在）

内閣府<1統計>	農林水産省<7統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<12統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力統計	漁業構造統計
小売物価統計	木材統計
家計統計	農業経営統計
個人企業経済統計	経済産業省<7統計>
科学技術研究統計	経済産業省生産動態統計
地方公務員給与実態統計	ガス事業生産動態統計
就業構造基本統計	石油製品需給動態統計
全国家計構造統計	商業動態統計
社会生活基本統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
人口推計	経済産業省企業活動基本統計
財務省<2統計>	鉱工業指数
法人企業統計	国土交通省<9統計>
民間給与実態統計	港湾統計
文部科学省<4統計>	造船造機統計
学校基本統計	建築着工統計
学校保健統計	鉄道車両等生産動態統計
学校教員統計	建設工事統計
社会教育統計	船員労働統計
厚生労働省<9統計>	自動車輸送統計
人口動態統計	内航船舶輸送統計
毎月勤労統計	法人土地・建物基本統計
薬事工業生産動態統計	総務省及び経済産業省<1統計>
医療施設統計	経済構造統計
患者統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省<1統計>
賃金構造基本統計	産業連関表
国民生活基礎統計	
生命表	
社会保障費用統計	
<合計 53統計（参考：平成30年度（2018年度）末 56統計）>	

法第7条においては、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければ

ならないとされている。

令和元年度（2019年度）に、同条第2項の規定に基づく基幹統計の指定を行ったものはない。また、同条第3項の規定に基づく指定の変更を行ったものもなく、指定の解除を行ったものは、工業統計、商業統計及び特定サービス産業実態統計の3統計である（表2参照）。

表2 指定・変更・解除を行った基幹統計（令和元年度（2019年度））

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
工業統計、商業統計及び特定サービス産業実態統計	解除（令和元年（2019年）5月24日）	第Ⅲ期基本計画において、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計について、関連する基幹統計調査の再編と併せて整備することとされたことを踏まえ、3統計を経済構造統計に再編するもの

(注) () 内の日付は、法第7条第2項の規定に基づく公示を行った日である。

(2) 法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第5条第2項において、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないとされている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

令和元年度（2019年度）は、令和2年（2020年）に実施される国勢調査の実施に向け、令和元年（2019年）6月27日に、調査計画の変更について統計委員会に諮問が行われ、同年9月30日に統計委員会から答申が行われた。

② 国民経済計算

法第6条第1項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないとされている。

また、同条第2項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされ、同条第3項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないとされている。

内閣府は、「平成30年度国民経済計算年次推計」のうち、令和元年（2019年）12月9日に「支出側系列等」、同月26日に「フロー編」、令和2年（2020年）1月20日に「ストック編」を作成・公表するとともに、

四半期1次速報及び2次速報をそれぞれ4回、作成・公表した。

(3) 基幹統計と基幹統計調査の関係

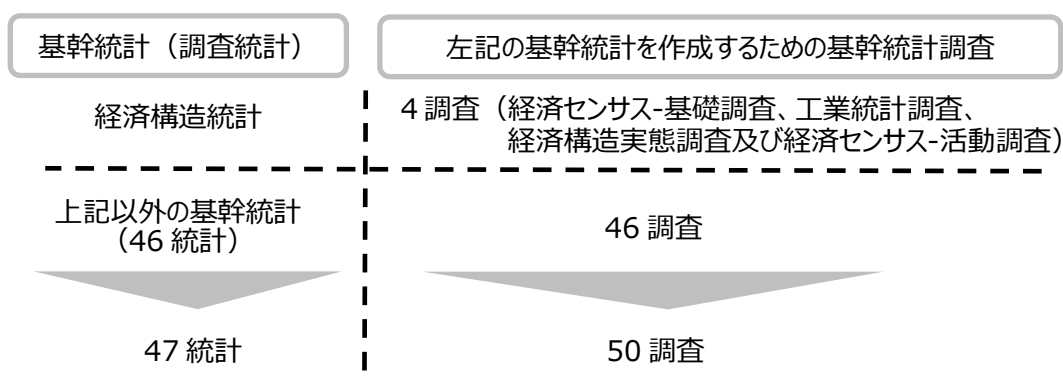
基幹統計の作成方法は、「専ら統計調査により作成する基幹統計」、
「統計調査以外の方法により作成する基幹統計」の2つに大別される。

令和元年度（2019年度）末現在、基幹統計の総数53のうち、統計調査以外の方法により作成する基幹統計（加工統計）は6統計（国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数及び人口推計）となっている。

また、残りの47統計は統計調査により作成する基幹統計（調査統計）となっており、法第2条第6項において、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

基幹統計と当該基幹統計の作成を目的とする基幹統計調査は、基本的に1対1対応となっているが、「経済構造統計」のみ、同基幹統計の作成を目的とする基幹統計調査が、「経済センサス-基礎調査」、「工業統計調査」、「経済構造実態調査」及び「経済センサス-活動調査」の4調査となっている。

このため、基幹統計（47統計）の作成を目的とする基幹統計調査の総数は、下図のとおり、50調査となっている。



(注) 商業統計及び特定サービス産業実態統計を作成するための統計調査（商業統計調査及び特定サービス産業実態調査）については、経済構造実態調査の創設に伴い、平成30年（2018年）12月に中止され、令和元年（2019年）5月に工業統計、商業統計及び特定サービス産業実態統計の基幹統計の指定が解除されている。

(4) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第9条又は第11条第1項では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるもの（資料17参照）を除き、同委員会の意見を聴かなければならないとされている。

令和元年度（2019年度）に、基幹統計調査の実施又は変更の承認申請が行われた件数は36件であり、このうち統計委員会に諮問したものは12件である。また、令和元年度（2019年度）に総務大臣が承認した件数は35件であり、このうち、統計委員会の答申を経たものは12件である（表3参照）。

表3 基幹統計調査の申請件数等（令和元年度(2019年度)）

府省名	総務大臣への申請件数	統計委員会への諮問件数		
		うち統計委員会へ諮問したもの	総務大臣の承認件数	うち統計委員会の答申を経たもの
総務省	8<2>	2<1>	6	1
財務省	2	0	2	0
文部科学省	2	0	2	0
厚生労働省	5	3	6[1]	4[1]
農林水産省	6	1	6	1
経済産業省	3	2	4[1]	3[1]
国土交通省	7	3	7	3
総務省・経済産業省	3<1>	1<1>	2	0
合計	36<3>	12<2>	35[2]	12[2]
(参考) 平成30年度(2018年度) の実績	26<2>	19<2>	24	15

(注1) 令和元年度（2019年度）の「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の<>の数値は同年度に承認申請が行われたが、同年度末までに承認に至らなかった「経済センサス-活動調査」「個人企業経済調査」及び「家計調査」が該当する（内数）。

(注2) 令和元年度（2019年度）の「総務大臣の承認件数」及び「うち統計委員会の答申を経たもの」の[]の数値は平成30年度（2018年度）に統計委員会への諮問が行われ、令和元年度（2019年度）に統計委員会の答申を経て承認された「賃金構造基本統計調査」及び「経済産業省生産動態統計調査」が該当する（内数）。

(5) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

法第26条第1項において、国の行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないとされ、同条第2項及び第3項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができるとされている。

令和元年度（2019年度）に、総務大臣に対して統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知が行われたものは、産業連関表及び社会保障費用統計の2統計であり、総務大臣が意見を述べたものはなかった。

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、国の行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

令和元年度（2019年度）に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、46件となっている（表4参照）。これらの基幹統計のうち、経常

調査により作成された36件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は平均65日である（資料6参照）。

表4 公表を行った基幹統計の件数（令和元年度(2019年度)）

府省名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	
			うち周期調査等により作成された基幹統計	うち経常調査により作成された基幹統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	9(1)	2	1	6(1)
財務省	2	0	0	2
文部科学省	3	0	1	2
厚生労働省	8	2	0	6
農林水産省	6	0	1	5
経済産業省	9(1)	1	0	8(1)
国土交通省	9	0	1	8
合計	46(1)	6	4	36(1)
(参考) 平成30年度 (2018年度)の実績	44	5	3	36

(注1) 令和元年度(2019年度)に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。

(注2) 令和元年度(2019年度)に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、人口推計（総務省）、産業連関表（内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

(注3) 産業連関表については、10府省の共同事業であるところ、便宜上、総務省で計上している。

(注4) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注5) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査を指し、「周期調査等」とは1年を超える周期（2年に1回、5年に1回など）か1回限りで行われる統計調査を指す。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第2条第7項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第19条又は第21条第1項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従前から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされている。

また、法第21条第3項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する国の行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならないとされている。

令和元年度（2019年度）に総務大臣が承認を行った一般統計調査は97件（表5参照）、総務大臣に対して行われた一般統計調査の中止の通知は7件である。

なお、令和元年度（2019年度）末現在で、承認が有効となっている一般

統計調査は220件となっている。

表5 一般統計調査の承認件数（令和元年度（2019年度））

府省名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更の申請
人事院	3	1	2
内閣府	8	3	5
総務省	8(1)	5(1)	3
法務省	2	2	0
財務省	2	1	1
文部科学省	10(1)	2(1)	8
厚生労働省	36(1)	11(1)	25
農林水産省	7	0	7
経済産業省	11(2)	3(2)	8
国土交通省	10	4	6
環境省	3(1)	1(1)	2
合計	97(3)	30(3)	67
(参考) 平成30年度(2018年 度)の実績	79(3)	26(1)	53(2)

(注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 複数回承認されている場合、それぞれ1件と計上している。

(2) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、国の行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

令和元年度（2019年度）に、国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、171件となっている（表6参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された128件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均118日である（資料9参照）。

表6 一般統計調査の結果の公表件数 (令和元年度(2019年度))

府省名	一般統計調査の結果の公表件数		
		うち周期調査等により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
人事院	3	0	3
内閣府	10(1)	1	9(1)
総務省	8(2)	3(1)	5(1)
法務省	2	2	0
財務省	4(1)	0	4(1)
文部科学省	15(2)	6	9(2)
厚生労働省	48(2)	17	31(2)
農林水産省	26(1)	1	25(1)
経済産業省	25(4)	3(2)	22(2)
国土交通省	29(1)	10(1)	19
環境省	8	2	6
合計	171(7)	43(2)	128(5)
(参考) 平成30年度 (2018年度)の 実績	171(6)	36(1)	135(5)

(注1) 令和元年度(2019年度)に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。
(注2) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
(注3) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期(毎月、毎四半期、半年など)で行われる統計調査を指し、「周期調査等」とは1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)か1回限りで行われる統計調査を指す。

3 指定地方公共団体が行う統計調査

法第24条第1項においては、地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるもの)に限る。以下「指定地方公共団体」という。令和元年度(2019年度)末時点現在で、47都道府県及び20指定都市)の長が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和元年度(2019年度)に、指定地方公共団体の長が統計調査の新規実施の届出を行った件数は244件、統計調査の変更の届出を行った件数は176件となっている(表7参照)。

表7 指定地方公共団体が行う統計調査の届出件数
(令和元年度(2019年度))

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	190	142(4)
指定都市	54	38(4)
合計	244	176(4)
(参考) 平成30年度(2018年度)の実績	140	152

(注) ()内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。共管調査は、共管の地方公共団体にそれぞれ1件と計上しているため、各地方公共団体の届出件数を単純合計しても、合計と一致しない。

4 指定独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。令和元年度（2019年度）末現在、日本銀行が該当する。以下、法第25条の規定による届出を行う独立行政法人等を「指定独立行政法人等」という。）が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和元年度（2019年度）に指定独立行政法人等から行われた統計調査の変更の届出の件数は3件となっている。

5 事業所母集団データベース

（1）事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものとされており、同条第2項では、同項本文に規定する対象機関は、同項第1号又は第2号に掲げる目的のため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けられるとされている。

事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けられることができる機関については、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号。以下「平成30年改正法」という。）により、従来、国の行政機関の長、指定地方公共団体の長又は指定独立行政法人等とされていたところ、全ての公的統計の作成主体である行政機関等（行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等）に範囲が拡大されている。

また、法第27条第2項第1号に掲げる目的については、平成30年改正法により、統計調査（事実の報告を求めることにより行う調査）には該当しない統計を作成するための統計調査以外の調査（以下「意識調査等」という。）の対象の抽出についても含むこととされている。

令和元年度（2019年度）に、国の行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は245件となっている（表8参照）。

表 8 事業所母集団データベースの情報の利用状況

(令和元年度 (2019年度))

提供先 府省等名	提供を受けた件数	うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的	うち調査対象の抽出及び統計の作成目的
人事院	1	1	0	0
内閣府	3	3	0	0
総務省	12	8	2	2
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	17	17	0	0
農林水産省	4	2	0	2
経済産業省	10	9	1	0
国土交通省	1	0	1	0
環境省	3	3	0	0
都道府県	106	103	3	0
指定都市	35	32	3	0
指定独立行政法人等	1	1	0	0
上記以外の機関	51	47	2	2
合計	245	227	12	6
(参考) 平成30年度 (2018年度) の実績	123	119	2	2

(2) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体。以下同じ。）の負担の軽減に資することが挙げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）するとともに、②統計調査の実施後に調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）をしている。

また、令和元年（2019年）5月に平成30年改正法が全面施行されたことに伴い、国の行政機関は、事業所母集団データベースの情報を利用した意識調査等についても、調査履歴登録を行うこととしている。

令和元年度（2019年度）に、国の行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は、重複是正の対象となる73件のうち64件（実施率87.7%）、調査履歴登録を行った統計調査及び意識調査等は、調査履歴登録の対象となる147件のうち146件（実施率99.3%）となっている（表9参照）。

表9 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（令和元年度（2019年度））

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
内閣府	5(1)	5(1)	100.0	7(1)	7(1)	100.0
総務省	6(2)	6(2)	100.0	11(4)	11(4)	100.0
財務省	4(1)	4(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
文部科学省	3(1)	3(1)	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	23(1)	22(1)	95.7	34(1)	33(1)	97.1
農林水産省	10(1)	2(1)	20.0	25(1)	25(1)	100.0
経済産業省	10(3)	10(3)	100.0	33(6)	33(6)	100.0
国土交通省	12	12	100.0	23	23	100.0
環境省	2	2	100.0	4(1)	4(1)	100.0
合計	73(5)	64(5)	87.7	147(8)	146(8)	99.3
(参考) 平成30年度(2018 年度)の実績	86(3)	86(3)	100.0	160(5)	160(5)	100.0

(注) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

6 統計基準の設定

法第2条第9項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第28条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないとされており、これを廃止又は変更する場合も同様とされている。

令和元年度(2019年度)に、統計基準の新設や廃止又は変更を行ったものはない(表10参照)。

表10 統計基準の設定状況（令和元年度（2019年度）末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成23年 3月25日	平成23年 5月1日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成25年 10月30日	平成26年 4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成27年 2月13日	平成28年 1月1日

7 法に基づく協力要請

法第29条第1項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は

統計調査その他の統計を作成するための調査（令和元年（2019年）5月に平成30年改正法が全面施行されたことにより意識調査等も含むこととされた。）における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができることとされている。

令和元年度（2019年度）に、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は20件となっている（平成30年度（2018年度）の実績は6件）。

II 統計委員会

統計委員会は、法第44条の規定に基づき総務省に置くこととされ、法第45条各号に規定されている事項について調査審議等を行うこととされている。

また、統計委員会は、統計委員会令（平成19年政令第300号）第2条の規定に基づき、部会を置くことができることとされ、令和元年度（2019年度）末時点で8部会が置かれている。

1 統計委員会及び部会の開催実績等

令和元年度（2019年度）においては、統計委員会は13回開催され、部会は合計で57回開催された（表11参照）。

統計委員会は、平成30年改正法により追加された法第4条第7項の規定により、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることとされている。令和元年度（2019年度）において、その実績はなかった。

また、統計委員会に令和元年度（2019年度）に諮問され、同年度に答申した案件は10件あった。なお、令和元年度（2019年度）当初時点で、平成30年度（2018年度）から審議継続となっていた諮問案件が2件（諮問第127号「賃金構造基本統計調査の変更について」及び諮問第128号「経済産業省生産動態統計調査の変更について」）あり、令和元年度（2019年度）に答申が行われた。令和元年度（2019年度）に諮問が行われ、同年度末時点で調査審議中となっていたものは2件（諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」及び諮問第140号「経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更について」）であった（表12参照）。

表11 統計委員会及び部会等の開催実績（令和元年度（2019年度））

統計委員会		開催回数				
		令和元年度	(参考)			
			平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
		13	14	13	11	11
部会名	部会の所掌	開催回数				
		令和元年度	(参考)			
			平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
企画部会 注1)	統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項のうち特に重要な事項、基幹統計を作成する機関に対する協力要請に関する事項、3以上の部会に関連する横断的な課題に関する事項、及び他の部会の所掌に属さない事項	6	0	17	18	10
国民経済計算体系的整備部会	国民経済計算に関する事項、産業連関表に関する事項、及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に関する事項	6	4	8	2	0

部会名	部会の所掌	開催回数				
		令和元年度	(参考)			
			平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	15	13	3	14	10
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	7	17	8	12	6
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	12	7	7	7	10
統計基準部会	統計基準に関する事項	0	0	0	0	0
統計制度部会 注2)	政省令の制定又は改廃に関する事項、基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	0	4	3	2	1
点検検証部会 注3)	基幹統計及び一般統計調査における不適切事案の発生防止及び統計の品質向上に資する点検検証に関する事項	11	4	-	-	-
部会計		57	49	46	55	37
評価分科会	法第55条第3項の規定により統計委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）	5	2	-	-	-

(注1) 平成30年(2018年)7月20日「基本計画部会」を改組。また、「横断的課題検討部会」と統合。

(注2) 平成30年(2018年)7月20日「匿名データ部会」を改組。平成30年度(2018年度)においては、「匿名データ部会」としては開催なし。「統計制度部会」として4回開催。

(注3) 平成31年(2019年)1月30日「統計業務プロセス部会」(平成30年(2018年)4月20日設置)を改組。平成30年度(2018年度)においては、「統計業務プロセス部会」としては2回、「点検検証部会」としては2回開催。

(注4) 評価分科会については、平成30年(2018年)8月の統計委員会令の改正により新たに設置されたものである。

表12 統計委員会における諮問・答申件数

	平成30年度に諮問され令和元年度に答申した事案	令和元年度に諮問され同年度に答申した事案	令和元年度に諮問され同年度末で調査審議中の事案
公的統計の整備に関する基本的な計画(法第4条第2項)	0	0	1
基幹統計の指定(法第7条第1項、第7条第3項)	0	0	0
国民経済計算の作成基準(法第6条第2項)	0	0	0
基幹統計調査(法第9条第4項、第11条第2項)	2	10	1
統計基準の設定(法第28条第2項)	0	0	0
匿名データの作成(法第35条第2項)	0	0	0
政令・総務省令の制定又は改正	0	0	0
合計	2	10	2

また、統計委員会は、平成30年改正法により追加された法第45条第2号において、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項に関し、総務大臣に意見を述べることとされた。

令和元年度（2019年度）においては、統計委員会による意見は3件提出された（表13参照）。

表13 法第45条第2号に基づく統計委員会による意見の実績
(令和元年度（2019年度）)

意見日	意見名
令和元年6月27日	公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）
令和元年7月18日	令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議
令和元年9月30日	公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）

なお、法改正により追加された法第49条の2の規定により、統計委員会に、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する幹事を置くこととされた。

平成30年（2018年）6月29日以降、総務省及び関係行政機関の職員が幹事に任命されている。

2 評価分科会の開催実績等

(1) 統計技術評価の取組の根拠

法第55条第1項の規定では、総務大臣は、国の行政機関の長等に対し、法の施行の状況について報告を求めるとされており、同条第2項の規定では、毎年度、当該報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告しなければならないとされている。

また、法第55条第3項により、統計委員会は、法第55条第2項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができるとされている。

さらに、統計委員会令では、第1条第1項において「統計委員会（以下「委員会」という。）に、評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。」とされ、同条第2項において「分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第55条第3項の規定により委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）を処理することをつかさどる。」とされている。

評価分科会はこれらに基づき統計技術評価の取組を実施している。

(2) 統計技術評価に資する報告

令和元年度（2019年度）の統計委員会評価分科会は、表14のとおり、5回開催され、主に「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年（2018年）3月統計委員会）のフォローアップ等が行われ、その結果は、令和元年（2019年）9月30日及び2年（2020年）3月25日に、令和元年度統計委員会評価分科会審議結果報告書として取りまとめられた。

表14 令和元年度（2019年度）の統計委員会評価分科会の開催状況

回数	日付	内容
第3回	令和元年（2019年） 6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・建築着工統計調査（補正調査）の移行期の集計方法について ・経済産業省生産動態統計調査の欠測値補完方法の検証について
第4回	令和元年（2019年） 9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度統計委員会評価分科会審議結果報告書（案）（第1回～第4回審議分）について ・当面の検討の進め方について
第5回	令和2年（2020年） 1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会長の互選、分科会長代理の指名について ・当面の検討の進め方について ・精度検査報告書（注）提言に対応した取組について（法人企業統計調査、民間給与実態統計調査、造船造機統計調査、自動車輸送統計調査及び建築着工統計調査の補正調査） ・諸外国における欠測値補完及び総務省による各府省の統計作成支援について ・欠測値への対応に関する内閣府の研究成果について
第6回	令和2年（2020年） 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・精度検査報告書（注）提言に対応した取組について（薬事工業生産動態統計調査及び賃金構造基本統計調査） ・欠測値への対応に関する総務省・統計センターの研究成果について ・欠測値への対応に関する経済産業省の研究成果について
第7回	令和2年（2020年） 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度統計委員会評価分科会審議結果報告書（案）（第5回～第7回審議分）について

（注）「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）（平成30年（2018年）3月統計委員会）」

Ⅲ 調査票情報等の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

令和元年度（2019年度）に、国の行政機関又は指定独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は674件となっている（表15、資料22及び資料25参照）。

表15 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用
（令和元年度（2019年度））

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う場合	
		統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣府	4	4	0
総務省	73	70	3
財務省	15	13	2
文部科学省	103	95	8
厚生労働省	163	159	4
農林水産省	66	59	7
経済産業省	104	95	9
国土交通省	141	137	4
環境省	4	4	0
日本銀行	1	1	0
合計	674	637	37
(参考) 平成30年度（2018年度）の実績	613	559	54

（注）令和元年度（2019年度）に利用を開始したもの数（統計調査ごとに計上）であり、平成30年度（2018年度）以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第33条においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）が、統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1項第1号）
- ・ 公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第1項第2号）

に、総務省令（統計法施行規則（平成20年総務省令第145号））で定めると

ころにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができると規定されている。

後者の場合について、統計法施行規則（以下「規則」という。）第11条においては、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関等が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関等が、その実施に要する費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第33条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等

であって、規則第42条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものが規定されている。

令和元年度（2019年度）に、国の行政機関又は指定独立行政法人等が、法第33条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は1,999件となっている。また、法第33条第1項第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は219件となっている（表16、資料23及び資料25参照）。

表16 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供
(令和元年度(2019年度))

統計調査 所管府省名	法第33条第1項第1号該当件数 (公的機関等への提供)			法第33条第1項第2号該当件数 〔公的機関等が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成 等を行う場 合	統計調査そ の他の統計 を作成する ための調査 に係る名簿 を作成する 場合		公的機関等 が委託又は 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関等 が費用の全 部又は一部 を公募の方 法により補 助する調査 研究に係る 統計の作成 等を行う者 への提供	国の行政機 関又は地方 公共団体そ の他の執行 機関が政策 の企画、立 案、実施又 は評価に有 用であると 認める等の 統計の作成 等を行う者 への提供	
内閣府	5	5	0	2	0	2	0
総務省	227	193	34	85	11	74	0
財務省	11	10	1	1	0	1	0
文部科学省	195	194	1	19	4	15	0
厚生労働省	824	823	1	53	2	51	0
農林水産省	38	37	1	9	0	9	0
経済産業省	439	425	14	23	0	23	0
国土交通省	258	258	0	20	4	3	13

統計調査 所管府省名	法第33条第1項第1号該当件数 (公的機関等への提供)			法第33条第1項第2号該当件数 〔公的機関等が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供〕			
	統計の作成 等を行う場 合	統計調査そ の他の統計 を作成する ための調査 に係る名簿 を作成する 場合		公的機関等 が委託又は 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関等 が費用の全 部又は一部 を公募の方 法により補 助する調査 研究に係る 統計の作成 等を行う者 への提供	国の行政機 関又は地方 公共団体そ の他の執行 機関が政策 の企画、立 案、実施又 は評価に有 用であると 認める等の 統計の作成 等を行う者 への提供	
環境省	2	2	0	7	1	2	4
合計	1,999	1,947	52	219	22	180	17
(参考) 平成30年度(2018年 度)の実績	2,358	2,200	158	382	44	299	39

(注) 令和元年度(2019年度)に利用を開始したものの数(統計調査ごとに計上)であり、平成30年度(2018年度)以前から継続して利用しているものは含まない。

また、法改正(令和元年(2019年)5月施行)により、法第33条の2の規定が設けられ、同条第1項においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、上述の法第33条第1項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる」と規定されている。

行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第19条においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等(規則第19条第1項第1号)
- ・ 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等(規則第19条第1項第2号)

が規定されている。

学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等については、

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。)(以下「大学等」という。)若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究(公益社団法人又は公益財団法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に規定する公益目的事業((3)において「公益目的事業」という。)に該当するものに限る。以下

- この(1)において同じ。)又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) 大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (3) その実施に要する費用の全部又は一部を大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助（公益社団法人又は公益財団法人が行う補助については、公益目的事業に該当するものに限る。）する調査研究に係る統計の作成等
- (4) 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、法第33条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認められる統計の作成等
- が規定されている。

令和元年度（2019年度）に、国の行政機関又は指定独立行政法人等が、規則第19条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は7件となっている。また、同項第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は4件となっている。（表17、資料24及び資料25参照）。

表17 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供
（令和元年度（2019年度））

統計調査 所管府省名	法第33条の2第1項該当件数					
	学術研究の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第1号)					高等教育の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第2号)
	大学等若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究又はこれらの者が委託若しくは共同して行う調査研究に係る統計の作成等への提供	大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の人と共同して行う調査研究に係る統計の作成等への提供	大学等、公益社団法人又は公益財団法人が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等への提供	大学等、公益社団法人又は公益財団法人が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等への提供	国の行政機関又は地方公共団体の他の執行機関が、法第33条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認められる統計の作成等への提供	
総務省	4	0	3	1	0	0
厚生労働省	1	0	1	0	0	0
環境省	2	0	0	0	2	4
合計	7	0	4	1	2	4

(注) 令和元年（2019年）5月以降の実績である。

3 委託による統計の作成等の実施

法第34条においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一

般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うこと（以下「オーダーメイド集計」という。）ができると規定されている。

上述の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第27条第1項においては、学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等、教育の発展に資すると認められる統計の作成等及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第23条第3項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等が規定されている。

令和元年度（2019年度）末現在、国の行政機関及び指定独立行政法人等がオーダーメイド集計の対象としている統計調査は30調査（335年次分）となっている（資料26参照）。これらのうち、16調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託してオーダーメイド集計の結果を提供している。

令和元年度（2019年度）のオーダーメイド集計の提供件数は35件となっている（表18及び資料27参照）。

表18 オーダーメイド集計の結果の提供件数（令和元年度（2019年度））

統計調査 所管府省等名	オーダーメイド集計の結果 の提供件数	学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等	教育の発展に資すると認められる統計の作成等	官民データ活用推進基本法第23条第3項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等	(参考)
					統計調査ごとに計上した場合の提供件数
内閣府	1	1	0	0	1
総務省	25	23	0	2	26
厚生労働省	2	2	0	0	2
国土交通省	5	3	0	2	5
環境省	1	1	0	0	1
日本銀行	1	1	0	0	1
合計	35	31	0	4	36
(参考) 平成30年度 (2018年度)の 実績	22	22	0	—	23

(注1) 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメイド集計の提供を受け付けている場合があるため、各省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しないため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

(注2) 官民データ活用推進基本法第23条第3項の規定により指定された重点分野に係る場合については、法改正（令和元年（2019年）5月施行）により拡大されたものであるため、平成30年度（2018年度）の実績はない。

4 匿名データの作成及び提供

法第35条第1項においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、

その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」と規定されており、同条第2項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

また、法第36条第1項においては、国の行政機関の長又は指定独立行政法人等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、法第35条第1項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができると規定されている。

上述の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第35条第1項においては、学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等、教育の発展に資すると認められる統計の作成等、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等並びに官民データ活用推進基本法第23条第3項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等が規定されている。

令和元年度（2019年度）末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行っている統計調査は7調査（52年次分）となっている（資料26参照）。これらのうち、6調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託して匿名データの提供を実施している。

令和元年度（2019年度）の匿名データの提供件数は26件となっている（表19及び資料27参照）。

表19 匿名データの提供件数（令和元年度（2019年度））

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる統計の 作成等	教育の発展 に資すると 認められる 統計の作成 等	国際社会にお ける我が国の 利益の増進等 に資すると認 められる統計 の作成等	官民データ活 用推進基本法 第23条第3項 の規定により 指定された重 点分野に係る 統計の作成等	(参考) 統計調査ごと に計上した場 合の提供件数
総務省	17	16	1	0	0	19
厚生労働省	9	7	2	0	0	9
合計	26	23	3	0	0	28
(参考) 平成30年度（2018 年度）の実績	49	47	2	0	—	63

(注1) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

(注2) 官民データ活用推進基本法第23条第3項の規定により指定された重点分野に係る場合については、法改正（令和元年（2019年）5月施行）により拡大されたものであるため、平成30年度（2018年度）の実績はない。

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならないと規定されており、同項各号において、対象機関ごとに当該措置を講じなければならない情報が規定されている。

当該対象機関については、従来、国の行政機関の長、指定地方公共団体の長及び指定独立行政法人等とされていたところ、平成30年改正法により事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる機関の範囲が拡大されたことに伴い、全ての公的統計の作成主体である行政機関等（行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等）に範囲が拡大されている。

対象機関が講じなければならない措置については、規則第41条において、主体・対象となる情報ごとに組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置等のカテゴリーを設定し、それぞれ適正管理措置を講ずべき具体的な措置内容を規定している。

国の行政機関、地方公共団体その他の執行機関、独立行政法人等及び受託者（法第39条第1項各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者）においては、法第39条及び規則第41条の規定に基づき、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理簿の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

令和元年度（2019年度）には、過失により調査票を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、調査票情報等の管理の徹底について指導する等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

IV その他

1 統計情報の提供（e-Statの取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<https://www.e-stat.go.jp/>）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料29参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第54条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

令和元年度（2019年度）末時点で、e-Statに登録されている統計の数は627件、提供されている統計表の数は約80.5万表となっており、令和元年度（2019年度）には約3,337万件のアクセスがあった（クローラーによるアクセス^注を除く。）（表20参照）。

注）検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表20 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数（令和元年度(2019年度)）

府省名	府省のコンテンツに対するアクセス件数
内閣官房	19,447
人事院	62,867
内閣府	891,425
総務省	9,097,244
法務省	711,163
外務省	18,987
財務省	8,931,125
文部科学省	1,380,017
厚生労働省	4,336,648
農林水産省	5,715,596
経済産業省	519,724
国土交通省	1,554,598
環境省	130,544
防衛省	174
合計	33,369,559
(参考)平成30年度(2018年度)実績	21,485,521

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 統計調査における新型コロナウイルス感染症の影響

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和元年（2019年）12月に中国湖北省武

漢市において確認されて以降、国際的に広がりを見せることとなった。

我が国においても、令和2年（2020年）1月に国内での新型コロナウイルス感染症の感染が判明した後、感染が全国に拡大したため、同年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が発せられ、外出の自粛等が要請されることとなった。

これらの状況を踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）では、国の行政機関、指定地方公共団体及び指定独立行政法人等に対し、令和2年（2020年）2月26日及び緊急事態宣言発出後の同年4月8日の2回にわたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から調査計画の変更を行う場合の承認手続等について弾力的な運用を行うこと及び調査結果の公表の際に適切な情報提供を行うべきこと等について通知を行った。

また、統計委員会は、令和2年（2020年）3月16日に「統計法第9条第4項ただし書きにおける『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」（平成21年3月9日統計委員会決定。資料17参照）の改正を行い、感染症の発生に伴う基幹統計調査の延期又は調査方法の変更を行う場合、統計委員会への諮問を要しないこととされた。

さらに、令和2年（2020年）5月1日の北村統計委員会委員長談話においては、このような状況にあっても、社会・経済の実態を的確に捉えるための統計の重要性は変わるものではなく、現下の正確な状況把握のために、国民共通の情報基盤である統計の必要性は更に高まっていることが指摘されるとともに、政府に対し、調査が安全かつ円滑に行われ、報告者等の負担軽減はもとより、調査実施者における業務の見直しや実施体制の確保についても万全を期すことが求められた。

（2）新型コロナウイルス感染症による統計調査への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、労働力調査や家計調査において調査員調査が困難な場合には郵送調査を併用することや、令和2年（2020年）国民生活基礎調査を中止すること、そのほか、令和2年度（2020年度）に実施等を予定していた基幹統計調査及び一般統計調査の一部において、実施時期の繰下げ、調査票提出期限の延長、公表時期の繰下げ、調査の中止などの措置が採られている。

【資料編】

資料 1 統計法の概要

1. 総則 (第1条～第4条)

- 公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与【第1条】
- 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け【第2条】
- 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議決定（おおむね5年ごとに変更）【第4条】

2. 公的統計の作成 (第5条～第31条)

- 行政機関は、基幹統計を作成したときは、速やかに公表（公表期日等は、事前に公表）【第8条】
- 行政機関は、基幹統計調査又は一般統計調査を行おうとするときは、総務大臣の承認が必要【第9条・第19条】
- 行政機関は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別の事情があるときを除き、速やかに公表【第23条】
- 指定地方公共団体又は指定独立行政法人等は、統計調査を行おうとするときは、総務大臣に届出【第24条・第25条】
- 行政機関は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、作成方法を総務大臣に通知【第26条】
- 総務大臣は、正確かつ効率的な統計作成及び被調査者の負担軽減のため、事業所母集団データベースを整備【第27条】
- 総務大臣は、統計基準（公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準）を決定【第28条】
- 行政機関は、正確かつ効率的な統計作成及び被調査者の負担軽減のため、他の行政機関に対し行政記録情報の提供等の協力を求めることが可能【第29条・第30条】

3. 調査票情報等の利用及び提供 (第32条～第38条)

- 行政機関又は指定独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を二次利用することが可能【第32条】
- 行政機関又は指定独立行政法人等は、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報、オーダーメイド集計の結果（委託により作成した統計等）及び匿名データ（特定の個人等が識別できないように調査票情報を加工したもの）を提供することが可能【第33条～第36条】

4. 調査票情報等の保護 (第39条～第43条)

- 調査票情報等について、行政機関等の適正管理義務、目的外利用の禁止及び守秘義務を規定するとともに、業務の委託を受けた者、調査票情報の提供を受けた者等にも同様に適用【第39条～第43条】

5. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- 総務省に統計委員会を設置し、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議すること、基本計画案等について意見を述べること、基本計画の実施状況について勧告すること等の事務を遂行【第44条・第45条】
- 委員を補佐するため、統計委員会に幹事を置き、総務省及び関係行政機関の職員のうちから任命【第49条の2】

6. 雑則 (第52条～第56条の2)

- 総務大臣は、公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報を提供できるよう措置【第54条】
- 総務大臣は、統計法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表【第55条】

7. 罰則 (第57条～第62条)

- 守秘義務違反等に対する罰則を規定【第57条～第62条】

資料2 統計改革に係る統計法等改正状況

年月日	主な改正状況
平成30年3月6日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案」閣議決定、第196回通常国会提出
平成30年5月17日	・衆議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月18日	・衆議院本会議において可決〔賛成多数〕
平成30年5月24日	・参議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月25日	・参議院本会議において可決・成立〔賛成多数〕
平成30年6月1日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」公布 ※統計委員会の機能強化に関する改正規定については公布日施行
平成30年8月31日	・「統計委員会令の一部を改正する政令（平成30年政令第247号）」公布・施行
平成30年12月21日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第345号）」公布 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」公布
平成31年2月22日	・「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」公布
平成31年3月29日	・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」公布 ※一部の改正規定については公布日施行
平成31年4月23日	・「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示第203号）」公布
令和元年5月1日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」全面施行 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」、「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」及び「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示203号）」施行 ・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」全面施行

資料 3 基幹統計及び基幹統計調査一覧

(令和元年度(2019年度)末現在)

府省名	基幹統計	基幹統計調査 (左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査)	府省名	基幹統計	基幹統計調査 (左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査)
内閣府	国民経済計算(※)	-	農林水産省	農林業構造統計	農林業センサス
総務省	国勢統計	国勢調査		牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計調査
	住宅・土地統計	住宅・土地統計調査		作物統計	作物統計調査
	労働力統計	労働力調査		海面漁業生産統計	海面漁業生産統計調査
	小売物価統計	小売物価統計調査		漁業構造統計	漁業センサス
	家計統計	家計調査		木材統計	木材統計調査
	個人企業経済統計	個人企業経済調査		農業経営統計	農業経営統計調査
	科学技術研究統計	科学技術研究調査	経済産業省	経済産業省生産動態統計	経済産業省生産動態統計調査
	地方公務員給与実態統計	地方公務員給与実態調査		ガス事業生産動態統計	ガス事業生産動態統計調査
	就業構造基本統計	就業構造基本調査		石油製品需給動態統計	石油製品需給動態統計調査
	全国家計構造統計	全国家計構造調査		商業動態統計	商業動態統計調査
	社会生活基本統計	社会生活基本調査		経済産業省特定業種石油等消費統計	経済産業省特定業種石油等消費統計調査
	人口推計(※)	-		経済産業省企業活動基本統計	経済産業省企業活動基本調査
財務省	法人企業統計	法人企業統計調査		鉱工業指数(※)	-
	民間給与実態統計	民間給与実態統計調査	国土交通省	港湾統計	港湾調査
文部科学省	学校基本統計	学校基本調査		造船機械統計	造船機械統計調査
	学校保健統計	学校保健統計調査		建築着工統計	建築着工統計調査
	学校教員統計	学校教員統計調査		鉄道車両等生産動態統計	鉄道車両等生産動態統計調査
	社会教育統計	社会教育調査		建設工事統計	建設工事統計調査
厚生労働省	人口動態統計	人口動態調査		船員労働統計	船員労働統計調査
	毎月勤労統計	毎月勤労統計調査		自動車輸送統計	自動車輸送統計調査
	菓子工業生産動態統計	菓子工業生産動態統計調査		内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計調査
	医療施設統計	医療施設調査		法人土地・建物基本統計	法人土地・建物基本調査(注3)
	患者統計	患者調査	総務省及び 経済産業省	経済構造統計	経済センサス-基礎調査(注3)
	賃金構造基本統計	賃金構造基本統計調査		工業統計調査	工業統計調査
	国民生活基礎統計	国民生活基礎調査		経済構造実態調査	経済構造実態調査
	生命表(※)	-			
	社会保障費用統計(※)	-	10府省(注2)	産業連関表(※)	-

(注1)「基幹統計」欄に(※)を付したものは、統計調査以外の方法により作成される基幹統計であることから、対応する基幹統計調査の欄は空欄になっている。

(注2)内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

(注3)経済センサス-基礎調査は、総務省の単独調査として実施。経済センサス-活動調査は、総務省及び経済産業省の共管調査として実施

資料4 基幹統計調査の承認一覧

(令和元年度(2019年度))

実施府省	基幹統計調査の名称	承認年月日
総務省	小売物価統計調査	令和元年8月9日
	国勢調査	令和元年10月11日
	科学技術研究調査	令和2年1月20日
	住宅・土地統計調査	令和2年1月20日
	全国家計構造調査	令和2年2月20日
	労働力調査	令和2年3月31日
財務省	法人企業統計調査	令和元年5月24日 令和2年1月14日
文部科学省	学校教員統計調査	令和元年6月13日
	学校基本調査	令和2年1月30日
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	令和元年10月11日
	人口動態調査	令和元年10月11日
	国民生活基礎調査	令和元年11月15日
	患者調査	令和2年3月23日
	医療施設調査	令和2年3月23日
農林水産省	農林業センサス	令和元年9月26日 令和元年11月15日 令和2年2月18日 令和2年3月16日
	海面漁業生産統計調査	令和元年10月9日
	作物統計調査	令和2年2月7日
経済産業省	商業動態統計調査	令和元年8月5日 令和2年1月6日
	石油製品需給動態統計調査	令和2年1月23日
国土交通省	港湾調査	令和元年7月30日
	法人土地・建物基本調査	令和元年8月20日
	自動車輸送統計調査	令和元年9月26日 令和2年2月21日
	造船造機統計調査	令和元年12月20日
	鉄道車両等生産動態統計調査	令和元年12月20日
	建築着工統計調査	令和2年3月17日
総務省・経済産業省	経済構造実態調査	令和元年12月25日
	工業統計調査	令和2年3月12日

(注) 本表は、法第11条の規定に基づき、令和元年度(2019年度)中に総務大臣に申請され、同年度中に承認が行われた基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料5 基幹統計調査の年度別承認件数

(平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))

府省名	令和 元年度 (2019年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 27年度 (2015年度)
総務省	8*	8*	6(2)	8*(2)	5*(2*)
財務省	2(2)	1	0	0	0
文部科学省	2	1	2	2	3
厚生労働省	6(2)	4	5(2)	6(2)	3
農林水産省	6(4)	5	3	3	8(2)
経済産業省	6*(2)	6*(2*)	1	6*(2)	6*(2*)
国土交通省	7(2)	1	2	0	1
合計	35(12)	24(2)	19(4)	24(6)	24(4)

(注1) ()内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

(注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査(平成30年度(2018年度)及び令和元年度(2019年度)は経済構造実態調査と工業統計調査、平成27年度(2015年度)及び28年度(2016年度)は経済センサス-活動調査)。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

資料6 基幹統計の公表までの期間

経常調査により作成された基幹統計の公表状況 (平成30年度、令和元年度)

府省名	公表を行った件数 (件)		公表までの平均期間 (日)	
	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
総務省	6(1)	5	59	45
財務省	2	2	41	69
文部科学省	2	2	86	86
厚生労働省	6	6	98	103
農林水産省	5	5	27	28
経済産業省	8(1)	8	94	92
国土交通省	8	8	49	10
合計/全体平均	36(1)	36	65	59

- (注1) 令和元年度に第一報の公表を行った基幹統計を計上している。
- (注2) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。
- (注3) 1つの基幹統計の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。
- (注4) 統計調査以外の方法により作成される基幹統計である国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、産業連関表(内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)並びに周期調査により作成される基幹統計の公表までの平均期間は算出していない。
- (注5) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
- (注6) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期(毎月、毎四半期、半年など)で行われる統計調査を指す。

周期調査により作成された基幹統計の公表までの期間 (令和元年度)

府省名	基幹統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
総務省	住宅・土地統計調査	5年	185日 (H31.4公表)	278日 (H26.7公表)	-93日
文部科学省	社会教育調査	3年	233日 (R1.7公表)	323日 (H28.10公表)	-90日
農林水産省	2018年漁業センサス	5年	209日 (R1.8公表)	210日 (H26.8公表)	-1日
国土交通省	法人土地・建物基本 調査	5年	53日 (R1.9公表)	22日 (H26.10公表)	+31日

- (注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。
- (注2) 本表でいう「周期調査」とは1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)で行われる統計調査を指す。

資料7 一般統計調査の承認一覧

(令和元年度(2019年度))

実施府省	一般統計調査の名称	承認年月日
人事院	職種別民間給与実態調査	平成31年4月11日
	民間企業における役員報酬(給与)調査	平成31年4月25日
	民間企業の勤務条件制度等調査	令和元年9月17日
内閣府	民間非営利団体実態調査	令和元年6月7日
	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	令和元年6月18日
	民間企業投資・除却調査	令和元年7月24日
	市民の社会貢献に関する実態調査	令和元年8月20日
	高齢者の経済生活に関する調査	令和元年10月9日
	青少年のインターネット利用環境実態調査	令和元年10月29日
	公益法人の寄附金収入に関する実態調査	令和元年12月5日
	地方公共団体消費状況等調査	令和2年3月19日
総務省	2020年国勢調査第3次試験調査	平成31年4月9日
	サービス産業動向調査	令和元年5月23日
	全国単身世帯収支実態調査	令和元年8月19日
	通信利用動向調査	令和元年10月9日
	死因究明等の推進に関する取組に係るアンケート調査	令和元年11月22日 令和2年1月24日
	通信利用動向調査	令和2年3月31日
法務省	成年年齢引下げ後の成人式の実施に関する調査	令和元年5月30日
	成年年齢引下げの環境整備に関する浸透度についての調査	令和2年3月17日
財務省	たばこ小売販売業調査	令和元年11月15日
	連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査	令和2年1月23日
文部科学省	子供の学習費調査	令和元年7月19日
	民間企業の研究活動に関する調査	令和元年7月24日
	ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	令和元年9月26日
	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	令和元年10月29日 令和2年2月20日
	学術情報基盤実態調査	令和元年12月25日
	子供の学習費調査	令和2年2月25日
	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	令和2年3月3日
	大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	令和2年3月17日
厚生労働省	公的年金加入状況等調査	平成31年4月10日
	保健師活動領域調査(領域調査)	平成31年4月16日
	社会福祉施設等調査	平成31年4月18日
	社会保障・人口問題基本調査(世帯動態調査)	平成31年4月18日
	裁量労働制実態調査	令和元年5月10日
	最低賃金に関する実態調査	令和元年5月10日

実施府省	一般統計調査の名称	承認年月日
厚生労働省	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	令和元年5月23日
	介護事業実態調査	令和元年5月27日
	医療経済実態調査	令和元年5月29日
	雇用の構造に関する実態調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査）	令和元年6月17日 令和元年11月11日
	訪問看護療養費実態調査	令和元年6月25日
	労働安全衛生調査（労働環境調査）	令和元年7月19日
	歯科技工料調査	令和元年7月29日
	障害福祉サービス等経営概況調査	令和元年7月29日
	就労条件総合調査	令和元年8月6日
	最低賃金に関する実態調査	令和元年8月6日
	裁量労働制実態調査	令和元年8月20日
	雇用均等基本調査	令和元年9月9日
	能力開発基本調査	令和元年9月9日
	医薬品価格調査	令和元年9月24日
	国民健康・栄養調査	令和元年9月24日
	21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	令和元年9月27日
	特定保険医療材料価格調査	令和元年9月27日
	有期労働契約に関する実態調査	令和元年11月21日
	労使関係総合調査	令和元年11月21日
	年金制度基礎調査	令和元年12月5日
	賃金の引上げ等の実態に関する調査	令和元年12月24日
	無医地区等及び無歯科医地区等調査	令和2年1月17日
	地域児童福祉事業等調査	令和2年1月30日
	喫煙環境に関する実態調査	令和2年3月12日
	労務費率調査	令和2年3月12日
	社会保障生計調査	令和2年3月30日
	被保護者調査	令和2年3月30日
保険医療材料等使用状況調査	令和2年3月30日	
農林水産省	内水面漁業生産統計調査	平成31年4月10日
	農業物価統計調査	令和元年5月10日
	6次産業化総合調査	令和元年8月9日
	漁業構造動態調査	令和元年8月27日
	水産物流通調査	令和元年10月31日
	畜産統計調査	令和元年11月15日
	食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査	令和2年3月3日
経済産業省	模倣被害実態調査	令和元年6月26日
	貴金属流通統計調査	令和元年7月30日
	シェアリングエコノミーに関する実態調査	令和元年8月22日
	鉄鋼需給動態統計調査	令和元年10月9日
	鉄鋼生産内訳月報	令和元年10月9日
	特定サービス産業動態統計調査	令和元年12月20日

実施府省	一般統計調査の名称	承認年月日
経済産業省	石油設備調査	令和2年2月10日
	石油輸入調査	令和2年2月10日
	海外現地法人四半期調査	令和2年3月12日
国土交通省	船員労働統計予備調査	令和元年5月16日
	国際航空旅客動態調査	令和元年7月26日
	建設業構造実態調査	令和元年9月9日
	空き家所有者実態調査	令和元年9月10日
	バルク貨物流動調査	令和元年9月24日
	全国都市交通特性調査 試験調査	令和元年10月29日
	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査 事前調査	令和元年10月29日
	訪日外国人消費動向調査	令和元年12月20日
	航空旅客動態調査	令和2年2月7日
	自動車燃料消費量調査	令和2年2月7日
環境省	環境保健サーベイランス調査	令和元年9月11日
	家庭部門のCO2排出実態統計調査	令和元年9月26日
総務省・ 経済産業省	経済センサス-活動調査試験調査	令和元年7月4日
文部科学省・ 厚生労働省	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	令和2年2月28日
経済産業省・ 環境省	リサイクル産業実態調査	令和元年10月23日

（注）本表は、法第19条又は第21条の規定に基づき、総務大臣に申請され、令和元年度中に承認された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料8 一般統計調査の年度別承認件数

(平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))

府省名	令和 元年度 (2019年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 27年度 (2015年度)
人事院	3	3	3	3	1
内閣府	8	7(1)	8	6	6
総務省	8(1)	4	13(1)	9	8(1)
法務省	2	1	0	0	0
財務省	2	2(1)	0	2	1
文部科学省	10(1)	7(1)	9(1)	9(1)	4
厚生労働省	36(1)	21(1)	31(1)	29(1)	26
農林水産省	7	11	10(1)	13	11
経済産業省	11(2)	9(1)	12(2)	9(1)	4(1)
国土交通省	10	17(1)	6	6(1)	9
環境省	3(1)	0	3	4	6
合計	97(3)	79(3)	92(3)	88(2)	75(1)

(注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(注2) 複数回承認されている場合は、それぞれ1件と計上している。

資料9 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間 （令和元年度）

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
人事院	3	133
内閣府	9(1)	56
総務省	5(1)	89
財務省	4(1)	185
文部科学省	9(2)	175
厚生労働省	31(2)	195
農林水産省	25(1)	70
経済産業省	22(2)	83
国土交通省	19	94
環境省	6	118
合計／全体平均	128(5)	118
(参考) 平成30年度の実績	135(5)	128

(注1) 令和元年度に第一報の公表を行った一般統計調査を計上している。

(注2) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

(注3) 1つの一般統計調査において、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

(注4) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の結果の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の結果の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(注5) 本表でいう「経常調査」とは1年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査を指す。

一般統計調査（周期調査）の結果の公表までの期間 （令和元年度）

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
文部科学省	子供の学習費調査	2年	217日 (R1. 12公表)	221日 (H29. 12公表)	-4日
	学校給食栄養報告	2年	182日 (R1. 6公表)	199日 (H30. 7公表)	-17日
	全国イノベーション調査	2年	148日 (R1. 8公表)	122日 (H28. 4公表)	+26日
	大学等におけるフルタイム 換算データに関する調査	5年	161日 (R1. 6公表)	365日 (H26. 11公表)	-204日
厚生労働省	医療経済実態調査（保険者 調査）	2年	37日 (R1. 11公表)	54日 (H29. 11公表)	-17日

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
	労使関係総合調査(労働組合活動等に関する実態調査)	2年	342日 (R1. 6公表)	335日 (H29. 6公表)	+7日
	労働安全衛生調査(実態調査)	5年	274日 (R1. 8公表)	281日 (H30. 8公表)	-7日
	障害者雇用実態調査	5年	340日 (R1. 6公表)	363日 (H26. 12公表)	-23日
	社会保障・人口問題基本調査(全国家庭動向調査)	5年	409日 (R1. 9公表)	373日 (H26. 8公表)	+36日
	介護事業実態調査(介護事業経営概況調査)	3年	180日 (R1. 12公表)	181日 (H28. 12公表)	-1日
	訪問看護療養費実態調査	2年	243日 (R2. 3公表)	200日 (H30. 2公表)	+43日
	所得再分配調査	3年	738日 (R1. 9公表)	751日 (H28. 9公表)	-13日
	特定保険医療材料価格調査	2年	40日 (R1. 12公表)	41日 (H30. 12公表)	-1日
	全国家庭児童調査	5年	1742日 (R1. 12公表)	724日 (H23. 12公表)	+1018日
	児童養護施設入所児童等調査	5年	672日 (R2. 1公表)	680日 (H27. 1公表)	-8日
	雇用の構造に関する実態調査(若年者雇用実態調査)	不定期	383日 (R1. 12公表)	299日 (H26. 9公表)	+84日
	最低賃金に関する実態調査	不定期	38日 (R1. 7公表)	29日 (H30. 7公表)	+9日
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	不定期	139日 (H31. 4公表)	145日 (H30. 4公表)	-6日
農林水産省	林業経営統計調査(家族経営体調査)	5年	321日 (R1. 12公表)	420日 (H27. 3公表)	-99日
国土交通省	内航船舶輸送統計母集団調査	5年	273日 (R1. 8公表)	292日 (H26. 9公表)	-19日
	パーソントリップ調査(京都市圏パーソントリップ調査)	10年	362日 (R1. 11公表)	365日 (H21. 11公表)	-3日
	住生活総合調査	5年	380日 (R2. 1公表)	468日 (H27. 4公表)	-88日
	航空貨物動態調査	2年	182日 (R1. 5公表)	125日 (H29. 3公表)	+57日
	国際航空貨物動態調査	2年	175日 (R1. 5公表)	126日 (H29. 3公表)	+49日
	マンション総合調査	5年	91日 (H31. 4公表)	82日 (H26. 4公表)	+9日

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	前回調査 との差
環境省	大気汚染物質排出量総合調査	3年	322日 (R1. 9 公表)	444日 (H29. 3 公表)	-122日
	水質汚濁物質排出量総合調査	2年	151日 (R2. 3 公表)	170日 (H30. 4 公表)	-19日
経済産業省 国土交通省	建設機械動向調査	2年	133日 (R1. 6 公表)	112日 (H30. 8 公表)	+21日

(注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。なお、1つの統計調査において、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間を記載している。

(注2) 本表でいう「周期調査」とは1年を超える周期(2年に1回、5年に1回など)で行われる統計調査を指す。

(注3) 新規調査及び1回限りで行われた調査については、記載していない。

資料10 都道府県別統計調査の届出件数

(令和元年度(2019年度))

都道府県名	届出件数		都道府県名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
北海道	1	0	滋賀県	8	4
青森県	3	7	京都府	10	2
岩手県	0	3	大阪府	8	3
宮城県	1	2(1)	兵庫県	1	0
秋田県	1	2	奈良県	3	6
山形県	3	0	和歌山県	1	1
福島県	2	1	鳥取県	1	7
茨城県	3	1	島根県	5	2
栃木県	10	3	岡山県	1	0
群馬県	3	0	広島県	1	3
埼玉県	3	7	山口県	1	2
千葉県	10	6	徳島県	0	0
東京都	11	9	香川県	3	3
神奈川県	1	7	愛媛県	1	1
新潟県	7	7(3)	高知県	48	11
富山県	5	2	福岡県	0	1
石川県	1	1	佐賀県	2	5
福井県	0	3	長崎県	0	0
山梨県	2	3	熊本県	1	3
長野県	1	2	大分県	0	1
岐阜県	6	4	宮崎県	3	1
静岡県	4	5	鹿児島県	2	1
愛知県	7	6	沖縄県	2	0
三重県	3	4	合計	190	142(4)

(注1) ()内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

資料11 指定都市別統計調査の届出件数

(令和元年度(2019年度))

指定都市名	届出件数		指定都市名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
札幌市	1	0	京都市	2	0
仙台市	6	1(1)	大阪市	7	6
さいたま市	1	1	堺市	1	0
千葉市	2	0	神戸市	4	7
横浜市	1	1	岡山市	0	0
川崎市	3	3	広島市	1	1
相模原市	0	1	北九州市	10	4
新潟市	0	6(3)	福岡市	4	1
静岡市	4	2	熊本市	5	2
浜松市	0	2			
名古屋市	2	0	合計	54	38

(注1) ()内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

資料12 統計委員会委員名簿

(任命期間：平成29年(2017年)10月14日～令和元年(2019年)10月13日)

委員長	西村 清彦	政策研究大学院大学特別教授
委員長代理	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
委員	河井 啓希	慶應義塾大学経済学部教授
	川崎 茂	日本大学経済学部特任教授
	清原 慶子	ルーテル学院大学客員教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	関根 敏隆	日本銀行金融研究所長
	永瀬 伸子	お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授
	中村 洋一	法政大学理工学部経営システム工学科教授
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役会長
	宮川 努	学習院大学経済学部教授

(注1) 令和元年度(2019年度)中に在任していた委員について記載

(注2) 役職は令和元年(2019年)10月13日時点

(任命期間：令和元年(2019年)10月14日～令和3年(2021年)10月13日)

委員長	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
委員長代理	椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事 情報・システム研究機構統計数理研究所長
委員	岩下 真理	大和証券チーフマーケットエコノミスト
	川崎 茂	日本大学経済学部特任教授
	神田 玲子	公益財団法人NIRA総合研究開発機構理事・研究調査部長
	清原 慶子	ルーテル学院大学客員教授
	佐藤 香	東京大学社会科学研究所教授
	嶋崎 尚子	早稲田大学文学学術院教授
	白塚 重典	慶應義塾大学経済学部教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部経営システム工学科教授
	野呂 順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役会長
	宮川 努	学習院大学経済学部教授

(注1) 令和元年度(2019年度)中に在任していた委員について記載

(注2) 役職は令和2年(2020年)3月末日時点

資料13 統計委員会臨時委員名簿

部会名（設置時期）	臨時委員名（所属期間）	
企画部会 (H30. 7. 20～)	川口 大司	東京大学大学院経済学研究科教授 (R2. 3. 16～)
国民経済計算体系的整備部会 (H29. 2. 23～)	菅 幹雄 山澤 成康	法政大学経済学部教授 (R1. 10. 18～) 跡見学園女子大学マネジメント学部教授 (H30. 7. 20～R1. 10. 13、 R1. 10. 18～)
人口・社会統計部会 (H19. 10. 5～)	宇南山 卓 川口 大司	一橋大学経済研究所社会科学統計情報研究センター准教授 (R1. 10. 18～) 東京大学大学院経済学研究科教授 (R1. 10. 18～)
産業統計部会 (H19. 10. 29～)	宇南山 卓	一橋大学経済研究所社会科学統計情報研究センター准教授 (R1. 10. 18～)
サービス統計・企業統計部会 (H21. 4. 1～)	宇南山 卓 菅 幹雄 成田 礼子	一橋大学経済研究所社会科学統計情報研究センター教授 (R2. 3. 30～) 法政大学経済学部教授 (R2. 3. 30～) E Y新日本有限責任監査法人パートナー (R1. 10. 18～)
統計基準部会 (H21. 1. 19～)	菅 幹雄	法政大学経済学部教授 (R1. 10. 18～)
統計制度部会 (H30. 7. 20～)	縣 公一郎 石井 夏生利 藤原 静雄	早稲田大学政治経済学術院教授 (H30. 7. 20～R1. 10. 13、R1. 10. 18 ～) 中央大学国際情報学部教授 (H30. 7. 20～R1. 10. 13、R1. 10. 18～) 中央大学大学院法務研究科教授 (H30. 7. 20～R1. 10. 13、R1. 10. 18 ～)
点検検証部会 (H31. 1. 30～)	成田 礼子	E Y新日本有限責任監査法人パートナー (R1. 10. 18～)
評価分科会 (H30. 8. 31～)	岩下 真理 神林 龍 久我 尚子 山本 涉 美添 泰人	大和証券チーフマーケットエコノミスト (H30. 9. 28～R1. 10. 13) 一橋大学経済研究所教授 (H30. 9. 28～R1. 10. 13) 株式会社ニッセイ基礎研究所生活研究部主任研究員 (R1. 10. 14 ～) 電気通信大学大学院情報理工学研究科准教授 (R1. 10. 14～) 青山学院大学経営学部プロジェクト教授 (H30. 9. 28～R1. 10. 13、 R1. 10. 14～)

(注1) 令和元年度(2019年度)中に在任していた臨時委員について記載

(注2) 部会は、令和元年度(2019年度)に設置されていた部会について記載

(注3) 役職は、直近の任命時点

資料 14 統計委員会専門委員名簿

部会名（設置時期）	専門委員名（所属期間）	
企画部会 (H30. 7. 20～)	清水 千弘	日本大学スポーツ科学部教授 (H30. 7. 20～R1. 10. 13、R1. 10. 18～)
国民経済計算体系 的整備部会 (H29. 2. 23～)	小巻 泰之 斎藤 太郎 新家 義貴 菅 幹雄 滝澤 美帆 宮川 幸三	大阪経済大学経済学部教授 (H30. 4. 20～R1. 10. 13、R1. 10. 18～) 株式会社ニッセイ基礎研究所経済研究部経済調査部長 (H30. 4. 20～R1. 10. 13、R1. 10. 18～) 第一生命経済研究所経済調査部主席エコノミスト (H30. 4. 20～ R1. 10. 13、R1. 10. 18～) 法政大学経済学部教授 (H30. 2. 1～R1. 10. 13) 学習院大学経済学部経済学科准教授 (R1. 10. 18～) 立正大学経済学部教授 (H30. 2. 1～R1. 10. 13、R1. 10. 18～)
人口・社会統計部会 (H19. 10. 5～)	川口 大司 濱口 伸明 伏見 清秀 康永 秀生	東京大学大学院経済学研究科教授 (H31. 3. 19～H31. 4. 26、 H31. 6. 27～R1. 9. 30) 神戸大学経済経営研究所教授 (R1. 6. 27～R1. 9. 30) 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医歯学系専攻環境 社会医歯学講座医療政策情報学教授 (R1. 12. 20～R2. 3. 16) 東京大学大学院医学系研究科臨床疫学・経済学教授 (R1. 12. 20～R2. 3. 16)
産業統計部会 (H19. 10. 29～)	山岸 順子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授 (R1. 11. 27～R2. 1. 24)
サービス統計・企業 統計部会 (H21. 4. 1～)	宮川 幸三 山口 裕之	立正大学経済学部教授 (H31. 4. 18～R1. 6. 27) 株式会社日通総合研究所 Sales Development Unit Account Officer (H31. 4. 26～R1. 7. 18)
統計基準部会 (H21. 1. 19～)	該当する専門委員なし	
統計制度部会 (H30. 7. 20～)	該当する専門委員なし	
点検検証部会 (H31. 1. 30～)	大西 浩史 川口 大司 篠 恭彦	株式会社リアライズ代表取締役社長 一般社団法人日本データマネジメント・コンソーシアム理事 兼事務局長 (H31. 3. 5～R1. 10. 13) 東京大学大学院経済学研究科教授 (H31. 2. 15～R1. 10. 13) 一般社団法人日本能率協会審査登録センター専任審査員 (H31. 3. 5～R1. 10. 13、R1. 10. 18～)

部会名（設置時期）	専門委員名（所属期間）	
	西 美幸	アビームコンサルティング株式会社公共ビジネスユニットシニアマネージャー（H31. 2. 15～R1. 10. 13、R1. 10. 18～）
評価分科会 （H30. 8. 31～）	神林 龍	一橋大学経済研究所経済制度・経済政策研究部門教授 （R1. 10. 14～）

（注1）令和元年度（2019年度）中に在任していた専門委員について記載

（注2）部会は、令和元年度（2019年度）に設置されていた部会について記載

（注3）役職は、直近の任命時点

資料15 統計委員会開催状況（第135回～第147回）

回数	開催年月日	審議事項
第135回	平成31年 (2019年) 4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第129号「商業動態統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・部会に属すべき委員及び専門委員の指名について ・サービス分野の生産物分類（2019年設定）（案）について ・基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠（案）について ・毎月勤労統計調査について
第136回	平成31年 (2019年) 4月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第127号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」 ・諮問第130号「港湾調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・統計委員会専門委員の発令等について ・毎月勤労統計調査について ・「国が実施する統計調査に関する提案」の状況について ・平成31年度統計リソースの状況について
第137回	令和元年 (2019年) 5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第128号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・「産業連関表」の作成方法の変更通知について ・毎月勤労統計調査について ・医療の質の変化を反映した価格の把握手法に関する研究（中間報告）について
第138回	令和元年 (2019年) 6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）（案）について ・諮問129号の答申「商業動態統計調査の変更について」 ・諮問131号「国勢調査の変更について」 ・諮問132号「賃金構造基本統計調査の変更について」 ・諮問133号「自動車輸送統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・統計委員会専門委員の発令等について ・平成30年度統計法施行状況について ・毎月勤労統計調査について ・「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（素案）について
第139回	令和元年 (2019年) 7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（案）について ・諮問第130号の答申「港湾調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・毎月勤労統計調査について
第140回	令和元年 (2019年) 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第133号の答申「自動車輸送統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・毎月勤労統計調査について ・社会保障費用統計における主な作成方法の変更について ・小売物価統計調査（動向編）の変更について
第141回	令和元年 (2019年) 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議） ・諮問第131号の答申「国勢調査の変更について」 ・諮問第132号の答申「賃金構造基本統計調査の変更について」 ・毎月勤労統計調査について ・平成30年度における官民の統計コスト削減に係る各府省の取組状況について ・令和2年度統計改革に関するリソースの要求状況について ・人口動態調査の変更について

回数	開催年月日	審議事項
第 142 回	令和元年 (2019 年) 10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・統計委員会委員の発令、委員長の互選、委員長代理及び部会長の指名等について
第 143 回	令和元年 (2019 年) 11 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第134号「商業動態統計調査の変更について」 ・諮問第135号「作物統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・統計委員会専門委員の発令等について ・毎月勤労統計調査について ・「国が実施する統計調査に関する提案」の状況について
第 144 回	令和元年 (2019 年) 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第134号の答申「商業動態統計調査の変更について」 ・諮問第136号「医療施設調査の変更について」 ・諮問第137号「患者調査の変更について」 ・諮問第138号「建築着工統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・統計委員会専門委員の発令等について ・毎月勤労統計調査について ・各府省（統計関係）における令和元年台風第十九号等による災害等への対応状況について
第 145 回	令和 2 年 (2020 年) 1 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第135号の答申「作物統計調査の変更について」 ・諮問第138号の答申「建築着工統計調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・毎月勤労統計調査について ・令和 2 年度統計リソースの状況について
第 146 回	令和 2 年 (2020 年) 3 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第136号の答申「医療施設調査の変更について」 ・諮問第137号の答申「患者調査の変更について」 ・諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」 ・部会の審議状況について ・部会に属すべき臨時委員の指名について ・毎月勤労統計調査について ・「統計法第 9 条第 4 項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」（統計委員会決定）の改訂案について
第 147 回	令和 2 年 (2020 年) 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問第140号「経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の変更について」 ・部会の審議状況について ・部会に属すべき委員及び臨時委員の指名について ・その他

資料16 統計委員会における諮問・答申実績

(令和元年度(2019年度))

諮問 番号	件 名	諮問者	諮問日	答申日
127	賃金構造基本統計調査の変更について	総務大臣	〔平成31年 (2019年) 3月18日〕	平成31年 (2019年) 4月26日
128	経済産業省生産動態統計調査の変更について	総務大臣	〔平成31年 (2019年) 3月18日〕	令和元年 (2019年) 5月24日
129	商業動態統計調査の変更について	総務大臣	平成31年 (2019年) 4月18日	令和元年 (2019年) 6月27日
130	港湾調査の変更について	総務大臣	平成31年 (2019年) 4月26日	令和元年 (2019年) 7月18日
131	国勢調査の変更について	総務大臣	令和元年 (2019年) 6月27日	令和元年 (2019年) 9月30日
132	賃金構造基本統計調査の変更について	総務大臣	令和元年 (2019年) 6月27日	令和元年 (2019年) 9月30日
133	自動車輸送統計調査の変更について	総務大臣	令和元年 (2019年) 6月27日	令和元年 (2019年) 8月29日
134	商業動態統計調査の変更について	総務大臣	令和元年 (2019年) 11月27日	令和元年 (2019年) 12月20日
135	作物統計調査の変更について	総務大臣	令和元年 (2019年) 11月27日	令和2年 (2020年) 1月24日
136	医療施設調査の変更について	総務大臣	令和元年 (2019年) 12月20日	令和2年 (2020年) 3月16日
137	患者調査の変更について	総務大臣	令和元年 (2019年) 12月20日	令和2年 (2020年) 3月16日
138	建築着工統計調査の変更について	総務大臣	令和元年 (2019年) 12月20日	令和2年 (2020年) 1月24日
139	公的統計の整備に関する基本的な計画 の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 3月16日	〔令和2年 (2020年) 5月1日〕
140	経済センサス-活動調査及び個人企業経 済調査の変更について	総務大臣	令和2年 (2020年) 3月30日	〔令和2年 (2020年) 6月25日〕

(注) 本表は、令和元年度(2019年度)に統計委員会において行われた諮問又は答申の実績についてまとめたものである。同年度以外のものは日付を括弧書きとしている。

資料 17 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

統計法第9条第4項ただし書きにおける
「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成21年3月9日
統計委員会決定
最終改正 令和2年3月16日

- 1 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げる場合を指すものとする。
 - ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更、同一母集団情報の定期的な更新等に伴い当然必要とされる事項の変更
 - ② 市町村の廃置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
 - ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
 - ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
 - ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きくないもの（郵送調査を実施している場合のオンラインによる調査方法の追加又は郵送調査及びオンライン調査の民間委託を含む。）
 - ⑥ 効率的な統計作成のための調査事項への法人番号の追加
 - ⑦ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便等に資する観点から行う変更（公表期日の早期化、インターネットによる公表方法の追加又はインターネット公表を行っている場合における印刷物による公表の廃止や印刷物に掲載する統計表の縮減を含む。）
 - ⑧ 災害や感染症等の発生に伴う調査地域からの除外、調査の延期又は調査方法の変更
 - ⑨ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
 - ⑩ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更（統計委員会で認められた選定基準による調査品目の変更を含む。）
 - ⑪ 上記に掲げる変更のほか、委員長及び関係する部会の長が軽微な事項と認めるもの
- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

統計法第45条の2ただし書における
「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

（平成30年9月28日）
（統計委員会決定）

- 1 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第45条の2ただし書の「委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、次に掲げるものとする。
 - ① 法第45条の2本文において委員会の意見を聴かなければならないとされている法令以外の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる変更
 - ② 統計委員会の決定事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更
 - ③ 実質的な内容変更を伴わない変更（字句の形式修正等）
 - ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、委員長及び統計制度部会長が、軽微な事項と判断した変更

- 2 法第45条の2ただし書の場合において、1に掲げるものとして委員会の意見を聴かなかったときは、その政令又は省令の公布後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）からその変更の概要について報告を受けるものとする。

＜透明性の確保＞

これらの取組の底流において一貫して求められるのは、透明性の確保である。統計作成機関においては、利用しやすい統計データを提供することはもとより、統計の作成に関する基本情報やその品質に関する情報を積極的に公開し、それを通じて利用者からの信頼を確保する必要がある。また、こうした対応を通じて、利用者から見た統計の品質を確認できるようにする。さらに、問題事案が発見された場合に備えて「パッド・ニュース・フィースト」（都合の悪いニュースこそ速やかに明らかにして、その組織が真剣にその問題に取り組んでいることを示す）の組織文化を定着させることが重要である。これによって、悪い事象が起きた場合に、その情報が一早く、責任者にまで連絡・報告され、迅速な対応が確実に取られるようになるのである。その際、問題事案に関する情報の開示を速やかに行うことを怠ってはならない。どのような事象が起きているのか、どの部門にどの程度の大きさの影響が生じるのかなどを速速に外部に提供することによって、統計利用者の被害を最小限に食い止めることが可能になる。

＜関係者の協働による再発防止の徹底＞

公的統計は、全ての国民が用いる共有の財産であり、また、その作成過程において調査対象となる国民や企業、作成業務を各府省とともに担う地方公共団体や民間事業者の協力が不可欠である。本建議に掲げる諸対策を真に実効性あるものとするには、こうした関係者全ての理解と協力を得た、「協働」の取組として進めていくことは必須の条件である。統計委員会としては、公的統計への信頼を高めるために、国民、企業を始めとする関係各方面に改めて広く協力を求めたい。その際には、統計利用者としての国民や企業の声を広く真摯に聞き、統計の改善を図るとともに、調査対象者としての国民や企業の負担軽減に最大限の努力を払うという統計作成機関の側の地道な努力を忘れてはならない。

＜公的統計の信頼回復に係る政府の責務＞

第一次再発防止策は、公的統計の信頼回復に向けた最初の一步にすぎない。これを絵に描いた餅とすることなく、公的統計の信頼回復を確実なものにしていくのは政府としての責務である。政府には、今回の対応を一過性の取組に終わらせることなく、公的統計のさまざまな改善を総合的かつ継続的に実現することを通じて、失われた公的統計の信頼を一日でも早く取り戻すことを切に希望する。

統計委 第3号
令和元年6月27日

総務大臣 石田真敏

統計委員会委員長
西村清彦

公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）

昨年末に明らかとなった毎月勤労統計における不適切事案を発端として公的統計に対する国民の信頼は大きく損なわれた。ここ数年來、政府において経済統計を中心とする抜本的な改革が進められている途上で、このような事態が生じたことは誠に遺憾である。

統計委員会は、統計作成機関が講ずべき措置を第一次再発防止策として、以下のとおり取りまとめたので建議する。

総務大臣におかれては、本建議の内容を速やかに各府省に通知するとともに、この内容が速やかに実行に移されるよう適切に取り計らうことを要請する。

【公的統計の信頼回復に向けた考え方】

＜ガバナンスの確立と質・量の両面からの体制整備＞

今般、最も影響度が深刻であった毎月勤労統計の事案では、端的に言えば、組織内におけるガバナンスが十分に機能しなかったことが最大の要因と考えられる。また、その他の事案の中には、影響度が小さかったとは言え、一歩間違えば深刻な影響を与える可能性があるものもあったことを踏まえれば、統計作成プロセスの適切な管理を含めたガバナンスの確立は最重要の課題である。

国民から信頼される統計を作成する上では、何よりも統計作成機関自身がガバナンスの確立に努めることが大前提であるが、それだけでは十分ではない。政府全体として、環境整備等により、統計作成機関のガバナンス確立の取組を実効あるものとし、その強化を後押しする必要がある。その意味では、統計に関するPDCAサイクルが確実に実行できるよう、体制を質・量の両面から整備することは、政府としての責務であると言える。特に、「質」という観点からは、統計は専門技術性の高い分野であり、専門知識を有する人材の統一的で計画的な育成が求められる。これは一朝一夕に解決できる課題ではなく、中長期的な取組が必要となるが、府省間の人事交流はもとより、若手研究者等の任期付職員としての採用、学界との交流などアカデミアとの連携等を含めて統一的に行い、より実効性のある対応が取られることを期待する。

公的統計の総合的品質管理を目指して

目次

検討の経緯と対策の方向性等	……P1
I. 統計作成プロセスの適正化	……P2
1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立	……P2
2. 統計作成プロセスの適正化	……P3
(1) ICTを活用した業務プロセスの見直し	……P3
(2) システムを用いたエラーチェックの徹底	……P4
(3) 調査担当から独立した分析的審査の実施	……P4
(4) 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認	……P5
(5) 業務マニュアルの整備	……P6
3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保	……P6
II. 誤り発生への対応	……P7
1. 対応ルールの策定	……P7
2. 行政利用の事前把握	……P8
3. 調査関係データの保存	……P8
III. 調査実施基盤の整備	……P8
1. 体制の確保	……P9
2. 情報システムの適正化	……P10
3. 政府全体の統計ガバナンスの確立	……P10
IV. その他	……P11
1. フォローアップ	……P11
2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善	……P12
(1) 各府省の対応	……P12
(2) 総務省及び統計委員会の対応	……P12
別紙	……P13

検討の経緯と対策の方向性等

<検討の経緯>

- ・ 毎月勤労統計における不適切事案を発端として政府統計に対する国民の不信が高まる事態となった。また、本年1月に実施された、基幹統計に関する一斉点検では、承認された計画どおりに実施されていない統計が多く確認された。
- ・ こうした状況を踏まえ、本年1月に統計委員会に点検検証部会（以下「部会」という。）が設置され、全ての基幹統計及び一般統計（一般統計調査から作成される統計をいう。以下同じ。）を対象として、不適切事案の再発防止及び政府統計の品質向上等を目的に、点検検証を行うこととされた。

<検討の概要>

- ・ 基幹統計及び一般統計に関する一斉点検で報告のあった各事案について、部会でその影響度を確認したところ、影響度Ⅲ（利用上重大な影響のない結果数値の訂正事案）に相当するものは、基幹統計2調査、一般統計16調査で、影響度Ⅰ～Ⅱ（結果数値の訂正なし）のみに相当するものは、基幹統計21調査、一般統計138調査であったが、影響度Ⅳ（利用上重大な影響のある結果数値の訂正事案）に相当するものは、毎月勤労統計以外には見られなかった。
- ・ 部会では、統計作成プロセスの詳細な現況を把握するため、詳細な書面調査と、その結果を踏まえた全基幹統計に対するヒアリングを行い、再発防止策をとりまとめた。

<対策の方向性>

- ・ 重大な影響が生じた毎月勤労統計に対しては、今後さらに結果数値や作成プロセスについて重点的な検証を行い、他統計を含めてこのような影響度Ⅳの事案が発生した場合に、迅速かつ適切な是正策が確実に講じられるようにするための対策についても検討する。
- ・ 影響度Ⅲ以下に相当する事案については、当該事案自体の影響は重大でないものの、重大事案の今後の発生リスクを抑制する観点から対策を検討する。
- ・ ヒューマンエラーを皆無にすることは難しいこと、結果数値等に誤りが発生した事案の中には報告者の誤記入など統計作成機関だけでは解決できないものも散見されることを考え、検討に当たっては誤りの発生率をいかに低下させるか、万が一発生した場合にその影響をいかに極小化するか、といったことに注力する方が費用対効果の観点から合理的である。
- ・ 以上のことを総合的に勘案し、今後の再発防止及び品質向上のために、統計の作成プロセスにおいて、ISO、JISによる総合的品質管理（注）の考え方に沿って対策を講じていくこととし、次のような基本的な視点の下で課題及び対応策を整理していく。

（注）TQM（Total Quality Management）の訳語で、製品だけでなく、その過程を改善することで品質を向上させるといふ品質管理(QC)の基本的考え方に、職員個人の能力向上や組織的な活動を加え、全社的な取組に発展させたもの

なお、「統計の品質」については、国際的に共通した概念として捉えるべきである。すなわち、統計の精度だけではなく、利用者にとっての利便性や公表の適時性なども含む幅広い概念として考えるべきである。

- ① 品質はプロセスで作成する
事後的な検査、外部からの監査・評価には限界がある。プロセスの中の品質保証に注力することが王道であり、また、最も効果的である。
- ② 透明性を確保する
統計の仕様・品質に関する情報の開示は、適切な統計利用及び利用者からの信頼確保に不可欠である。
- ③ 継続的にPDCAサイクルを回す
統計作成プロセスの中でPDCA（Plan-Do-Check-Act）のサイクルを回すことにより、不断の品質改善に取り組む必要がある。
- ④ 業務記録の保存を徹底する
業務の遂行を適切に管理する上でも、そして、PDCAサイクルを的確に回すためにも、業務記録を通じた再検証が不可欠であり、記録の保全はその前提条件である。
- ⑤ 必要な業務体制を整備する
統計の品質の確保・改善は、精神論だけでは実現できない。高い専門知識を有する人材・組織体制、その適切な運営・管理が必要である。
- ⑥ 府省間でノウハウ、リソースを有効活用する
府省間の比較で判明したグッド・プラクティスの共有に努めるとともに、優れたノウハウ、リソースを有する機関の協力を得て改善に取り組む。
- ⑦ ガバナンスを確立する
上記の確実な実行を確保するため、トップマネジメントが責任を持って取り組むこととし、その取組を可能な限り可視化する。

I. 統計作成プロセスの適正化

総合的品質管理の考え方の下、各府省の統計作成を改善する必要がある。まずは、各調査担当者が、「品質はプロセスで作成し、その理念に基づき、企画一貫調査・集計一公表の各段階において、統計作成者としての責任感と専門家としての自覚をもって、日々の業務遂行やその改善に当たることが大前提となる。その上で、以下の措置を講ずる必要がある。

特に、PDCAサイクルや分析的審査の仕組みを速やかに導入することで、品質の確保・向上に万全を期すものとする。

1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立

毎月勤労統計の事案では、調査の骨格である標本設計が、専門的な検証が行われないうまく、担当課限りの判断で著しく透明性を欠く手続によって変更され、更に幹部の無関

心が問題の発覚を遅らせた。また、賃金構造基本統計調査の事案でも、調査結果への重大な影響は認められなかったものの、同様の問題があった。

今回実施された一斉点検では、他の基幹統計及び一般統計においても、承認された調査計画どおり作成されていないものが多く見られた。部会で確認したところ、手続的な問題が大部分であり、重大な影響を及ぼすものは見られなかったが、これら多くの統計において、専門的な検証を経て策定された調査計画が軽視されていた事実を看過すべきではない。

部会が、全ての基幹統計を対象に実施したヒアリングでは、幹部職員の統計作成プロセスへの関与は、主として調査設計の変更時や結果数値の公表時に限定されており、調査結果の事後検証を含めた統計作成プロセスへの関与が十分行われていないことが明らかになった。調査の企画・変更においては、専門的な知見に基づき調査計画を策定し、それに沿って調査を実施した後に、統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証を行い、以後の調査計画を改善するというPDCAサイクルが確実に回るような仕組みの整備が必要である。

(改善策)

- 各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルーティ化する。
- 点検・評価を踏まえ、必要に応じて、業務マニユアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。
- 点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表する。
- 点検・評価に当たっては、調査計画の履行状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、業務負担が大きくなりやすいよう留意する。

2. 統計作成プロセスの適正化

企画一審査一審査一公表の各段階において、ICTの活用、システム化の徹底、関係者間の連携強化や確認・チェックの重層化などにより、一層の改善を図り、統計の品質向上を目指す。

(1) ICTを活用した業務プロセスの見直し

膨大なデータが迅速に収集・集計・分析し、その結果を広く国民に提供する統計業務は、一般にICTとの親和性が高い。今回の書面調査では、基幹統計においてオンライン調査の導入は相当程度進んでいる（基幹統計では、オンライン回収実施：48/54調査、オンライン回答率：約半数の調査で30%以上）ことが確認されたが、オンラインで収集したデータを紙に印刷した後に再入力しているものも見られた。

また、複数の外部組織を経由してデータを収集している調査において、システムが円滑に連携されていないことから、途中でデータの欠落を生じ、それに気付かず公表し

たため、多くの結果訂正事案が発生したケースも見られた。

(改善策)

- オンライン調査の導入を一層推進する。一般にオンライン調査になじみやすいと考えられる企業対象調査、月次など調査頻度が高い調査、同一客体に継続して回答を求める調査、調査客体数が多いためオンライン利用の効果が大きい調査については、各調査の特性も踏まえつつ積極的な検討が必要である。また、オンライン回収率が低調な調査については、原因を分析し、調査対象の特性に応じた回収率の向上方策について検討する。
- ICTを最大限活用して、調査票の回収、審査・集計・公表等の一連のプロセスにおいて、業務特性を踏まえつつ可能な限り職員等による手作業のデジタル化を進めるとともに、データが正確に流れ、組織やプロセス間でデータの欠落や転記ミス等の誤りが発生しないよう方法・システムの見直しを検討する。その際、将来的なシステム改修を柔軟に行えるよう、また、システム構築後に着任した職員でも業務内容とシステムでの処理内容の双方が理解できるよう、システム自体をブロックスタキス化させず、持続可能なものとする必要がある。

- 報告者負担軽減の観点から、事業所母集団データベースの活用等により、過去の調査等によって得られている情報のプレプリントを一層推進する。

- 地方公共団体等が保有する行政記録情報の抽出、集計、転記等を行う形態の調査については、作業ミスの削減や報告者負担軽減の観点から、行政記録情報の円滑な収集方法を検討する。

(2) システムを用いたエラーチェックの徹底

膨大なデータを取り統計作成プロセスにおいては、システムを活用した第1次のデータチェック（想定されるレンジから逸脱した異常値の検出、項目間の矛盾の検出等）の適切な実施が不可欠である。今回のヒアリングでは、全ての基幹統計でシステムを用いたエラーチェックが行われていることが確認できたが、一部プロセスでは目視によるデータチェックのみが行われているものも見られたほか、外部機関に集計業務等を委託してエラーチェックを実施している調査の中には、チェックの方法・内容について指示をしておらず、実施の有無を含めて、チェックの状況を把握していないものも見られた。

(改善策)

- 調査の特性を踏まえつつ、システムによるエラーチェックの実施を徹底する。外部機関に集計業務等を委託している場合、エラーチェックの実施に加え、その方法・内容についても指示を行い、チェック精度の向上とともに委託事業者等の変更時における継続性の担保を図る。

(3) 調査担当から独立した分析的審査の実施

毎月勤労統計の事案では、全数で行うべき層について抽出調査に変更した際や、ローテーション・サンプリング導入時の断層に対して外部からの疑問が示されたときに、調

査手法変更による影響の分析が適切に実施されず、このことが問題の発生や発覚遅延の要因となっている。

毎月勤労統計以外の基幹統計についても、今回のヒアリングでは、各府省の統計作成体制の縮小に伴い、分析的審査の体制が削減されてきたとの回答が得られた。調査担当がしっかりと業務を遂行することは当然の前提であるが、それとは異なる視点から分析的審査を実施することも、統計の品質を高める上で重要である。

(改善策)

- ・ 統計幹事の下で、調査担当から独立した分析的審査担当官が、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施する。
- ・ 分析的審査のノウハウや効果的な再発防止策等に關する情報は、各府省間で共有するとともに、困難な事案の分析に際しては統計委員会の指導の下で協力連携して対応する。

(4) 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認

政府内の統計リソースが限られる中で、優れた能力を有する民間事業者を積極的かつ適切に活用していくことは重要である。また、今回のヒアリングでは、統計調査員による適切な業務の履行確認については、国が地方公共団体による調査員の任命状況を把握していない調査や、事務引き等により適切な業務実施確保措置を求めている調査が見られたほか、調査員による不適切な調査による結果訂正事案が見られた。これらを勘案し、民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認について必要な対策を講ずる必要がある。民間事業者、地方公共団体等は、協働・連携して統計を作成するパートナーであり、円滑なコミュニケーションに努める必要がある。

(改善策)

- ・ 民間事業者への業務委託に当たっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)に基づき、品質確保に特に配慮が必要な契約については、業務遂行能力を踏まえた総合落札方式等の選定方法によることとし、仕様書や契約書に必要な内容を明記するとともに、適切な履行確認を行う。
- ・ 名簿提出等による調査員の任命状況の確認、統計調査員による適切な調査を確保するための措置(研修の実施や指導員による巡回等)を行うべきことについて、調査の事務手引き等において定めることとする。また、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組(いわゆる「コンプライアンスチェック」)について、原則として、他府省においても導入する。
- ・ 調査実施を担当した民間事業者、地方公共団体等から、調査実施後等に今後の調査プロセスの改善に向けた意見を聞いて、調査設計等に反映させるなど、調査プロセス改善の参考とする。
- ・ 地方支分部局など、本府省とは異なる機関を介する場合同じについても、コミュニケーション

ョンエラー等による業務の不適切な履行が生じないよう、関係者間の連携確保に万全を期す。

(5) 業務マニュアルの整備

今回の書面調査では、全ての基幹統計で業務マニュアルが作成されているとの回答が得られたが、一般統計においては約1割の調査で作成されていないかった。業務マニュアルは、人事異動等がある中で、多くの者が関与して実施される調査の品質を安定的に確保するとともに、PDCAサイクルによる業務改善を進める際の要となるものでもあることから、一般統計も含め、業務マニュアルの整備と、その内容の継続的な確認・見直しが必要である。

(改善策)

- ・ 調査の対象者や規模、調査事項、調査方法等が統計ごとに異なることも踏まえつつ、標準的な業務マニュアルを作成することは有益である。このため、平成28年12月に発覚した織維流通統計調査の不適切事案を受けた再発防止策として、経済産業省が作成した省内向けの標準マニュアルを参考に、総務省において、記載すべき標準的な事項を示した標準マニュアルを作成・提供することで、各府省における、一般統計も含めた業務マニュアルの整備を進める。その際、統計作成に経験年数の少ない職員が携わっているケースが多いことを踏まえ、チェックリスト方式の活用を積極的に検討するものとする。
- ・ 作成した業務マニュアルについては、調査方法の変更等の事由がない場合でも、見直しの必要性の有無を含め、定期的な確認を行う。

3. 統計の仕様・品質に関する情報開示(「見える化」等)による外部検証可能性の確保

毎月勤労統計の事案の発覚は、統計ユーザーからの疑問が契機となった。部会において、基幹統計の過去の正誤情報・結果訂正事案について確認したところ、外部からの疑義照会が端緒となったものが少なくない(約2割)ことを踏まえれば、統計作成プロセスの透明性を確保して、外部検証可能性を確保するとともに、統計利用者に対する情報提供の改善も一層促進する必要がある。

(改善策)

<統計作成プロセスの透明化>

- ・ フラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等(母集団及び標本の規模に關する情報を含む。)の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全ての統計の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載する。その際、上記I「1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立」により公表される調査実施後の点検・評価の結果情報とリンクさせるなど、調査実施状況と併せて閲覧できるようにする。
- ・ 各府省のホームページにおける統計に關する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に關する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的な

フォローアップを行うとともに、一般統計についても、見える化状況検査を実施する。

＜統計の利活用の促進＞

- ・ 利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに結果数値等の誤り発見の観点からも有効であることから、外部ニーズの把握等を進め、適切な利活用を促進する。政府内利用については、下記Ⅱ「2. 統計作成プロセスの適正化」で整備する「利活用リスト」を活用して、調査事項や公表時期の変更を予定する際にはあらかじめ連絡することとする。
- ・ 統計法等の一部改正法（平成30年法律第34号。令和元年5月1日施行）により、調査票情報の2次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層促進する。このため、大学や行政機関等にセキュリティを確保したオンライン施設を設置を促進するとともに、3年以内、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票情報をオンライン施設で提供できるようにする。
- ・ 統計データの公表に当たっては、再入力や書式変換等の不要な利用しやすい形式で提供するなど、利便性にも配慮した形態とするともに、政府統計のポータルサイトであるe-Statの利便性向上を図る。

Ⅱ. 誤り発生への対応

統計作成プロセスの改善により、誤り発生を抑制する必要があるが、結果数値等の誤りは、外的要因（報告者のミス、委託事業者のミス、プログラマミス）を含めて様々な原因で発生すること等から、その発生をゼロにすることは事実上困難である。このため、結果数値等の誤りが発見された場合の対応方策をあらかじめ定めおくことにより、影響を極小化する必要がある。

1. 対応ルールの策定

外部からの疑義照会が結果数値等の誤り発見の端緒となる場合が少なくないが、各府省において、外部から調査結果に対する疑義照会があった場合に組織内で情報共有を行うためのルールはほとんど定められていない。

また、結果数値等の誤りを発見した場合の対応ルールについては、多くの基幹統計で定められており、省内の結果数値等の誤りに関する情報を一元的に集約し、原因分析、再発防止に取り組んでいる府省も見られたが、一般統計においては定められていないものがあった。

（改善策）

- ・ 各府省において、外部から結果数値に関する疑義照会があった場合の組織内情報共有ルール等を策定する。
- ・ 結果数値等の誤りを発見した場合、統計幹事に報告し、その下で、結果数値等の訂正の速やかな公表、影響度に応じた対応（把握している利用者への連絡、報道発表等）、原因分析、再発防止策の検討等を行うことなどを内容とした対応ルールを策定する。

再発防止策の検討では、発生原因の分析結果を調査設計等にフィードバックして、ミスが発生しにくい業務プロセスへの変更（例：回答誤りが多発している場合、調査票や記載要領の見直し）を行うほか、当該誤りを発見できるようにするためのチェック方法の改善（例：エラー検出条件の見直し）や、過去の類似事案の有無の確認、類似事案に対して講じた再発防止策の効果検証を行う。

- ・ 結果数値等の誤り分析情報（原因別の発生状況、効果的な再発防止策等）は政府全体で共有し、統計作成プロセス、特に審査分析方法の改善に活用する。

2. 行政利用の事前把握（統計のリコーンル制度）

毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。

今回のヒアリングでも、統計作成者が、自ら作成した統計が政府内でのよう利用されているか十分に把握できていないことが確認された。このような状況では、結果数値等の誤りが発見された場合、迅速かつ的確な対応ができないことが危ぶまれる。

（改善策）

- ・ 統計等のエビデンスに基づく政策立案を推進する各府省の事務責任者から構成されるE B P M推進委員会を通じて、政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に確認し、利活用リストや結果数値等の誤りを発見した際の連絡ルールを定め、誤り発見時にその影響を迅速・正確に把握して適切に対応できる仕組みを整備する。

3. 調査関係データの保存

毎月勤労統計の事案では、長期にわたり不適切な調査が行われてきたことから、過去にさかのぼった再集計が必要となったが、必要なデータが保存されておらず、迅速かつ適切な再集計が困難となっている。今回の書面調査においても、文書保存期限が明確に定められていないなど改善が必要な点が見られた。

（改善策）

- ・ 結果数値等の誤り等が発見された際に、過去にさかのぼって再集計が行えるよう、推計乗率等の補助情報を含む必要なデータの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保する。
- ・ 都道府県や民間事業者など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存する。

Ⅲ. 調査実施基盤の整備

上記に掲げた対策を講じるため、必要な体制等調査実施基盤を整備する必要がある。

1. 体制の確保

今回の書面調査とヒアリングにおいて、基幹統計の一部や多くの一般統計（政策部局で作成されている一般統計については約半数）が統計業務経験2年未満の者だけで作成されているなど統計作成の体制が極めて弱いものがあることが明らかとなった。また、企画や分析担当から要員が削減された結果、業務の改善や継続的な品質維持等に不安があるとの率直な声も聞かれた。今後とも統計の品質を維持し、更に向上させていく上では、そのための体制を質と量の両面から確保する必要がある。

〈改善策〉

＜各府省の体制＞

- ・ PDCAサイクル、分析的審査等に必要となる体制（分析的審査担当官等）を、所管統計の重要性や数・調査実施回数に応じて、各府省統計幹事の下及び総務省（統計委員会）の事務局、政策統括官室）に速やかに配置する。
- ・ 各府省に配置する分析的審査担当官は、調査結果の分析的審査や調査設計等の変更時の影響分析を行うとともに、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策の検討状況の管理等を通じて、調査の正確性を確保する役割を担う。
- ・ 統計幹事の下に、社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、ICTや行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなどを行う、各府省内で改革のエンジンとなる企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備する。
- ・ 調査担当の下に、統計作成プロセスの各段階におけるエラーチェック、委託事業者や地方公共団体等への履行確認、調査票データ等の保存など、統計作成プロセスの適正化に必要な体制を確保する。
- ・ 統計は、国民の合理的な意思決定の基盤として重要なものであり、誤りが生じた場合には社会に重大な影響を与えるものであることを考慮して上記を含め、その体制は中長期的な視点で継続的に確保していく必要がある。

＜都道府県の体制＞

- ・ 都道府県の統計専任職員については、調査環境の困難化、調査員の高齢化等の課題への対応、調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制のほか、大規模調査実施年の業務量増に対応できる体制を確保する。

＜各府省における職員の育成等＞

- ・ 調査担当には、統計業務経験者を配置する。調査の難易度、重要性、民間事業者の活用状況等も踏まえ、基幹統計には10年以上、一般統計のうち重要なものには5年以上の統計業務経験を有する者を配置し、そうした者を中心に作成することを基本とする。このような配置が困難な場合は、各府省統計幹事の下に整備された相談・支援窓口等の支援を受けながら作成する。

各府省は、専門的な知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させる。初任者には原則としてオンライン研修等による基礎的な研修（統計制度を含む。）、各府省の中核的な統計人材として育成する職員には長期研修や専門研修を積極的に受講させる。総務省統計研究所研修の研修定員の確保、各府省における代替要員の確保など長期研修等を受講しやすい環境を整備する。また、統計の作成・分析には統計学に加えて情報技術の知識が必要であり、これも併せて習得されるよう努めるものとする。

各府省の統計業務を総括し、統計委員会との連携協力の要となる統計幹事及びその下の統計部門の総括体制については、組織マネジメントの能力に加え、統計に関する知識経験を有する者を充てる。ただし、所管統計が少なく、統計幹事に統計に関する十分な知見を有する者を配置することが難しい府省は、統計技術的な見地から統計幹事をサポートできる体制（統計部門の総括体制を含む。）を整備することに対応する。

各府省は、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年4月27日EBPM推進委員会・統計委員会決定）に基づき、職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計業務経験者の中から素養のある者を繰り返し統計業務に就かせるなど、統計人材を計画的に育成する。過渡期には、総務省統計研究所のオンライン研修や、外部人材の受入れ等により補完する。

統計業務の知識経験が豊富な人材を育成している府省においては、統計作成側の視点にとどまらず、統計利活用の視点を習得させる観点から、政策部門等における勤務経験を計画的に付与する。

外部人材については、最新の研究成果の取り込み等の観点からも、若手研究者等の任期職員としての採用や学界との交流に取り組む。

また、調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計には、当該統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成する。

職員が積極的に知識経験の習得に努め、誇りを持って統計作成に携われるよう、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。

2. 情報システムの適正化

毎月勤労統計等の事案で見られたように、改修などに対応できる者が限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、いわば「ブラックボックス化」しているシステムの存在が確認された。

〈改善策〉

- ・ 「ブラックボックス化」しているシステムについては、仕様書等を早急に整備するとともに、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。

3. 政府全体の統計ガバナンスの確立

各府省の統計作成プロセスの適正化を表現するため、総務省（統計委員会含む。）の関

与・支援の在り方も見直し、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善を図り、そのための体制の整備等を行う。

(改善策)

<調査計画の履行状況の確認>

総務省は、各府省が調査後に実施した点検・評価結果に基づき、自ら承認した調査計画との整合性等を確認し、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて調査計画の改善を求める。

<調査計画の承認審査の重点化>

調査計画は、報告者の信頼確保・負担軽減、調査の効率的な実施、統計の精度確保及び調査結果の利活用増進に係る事項について重点的に記載・審査を行う一方で、その他の事項については、承認後の状況変化に対応し得る記載を許容して調査実施後の点検・評価において確認するなど、記載内容の見直しを実施する。

<情報の共有・支援>

総務省は、各府省の協力を得て、困難事案の分析を行うとともに、各府省で発見された結果数値等の誤りに関する情報（原因、発見の端緒、再発防止策等）を収集分析して、各府省に提供するなど、情報の収集・分析・共有を通じて、各府省の統計作成への支援を行う。

<統計の専門機関による各府省に対する支援>

統計の専門機関である総務省統計局、統計研究研修所、(独)統計センターは、各府省の統計作成への積極的な支援（相談・支援窓口の設置、各府省への人材派遣、研修生の受入れ、調査の共同実施、受託調査等）を行うこととし、そのための基盤を整備する。
総務省統計研究研修所は、職制上の段階や業務レベル等に対応した研修を実施し、業務スキルを認定することにより、各府省の計画的な人材育成や能力に応じた処遇等に活用できるようにする。

Ⅳ. その他

1. フォローアップ

今回の第一次再発防止策については、今後、統計法（平成19年法律第53号）第55条第1項の履行状況報告を活用するなどして、統計委員会において、継続的にフォローアップし、その結果を公表する。

このフォローアップにおいては、今回新たに導入する諸方策について、リスク（問題発生の可能性や発生時の影響の大きさ）に見合ったものとなっているか、コストに見合う効果が期待できるか等を確認し、対策の強化・中止の両面から見直しを検討するものとする。

2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善

(1) 各府省の対応

一斉点検において、承認された調査計画との相違が確認された統計については、統計幹事の下で、別紙の対応方針に沿って、改善を進める。

このうち、「1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り」については、速やかに改善を実施し、総務省を通じて統計委員会に報告する。

「2. 調査計画との間に相違が確認されたもの」については、調査ごとの改善案（調査実施方法・内容を改めて調査計画どおりに実施、調査計画を改正など）を検討し、令和元年末までに総務省に報告する。

(2) 総務省及び統計委員会の対応

総務省は、各府省から報告された個別改善案の内容を確認し、統計委員会に報告するとともに、その概要を公表する。なお、個別改善案の履行状況については、総務省における調査計画の変更承認審査時や統計委員会における履行状況報告審議時等に確認する。併せて、上記Ⅲ「3. 政府全体の統計ガバナンスの確立」の改善策中の「調査計画の承認審査の重点化」について検討する。

一斉点検による事案の概要	対応方針
1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り <ul style="list-style-type: none"> ・作業ミスによる結果数値等の誤り ・調査実施手順の細部の相違 ・調査関連告示の未修正等 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果数値等の訂正・公表を速やかに実施 ・調査手順・手続を速やかに改善
2. 調査計画との間に齟齬が確認されたもの <ul style="list-style-type: none"> ・集計事項の一部の未集計・未公表【集計事項】 ・一部媒体による公表の未実施【公表の方法】 ・公表の遅延【公表の期日】 	<ul style="list-style-type: none"> ・集計予定のないものを誤って集計事項とした場合には、計画から削除又は見直し ・結果数値の精度や秘匿の観点から公表に適さない集計事項は、計画からの削除又は見直し ・その他は、可能な限り速やかに集計・公表 ・インターネットによる公表を原則として、印刷物はニーズが認められる場合に作成・提供 ・遅延が繰り返して発生している調査は、その原因に応じて、業務プロセスや体制の見直し、主要項目に絞った速報値の公表等による遅延の解消を検討。これらの対応によっても解消が困難な場合、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）に定める公表期限や活用ニーズも踏まえつつ、公表期日等の見直しを検討 ・月次統計にもかかわらず、数か月に及ぶ遅延が継続的に発生しているものは、月次統計の必要性について再検討
<ul style="list-style-type: none"> ・母集団情報の変更漏れ【報告者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Stat及び各府省のホームページにおいて、使用する母集団情報の名称や年次等を掲載することを検討 ・上記の掲載を実施している場合、計画には使用している母集団情報の適切性を概括的に確認できる記載を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の縮減【調査の対象となる母集団の地域的及び属性的範囲。報告者】 ・報告者数の増減【報告者】 ・調査方法の相違【調査方法】 ・回答期限繰上げによる調査期間の短縮【調査実施期間】等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）で求めている品質の表示を踏まえ、e-Stat及び各府省のホームページにおいて、標本設計や標本の規模等について、統一的な定義・用語を用い、適時、明確に掲載することを検討 ・報告者数（標本調査の場合は、通常、標本の規模を意味する。）や調査方法等が継続的に計画と相違している場合、個別に結果精度への影響や報告者負担等の観点から計画の変更や記載内容の見直しを検討

統計委第7号
令和元年7月18日

総務大臣
石田真敏殿

統計委員会委員長
西村清彦

令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議

統計委員会は、公的統計をめぐる不適切事案を解決し、国民の統計に対する信頼を回復するとともに、統計改革を始めとする統計行政の重要課題を推進するため、令和2年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する基本的な考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

総務大臣におかれては、各府省における概算要求の検討に資するため、本建議の内容を各府省に速やかに通知するとともに、本建議の内容を十分に踏まえて、「令和2年度各府省統計調査計画等審査」を行うよう要請する。

記

1 基本的な考え方

毎月勤労統計における不適切事案の発覚を発端として、公的統計に対する国民の信頼は大きく損なわれた状況にある。

統計委員会は、このような公的統計の不備に対する第一次再発防止策として、本年6月に「公的統計の総合的品質管理を目指して」を取りまとめ、政府に対して適切な対応を取るよう求めた。この再発防止策の中では、統計作成プロセスの適正化や誤り発生時の対応体制の整備、調査実施基盤の整備等を行うことを掲げており、これらを実現し、公的統計の信頼を取り戻すことが喫緊の課題である。このため、まず、「公的統計の総合的品質管理を目指して」で指摘している事項を実現するための取組について、統計リソースを重点的に配分すべきである。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては、「事案の再発防止にとどまらない抜本改善を行うとともに、国民に信頼される統計行政の推進に必要なリソースを計画的に確保する」こ

ととされている。これも踏まえ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）に基づき、経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進や統計の利活用促進に加えて、これまでの統計の作成・報告・利用の負担の2割削減の取組も踏まえつつ、統計作成の効率化や報告者の負担軽減等の統計改革を、引き続き着実に実行していくことが重要である。

2 令和2年度の重点分野

上記1. の基本的な考え方にに基づき、国民の公的統計への信頼を取り戻すため、以下の取組を重点的に推進することとし、特に、今年度から着手できる事項については、令和2年度概算要求を待たずに取りかかるべきである。

(1) 政府統計全体のガバナンスの確立

- ・ 政府全体としての統計に関するガバナンスの改善のための体制の整備等（総務省による各府省の調査計画の履行状況の確認、政府横断的な情報の収集・分析・共有、国の統計業務の「共同化」への取組等）
- ・ 各府省統計幹事の下、PDCAサイクルが確実に回る仕組み（調査計画の履行状況や統計作成プロセスの各段階の連携状況等についての点検・評価等）を担う体制の整備
- ・ 個別統計の分析審査を行う体制の速やかな整備（各府省において、調査担当から独立した分析的審査担当が、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析、外部からの疑義照会への対応、誤りが発覚した場合の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施）
- ・ 統計技術的な見地から統計幹事をサポートする体制の整備（所管統計が少なく統計に関する十分な知見を有する者を統計幹事に配置することが難しい場合）

(2) 国・地方を通じた統計作成プロセスの適正化

- ・ 調査の改革（社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、ICTや行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直し等）を行う企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局の統計作成やデータ収集・分析等への相談・支援窓口（いわゆる統計コンシェルジュ機能など）の計画的な整備
- ・ ICTを活用した業務プロセスの見直し（オンライン回答の利便性向上・負担軽減等によるオンライン調査の推進。手作業・目視確認のデジタ

ル化や新技術の導入によるプロセス・システムの見直し)、システムを用いたエラーチェックの徹底

- ・ ビッグデータ・行政記録情報等の活用による統計作成方法の改善や新たな経済指標の作成のための調査研究
- ・ 統計調査等の効率的実施と、統計関連情報システムの安定的な運用・着実な整備の両立。ブラックボックス化した情報システムを見直し、職員が効率的かつ安定して活用できるシステムの構築。容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行
- ・ 優れた能力を有する民間事業者の積極的かつ適切な活用
- ・ エラーチェック、委託事業者等への履行確認、調査票データの保管等、調査プロセス適正化に必要な体制の確保
- ・ 国・地方における業務の効率化等につながるA IやR P A (自動化ロボット) の導入に向けた調査研究
- ・ 都道府県の統計専任職員に係る体制確保 (調査環境の困難化や調査員の高齢化等の課題への対応、統計調査事務のチェック体制及び指導体制の強化)
- ・ 優秀な統計調査員の確保・育成・運用。調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制の確保。調査実務に携わる調査員を効率的かつ効果的に指導監督するためのシステムの構築 (例えば、タブレット等のデバイスの導入)

(3) 経済統計の改善を始めとする府省横断的・共同的な統計整備

- ・ Q E・年次・基準年各段階におけるG D P統計の加工・推計方法の改善 (産業連関表のS U T体系への移行に向けた取組を含む。) 及び基礎統計の改善
- ・ 建設総合統計 (建設工事出来高) の精度向上 (建築着工統計 (補正調査) の見直し、最新の工事進捗パターンの統計への早期反映)
- ・ 月次のサービス関連統計や企業関連統計の改善・整備
- ・ 財分野の生産物分類の策定のための調査研究
- ・ シェアリングエコノミーなど多様化するサービス産業の経済活動を計測する研究・調査
- ・ 公的統計基本計画に基づいた障害者統計の充実

(4) 統計の利活用促進

- ・ 統計データの利便性向上 (機械判読可能な形式での提供、利用者が自動取得可能な形 (A P I機能) での提供、利用者の特性に応じた提供、e-

S t a tの利便性向上、G I S（地理情報システム）の高度化）

- ・ 調査票情報のオンライン利用の促進、調査票情報のデータ形式の統一化

（5）人材の確保・育成等を始めとした国・地方を通じた基盤整備

- ・ 統計委員会、総務省（政策統括官・統計局・統計研究研修所）及び（独）統計センターによる、各府省の統計作成への支援（相談・支援窓口の設置、各府省・地方への人材派遣、O J T研修生の受け入れ、調査の共同実施、受託調査等）
- ・ 統計研修の充実・環境整備（国・地方の職員向けのオンライン研修の拡大、総務省統計研究研修所の研修や総務省におけるO J T研修を受けやすくするための研修定員や代替要員の確保、業務レベル等に対応した研修構築によるスキル認定など）、統計システムの構築・運用・セキュリティ確保等に対応するI C Tの知見を有する人材の育成
- ・ 統計の質を確保するため、民間事業者や地方公共団体等の指導・管理の徹底、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）の導入

3 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映され、フォローアップを通じて政府全体の統計ガバナンスの確立が図られるよう、当委員会は総務省に対し、以下のとおり要請する。

- ・ 各府省における概算要求の検討に資するため、本建議の内容を各府省に十分周知するとともに、要求後は、ヒアリング等を通じて統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、当委員会に報告すること
- ・ 「令和2年度各府省統計調査計画等審査」において、統計リソースに関する本建議の内容を的確に反映するとともに、概算要求前からこのような審査方針を各府省に丁寧に説明し、要求及び審査の円滑化を図ること
- ・ 令和2年度政府予算案が決定された後、速やかに各府省における統計リソースの確保と既存リソースの再配分・最適配置の状況を把握するとともに、その結果を当委員会に報告すること

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（概要）

第一部 公的統計の総合的品質管理を目指して

令和元年9月30日
統計委員会

1. 統計作成プロセスの適正化

① PDCAサイクルによるガバナンスの確立

- ・各省は、調査実施後に統計幹事の下で調査計画の履行状況、利活用状況等を点検・評価
⇒ 結果を踏まえ、マニュアルや調査計画の改善、利活用が低調な調査の廃止等の措置
- ※総務省（統計委員会）は、点検・評価結果を確認して改善を要求。計画承認審査は重点化

② 統計作成プロセスの適正化

- ・ICTの活用により誤りが発生しにくい業務プロセスへの見直し（オンラインによる調査、業務処理、エラーチェック等）
- ・調査担当から独立した分析的審査担当官を配置（調査結果の分析的審査、調査設計変更時の影響分析、誤りの原因分析・再発防止の検討状況の管理）。統計委員会と協力連携して活動
- ・調査現場の業務履行状況を国が直接確認する取組（コンプライアンスチェック等）の推進

③ 情報開示による外部検証可能性の確保

- ・調査計画をインターネットに掲載。標本抽出、復元推計の方法等を参考情報として記載
- ・統計の利活用拡大（調査票情報の2次利用促進、利用しやすいデータ形式による提供等）

2. 誤り発生への対応

- #### ① 結果数値に関する外部からの疑義照会や、誤り発見時の対応ルールの策定（報告様式、原因分析、再発防止策の検討、速やかな訂正）

② 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）

- ・EBPM委員会を通じ各統計の利活用状況を把握。誤り発見や調査変更時の連絡ルール策定

- #### ③ 数値誤り発見時に再集計できるよう、データ保存ルールを整備し適正な運用を担保

3. 調査実施基盤の整備

① 各省の体制の確保

- ・PDCA、分析的審査体制の速やかな整備。社会経済情勢の反映、ICTや行政記録情報の活用等を担う企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局の相談・支援窓口を整備。統計業務経験者の配置、研修等による人材の計画的育成。都道府県の統計専任職員の確保

② 情報システムの適正化

- ・毎月勤労統計等のシステムは、改修が容易なシステムへの計画的な移行を早急に検討

- #### ③ 統計の専門機関（統計局、統計研究研修所、統計センター）による各省支援（相談・支援窓口の設置、各省への人材派遣、研修生の受入れ、共同調査、受託調査等）

※第一部は、6月の建議に、状況変化に応じた加筆訂正を行ったもの

第二部 重点審議結果（改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等について）

重点審議について

- ・本年6月の再発防止策の内容を踏まえ、課題の重要性や発生頻度等を勘案して選定した個別テーマについて、再発防止や品質改善に向けた留意点等を得るとの観点から、掘り下げた審議を実施

重点審議結果

① 毎月勤労統計調査

- ・厚生労働省における事案の重大性再認識、再発防止徹底
- ・利用者への適正な情報提供及び外部検証可能性の確保
- ・業務の可視化と実効あるガバナンスの確立
- ・「ブラックボックス化」した業務システムからの脱却
- ・結果の推計・復元に必要な各種データ等の永年保存化
- ・業務高度化に対応できる統計人材の計画的な確保・育成

② 最低賃金に関する実態調査

- ・省内の政策部局と統計部局との緊密な連携・相談の実施
- ・長らく変更されていなかった調査設計等について、統計技術的観点からの検証、見直し
- ・これまで開示されていなかった基本情報について、ホームページなどでの公開

③ 労務費率調査

- ・復元推計をしていなかった集計表を利活用実態に基づき廃止、調査事項削減

④ 学校基本調査（システム変更の柔軟性）

- ・軽微な調査事項変更であっても変更が容易ではない現行システムを改め、民間事業者の作業を理解・管理し得る職員の継続配置を含め、柔軟な調査項目の変更が可能な体制を実現

⑤ プログラムミスによる統計数値の誤り発生防止

- ・民間事業者によるプログラムミス防止のため、仕様書や指示書等による作業内容の明確化・具体化、プログラムテスト等による業務履行状況の確実なチェック等を推進

統計委 第10号
令和元年9月30日

総務大臣 早苗 殿

統計委員会委員長
西村 清彦

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）

基幹統計及び一般統計における不適切事案の発生を受け、統計委員会は、本年6月27日、統計作成機関が講ずべき措置を第一次再発防止策として取りまとめ、建議した。

その後、統計委員会として、個別の事案についての具体的な審議を通じて、各府省が改善等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等を明らかにするため、毎月勤労統計調査など5つのテーマについての重点審議を行った。今般、その審議結果を取りまとめるとともに、重点審議結果に基づき第一次再発防止策を一部修正したので、以下のとおり建議する。

総務大臣におかれましては、本建議の内容を速やかに各府省に通知するとともに、この内容が速やかに実行に移されるよう適切に取り計らうことを要請する。

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について

令和元年9月30日

総務省統計委員会

本提言の構成について

本提言は、統計委員会による令和元年9月30日の建議であり、第一部、第二部、資料編により構成される。

第一部は、本年2月～6月に点検検証部会において、すべての基幹統計及び一般統計調査を対象として行った点検検証結果に基づき、この度の統計を巡る問題を分析し、情報を整理した上で、全府省の統計部局に対して共通する改善策等を取りまとめたものである。これは、既に6月に建議として総務大臣に提出されているが、今般、その後の状況変化に対応して、必要な若干の加筆修正を行っている。

第二部は、本年6月～9月に、個別の統計調査等を対象とした5つのテーマを対象として行った重点審議の結果を取りまとめたものである。これらのテーマは、課題の重要性や発生頻度等を勘案して選定している。ここで指摘した事項については、当該テーマの関係府省において、真摯に取り組むことのみならず、他府省においても、これらの事例を通じて得られた留意点等を踏まえ、統計の作成・提供等のプロセスにおいて発生し得るリスクを把握し、問題発生の未然防止や統計の品質改善に具体的に取り組むことが求められる。

目次

第一部 公的統計の総合的品質管理を目指して

検討の経緯と対策の方向性等

I. 統計作成プロセスの適正化

1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立
2. 統計作成プロセスの適正化
 - (1) ICTを活用した業務プロセスの見直し
 - (2) システムを用いたエラーチェックの徹底
 - (3) 調査担当から独立した分析的審査の実施
 - (4) 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認
 - (5) 業務マニュアルの整備
3. 統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保

II. 誤り発生への対応

1. 対応ルールの策定
2. 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）
3. 調査関係データの保存

III. 調査実施基盤の整備

1. 体制の確保
2. 情報システムの適正化
3. 政府全体の統計ガバナンスの確立

IV. その他

1. フォロアップ
2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善
 - (1) 各府省の対応
 - (2) 総務省及び統計委員会の対応

別紙

第二部 重点審議結果（改善策等の具体化にあたり踏まえるべき留意点等）

……………P14

重点審議結果（改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等）について

……………P14

重点審議結果

1. 毎月勤労統計調査〔基幹統計〕……………P16
2. 最低賃金に関する実態調査〔一般統計〕……………P21
3. 労務費率調査〔一般統計〕……………P25
4. 学校基本調査（システム変更の柔軟性について）……………P27
5. プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止について……………P30

資料編

……………P34

点検検証部会及びワーキンググループについて

1. 点検検証部会の開催経緯……………P34
2. 点検検証部会構成員名簿……………P38

一斉点検の評価結果等

3. 一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価（令和元年5月16日第4回部会において整理、9月13日一部修正）……………P39
4. 影響度による区分（令和元年5月9日第3回部会資料）……………P40
5. 基幹統計の点検結果の整理について（令和元年5月16日第4回部会資料）……………P41
6. 一般統計調査の点検について（令和元年5月16日第4回部会資料、9月13日一部修正）……………P46

各府省に対する書面調査

……………P49

7. 基幹統計調査に係る書面調査票【様式】

重点審議関連資料

8. 毎月勤労統計調査〔基幹統計〕……………P63
9. 最低賃金に関する実態調査〔一般統計〕……………P70
10. 労務費率調査〔一般統計〕……………P79
11. 学校基本調査（システム変更の柔軟性について）……………P86
12. プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止について……………P91

資料編は、本建議に記述されている内容に関連の深い資料を重点的に収録した。ここに掲載されていない会議資料は、すべて点検検証部会及びワーキンググループのウェブサイトに掲載されている。

(URL) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/outkei/tenkenkensho/kaigi.html

第一部 公的統計の総合的品質管理を目指して

※第一節は、6月建議の内容に、その後の状況変化に対応して、必要な加筆修正を行ったもの

検討の経緯と対策の方向性等

<検討の経緯>

- ・ 毎月勤労統計における不適切事案を発端として政府統計に対する国民の不信が高まる事態となった。また、本年1月に実施された、基幹統計に関する一斉点検では、承認された計画どおりに実施されていない統計が多く確認された。
- ・ こうした状況を踏まえ、本年1月に統計委員会に点検検証部会（以下「部会」という。）が設置され、全ての基幹統計及び一般統計（一般統計調査から作成される統計をいう。以下同じ。）を対象として、不適切事案の再発防止及び政府統計の品質向上等を目的に、点検検証を行うこととされた。

<検討の概要>

- ・ 基幹統計及び一般統計に関する一斉点検で報告のあった各事案について、部会でその影響度を確認したところ、影響度Ⅲ（利用上重大な影響のない結果数値の訂正事案）に相当するものは、基幹統計2調査、一般統計16調査で、影響度Ⅰ～Ⅱ（結果数値の訂正なし）のみに相当するものは、基幹統計21調査、一般統計139調査であったが、影響度Ⅳ（利用上重大な影響のある結果数値の訂正事案）に相当するものは、毎月勤労統計以外には見られなかった。
- ・ 部会では、統計作成プロセスの詳細な現況を把握するため、詳細な書面調査と、その結果を踏まえた全基幹統計に対するヒアリングを行い、6月に第一回再発防止策をとりまとめた。その後、5つの個別テーマについて重点審議を実施し、改善策等の具体化に当たって踏まえるべき留意点を明らかにした。

<対策の方向性>

- ・ 重大な影響が生じた毎月勤労統計に対しては、さらに結果数値や作成プロセスについて重点的な検証を行い、他統計を含めてこのような影響度Ⅳの事案が将来起こることのないよう万全を期すことを目指す。万が一、そのような事案が発生した場合に、迅速かつ適切な正策が確実に講じられるようにするための対策についても検討する。
- ・ 影響度Ⅲ以下に相当する事案については、当該事案自体の影響は重大でないものの、重大事案の今後の発生リスクを抑制する観点から対策を検討する。
- ・ ヒューマンエラーを皆無にすることは難しいこと、結果数値等に誤りが発生した事案の中には報告者の誤記入など統計作成機関だけでは解決できないものも散見されることを考えると、検討に当たっては誤りの発生率をいかに低下させるか、万が一発生した場合にその影響をいかに極小化するか、といったことに注力する方が費用対効果の観点から合理的である。
- ・ 以上のことを総合的に勘案し、今後の再発防止及び品質向上のために、統計の作成プロセスにおいて、ISO、JISによる総合的品質管理（注）の考え方に沿って対策を

講じていくこととし、次のような基本的な視点の下で課題及び対応策を整理していく。

（注）TQM (Total Quality Management) の訳語で、製品だけでなく、その過程を改善することで品質を向上させるという品質管理(QC)の基本的考え方に、職員個人の能力向上や組織的な活動を加え、全社的な取組に発展させたもの

なお、「統計の品質」については、国際的に共通した概念として捉えるべきである。すなわち、統計の精度だけではなく、利用者にとっての利便性や公表の適時性なども含む幅広い概念として考えるべきである。

- ① 品質はプロセスで作成する
事後的な検査、外部からの監査・評価には限界がある。プロセスの中の品質保証に注力することが王道であり、また、最も効果的である。
- ② 透明性を確保する
統計の仕様・品質に関する情報の開示は、適切な統計利用及び利用者からの信頼確保に不可欠である。
- ③ 継続的にPDCAサイクルを回す
統計作成プロセスの中でPDCA (Plan-Do-Check-Act) のサイクルを回すことにより、不測の品質改善に取り組み必要がある。
- ④ 業務記録の保存を徹底する
業務の遂行を適切に管理する上でも、そして、PDCAサイクルを的確に回すためにも、業務記録を通じた再検証が不可欠であり、記録の保全はその前提条件である。
- ⑤ 必要な業務体制を整備する
統計の品質の確保・改善は、精神論だけでは実現できない。高い専門知識を有する人材・組織体制、その適切な運営・管理が必要である。
- ⑥ 府省間でノウハウ、リソースを有効活用する
府省間の比較で判明したグッド・プラクティスの共有に努めるとともに、優れたノウハウ、リソースを有する機関の協力を得て改善に取り組む。
- ⑦ ガバナンスを確立する
上記の確実な実行を保証するため、トップマネジメントが責任を持って取り組むこととし、その取組を可能な限り可視化する。

I. 統計作成プロセスの適正化

総合的品質管理の考え方の下、各府省の統計作成を改善する必要がある。まずは、各調査担当者が、「品質はプロセスで作成する」との理念に基づき、企画・実査・一番査・集計・公表の各段階において、統計作成者としての責任感と専門家としての自覚をもって、日々の業務遂行やその改善に当たることが大前提となる。その上で、以下の措置を講ずる必要がある。

特に、PDCAサイクルや分析的審査の仕組みを速やかに導入することで、品質の確保・向上に万全を期すものとする。

1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立

毎月勤労統計の事案では、調査の骨格である標本設計が、専門的な検証が行われないまま、担当課限りの判断で著しく透明性を欠く手続によって変更され、更に幹部の無関心が問題の発覚を遅らせた。また、賃金構造基本統計調査の事案でも、調査結果への重大な影響は認められなかったものの、同様の問題があった。

今回実施された一斉点検では、他の基幹統計及び一般統計においても、承認された調査計画どおり作成されていないものが多く見られた。部会で確認したところ、手続的な問題が大部分であり、重大な影響を及ぼすものは見られなかったが、これら多くの統計において、専門的な検証を経て策定された調査計画が軽視されていた事実を看過すべきではない。

部会が、全ての基幹統計を対象に実施したヒアリングでは、幹部職員の統計作成プロセスへの関与は、主として調査設計の変更時や結果数値の公表時に限定されており、調査結果の事後検証を含めた統計作成プロセスへの関与が十分行われていないことが明らかになった。調査の企画・変更においては、専門的な知見に基づき調査計画を策定し、それに沿って調査を実施した後に、統計幹事のトップマネジメントの下で事後検証を行い、以後の調査計画を改善するというPDCAサイクルが確実に回るような仕組みの整備が必要である。

(改善策)

- 各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルーティ化する。
- 点検・評価を踏まえ、必要に応じて、業務マニユアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。
- 点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表する。
- 点検・評価に当たっては、調査計画の履行状況等をチェックリストにより簡易に確認し、課題が発見されたものについて重点的な検証を行うなど、業務負担が大きくなりやすいよう留意する。

2. 統計作成プロセスの適正化

企画一実査一審査一集計一公表の各段階において、ICTの活用、システム化の徹底、関係者間の連携強化や確認・チェックの重層化などにより、一層の改善を図り、統計の品質向上を目指す。

(1) ICTを活用した業務プロセスの見直し

膨大なデータを正確かつ迅速に収集・集計・分析し、その結果を広く国民に提供する統計業務は、一般にICTとの親和性が高い。今回の書面調査では、基幹統計においてオンライン調査の導入は相当程度進んでいる（基幹統計では、オンライン回収率：48/54調査、オンライン回答率：約半数の調査で30%以上）ことが確認されたが、オンラ

インで収集したデータを紙に印刷した後に再入力しているものも見られた。

また、複数の外部組織を経由してデータを収集している調査において、システムが円滑に連携されていないことから、途中でデータの欠落を生じ、それに気付かず公表したため、多くの結果訂正事案が発生したケースも見られた。

(改善策)

- オンライン調査の導入を一層推進する。一般にオンライン調査になじみやすいと考えられる企業対象調査、月次など調査頻度が高い調査、同一客体に継続して回答を求める調査、調査客体数が多いためオンライン利用の効果の大きい調査については、各調査の特性も踏まえつつ積極的な検討が必要である。また、オンライン回収率が低調な調査については、原因を分析し、調査対象の特性に応じた回収率の向上方策について検討する。
- ICTを最大限活用して、調査票の回収、審査・集計、公表等の一連のプロセスにおいて、業務特性を踏まえつつ可能な限り職員等による手作業のデジタル化を進めるとともに、データが正確に流れ、組織やプロセス間でデータの欠落や転記ミス等の誤りが発生しないよう方法・システムの見直しを検討する。その際、将来的なシステム改修を柔軟に行えるよう、また、システム構築後に着任した職員でも業務内容とシステムでの処理内容の双方が理解できるよう、システム自体をブロックボックス化させず、持続可能なものとする必要がある。
- 報告者負担軽減の観点から、事業所母集団データベースの活用等により、過去の調査等によって得られている情報のプレプリントを一層推進する。
- 地方公共団体等が保有する行政記録情報の抽出、集計、転記等を行う形態の調査については、作業ミスの削減や報告者負担軽減の観点から、行政記録情報の円滑な収集方法を検討する。

(2) システムを用いたエラーチェックの徹底

膨大なデータを扱う統計作成プロセスにおいては、システムを活用した第1次のデータチェック（想定されるレンジから逸脱した異常値の検出、項目間の矛盾の検出等）の適切な実施が不可欠である。今回のヒアリングでは、全ての基幹統計でシステムを用いたエラーチェックが行われていることが確認できたが、一部プロセスでは目視によるチェックのみが行われているものも見られたほか、外部機関に集計業務等を委託してエラーチェックを実施している調査の中には、チェックの方法・内容について指示をしておらず、実施の有無を含めて、チェックの状況を把握していないものも見られた。

(改善策)

- 調査の特性を踏まえつつ、システムによるエラーチェックの実施を徹底する。外部機関に集計業務等を委託している場合、エラーチェックの実施に加え、その方法・内容についても指示を行い、チェック精度の向上とともに委託事業者等の変更時における継続性の担保を図る。

(3) 調査担当から独立した分析的審査の実施

毎月勤労統計の事案では、全数で行うべき層について抽出調査に変更した際や、ローテーション・サンプリング導入時の断層に対して外部からの疑問が示されたときに、調査手法変更による影響の分析が適切に実施されず、このことが問題の発生や発覚遅延の要因となっている。

毎月勤労統計以外の基幹統計についても、今回のヒアリングでは、各府省の統計作成体制の縮小に伴い、分析的審査の体制が削減されてきたとの回答が得られた。調査担当がしつかりと業務を遂行することは当然の前提であるが、それとは異なる視点から分析的審査を実施することも、統計の品質を高める上で重要である。

(改善策)

- ・ 統計幹事の下で、調査担当から独立した分析的審査担当官が、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施する。
- ・ 分析的審査のノウハウや効果的な再発防止策等に関する情報は、各府省間で共有するとともに、困難な事案の分析に際しては統計委員会の指導の下で協力連携して対応する。

(4) 民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認

政府内用の統計リソースが限られる中で、優れた能力を有する民間事業者を積極的かつ適切に活用していくことは重要である。また、今回のヒアリングでは、統計調査員による適切な業務の履行確認については、国が地方公共団体による調査員の任命状況を把握していない調査や、事務引き等により適切な業務実施確保措置を求めている調査が見られたほか、調査員等による不適切な対応による結果訂正事案が見られた。これらを勘案し、民間事業者、地方公共団体等への適切な指示と履行確認について必要な対策を講ずる必要がある。民間事業者、地方公共団体等は、協働・連携して統計を作成するパートナーであり、円滑なコミュニケーションに努める必要がある。

(改善策)

- ・ 民間事業者への業務委託に当たっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)に基づき、品質確保に特に配慮が必要な契約については、業務遂行能力を踏まえた総合落札方式等の選定方法によることとし、仕様書や契約書に必要な内容を明記するとともに、適切な履行確認を行う。
- ・ 名簿提出等による調査員の任命状況の確認、統計調査員による適切な調査を確保するための措置(研修の実施や指導員による巡回等)を行うべきことについて、調査の事務手引き等において定めることとする。また、総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組(いわゆる「コンプライアンスチェック」)について、原則として、他府省においても導入する。
- ・ 上記の履行状況確認の取組を導入し難い場合(調査員調査以外を含む。)にあつては、

調査の特性に応じ、本府省による調査票情報を活用した履行状況の確認、監査等の措置により、適切な調査実施を確保する。

- ・ 調査実施に際しては、現場の職員、調査員等に対し、過度なノルマを課すことを避けるとともに、調査拒否等の困難な状況に直面した場合の相談やサポート体制の整備に配慮する。
- ・ 調査実務を担当した民間事業者、地方公共団体等から、調査実施後等に今後の調査プロセスの改善に向けた意見を聞いて、調査設計等に反映させるなど、調査プロセス改善の参考とする。
- ・ 地方支分部局など、本府省とは異なる機関を介する場合についても、コミュニケーションエラー等による業務の不適切な履行が生じないよう、関係者間の連携確保に万全を期す。

(5) 業務マニュアルの整備

今回の書面調査では、全ての基幹統計で業務マニュアルが作成されているとの回答が得られたが、一般統計においては約1割の調査で作成されていなかった。業務マニュアルは、人事異動等がある中で、多くの者が関与して実施される調査の品質を安定的に確保するとともに、PDCAサイクルによる業務改善を進める際の要となるものでもあることから、一般統計も含め、業務マニュアルの整備と、その内容の継続的な確認・見直しが必要である。

(改善策)

- ・ 調査の対象者や規模、調査事項、調査方法等が統計ごとに異なることも踏まえつつ、標準的な業務マニュアルを作成することは有益である。このため、平成28年12月に発覚した繊維流通統計調査の不適切事案を受けた再発防止策として、経済産業省が作成した省内向けの標準マニュアルを参考に、総務省において、記載すべき標準的な事項を示した標準マニュアルを作成・提供することで、各府省における、一般統計も含めた業務マニュアルの整備を進める。その際、統計作成に経験年数の少ない職員が携わっているケースが多いことを踏まえ、チェックリスト方式の活用を積極的に検討するものとする。
- ・ 作成した業務マニュアルについては、調査方法の変更等の事由がない場合でも、見直しの必要性の有無を含め、定期的な確認を行う。

3. 統計の仕様・品質に関する情報開示(「見える化」)等による外部検証可能性の確保

毎月勤労統計の事案の発覚は、統計ユーザーからの疑問が契機となった。部会において、基幹統計の過去の正誤情報・結果訂正事案について確認したところ、外部からの疑義照会が端緒となったものが少なくない(約2割)ことを踏まえれば、統計作成プロセスの透明性を確保して、外部検証可能性を確保するとともに、統計利用者に対する情報提供の改善も一層促進する必要がある。

(改善策)

<統計作成プロセスの透明化>

- ・ ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等(母集団及び標本の規模を含む。)の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全ての統計の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載する。その際、上記I「1. PDCAサイクルによるガバナンスの確立」により公表される調査実施後の点検・評価の結果情報とリンクさせるなど、調査実施状況と併せて閲覧できるようにする。
- ・ 各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを行うとともに、一般統計についても、見える化状況検査を実施する。

<統計の利活用の促進>

- ・ 利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに結果数値等の誤り発見の観点からも有効であることから、外部ニーズの把握を進め、適切な利活用を促進する。政府内利用については、下記II「2. 行政利用の事前把握」で整備する「利活用リスト」を活用して、調査事項や公表時期の変更を予定する際にはあらかじめ連絡することとする。
- ・ 統計法等の一部改正法(平成30年法律第34号。令和元年5月1日施行)により、調査情報の二次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層促進する。このため、大学や行政機関等にセキュリティを確保したオンライン施設を設置を促進するとともに、3年以内に、原則として、全ての基幹統計及びニーズの高い一般統計の調査票情報をオンライン施設で提供できるようにする。
- ・ 統計データの公表に当たっては、再入力や書式変換等の不要な利用しやすい形式で提供するなど、利便性にも配慮した形態とするともに、政府統計のポータルサイトであるe-Statの利便性向上を図る。

II. 誤り発生への対応

統計作成プロセスの改善により、誤り発生を抑制する必要があるが、結果数値等の誤りは、外的要因(報告者のミス、委託事業者のミス、プログラマミス)を含めて様々な原因で発生すること等から、その発生をゼロにすることは事実上困難である。このため、結果数値等の誤りが発見された場合の対応方策をあらかじめ定めておくことにより、影響を極小化する必要がある。

1. 対応ルールの策定

外部からの疑義照会が結果数値等の誤り発見の端緒となる場合が少なくないが、各府省において、外部から調査結果に対する疑義照会があった場合に組織内で情報共有を行うためのルールはほとんど定められていない。

また、結果数値等の誤りを発見した場合の対応ルールのについては、多くの基幹統計で

定められており、省内の結果数値等の誤りに関する情報を一元的に集約し、原因分析、再発防止に取り組んでいる府省も見られたが、一般統計においては定められていないものが多かった。

(改善策)

- ・ 各府省において、外部から結果数値に関する疑義照会があった場合の組織内情報共有ルール等を策定する。
- ・ 結果数値等の誤りを発見した場合、統計幹事に報告し、その下で、結果数値等の訂正の速やかな公表、影響度に応じた対応(把握している利用者への連絡、報道発表等)、原因分析、再発防止策の検討等を行うことなどを内容とした対応ルールを策定する。
- ・ 再発防止策の検討では、発生原因の分析結果を調査設計等にフィードバックして、ミスが発生しにくい業務プロセスへの変更(例:回答誤りが多発している場合、調査票や記載要領の見直し)を行うほか、当該誤りを発見できるようにするためのチェック方法の改善(例:エラー検出条件の見直し)や、過去の類似事案の有無の確認、類似事案に対して講じた再発防止策の効果検証を行う。
- ・ 結果数値等の誤り分析情報(原因別の発生状況、効果的な再発防止策等)は政府全体で共有し、統計作成プロセス、特に審査分析方法の改善に活用する。

2. 行政利用の事前把握(統計のリコール制度)

毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。

今回のヒアリングでも、統計作成者が、自ら作成した統計が政府内でのよう利用されているか十分に把握できていないことが確認された。このような状況では、結果数値等の誤りが発見された場合、迅速かつ的確な対応ができないことが危ぶまれる。

(改善策)

- ・ 統計等のエビデンスに基づく政策立案を推進する各府省の事務責任者から構成されるE B P M推進委員会を通じて、政府内における統計ごとの利活用状況を定期的に確認し、利活用リストや結果数値等の誤りを発見した際の連絡ルールを定め、誤り発見時にその影響を迅速・正確に把握して適切に対応できる仕組みを整備する。

3. 調査関係データの保存

毎月勤労統計の事案では、長期にわたる不適切な調査が行われてきたことから、過去にさかのぼった再集計が必要となったが、必要なデータが保存されておらず、迅速かつ適切な再集計が困難となっている。今回の書面調査においても、文書保存期限が明確に定められていないなど改善が必要な点が見られた。

(改善策)

- 結果数値等の誤りが発見された際に、過去にさかのぼって再集計が行えるよう、推計乗率等の補助情報を含む必要なデータの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保する。
- 都道府県や民間事業者など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存する。

Ⅲ. 調査実施基盤の整備

上記に掲げた対策を講じるため、必要な体制等調査実施基盤を整備する必要がある。

1. 体制の確保

今回の書面調査とヒアリングにおいて、基幹統計の一部や多くの一般統計（政策部局で作成されている一般統計については約半数）が統計業務経験2年未満の者だけで作成されているなど統計作成の体制が極めて弱いものがあることが明らかとなった。また、企画や分析担当から要員が削減された結果、業務の改善や継続的な品質維持等に不安があるとの率直な声も聞かれた。今後とも統計の品質を維持し、更に向上させていく上では、そのための体制を質と量の両面から確保する必要がある。

(改善策)

<各府県の体制>

- P D C A サイクル、分析的審査等に必要となる体制（分析的審査担当官等）を、所管統計の重要性や数・調査実施回数に応じて、各府県統計幹事の下及び総務省（統計委員会の事務局、政策統括官室）に速やかに配置する。
- 各府県に配置する統計担当官は、調査結果の分析的審査や調査設計等の変更時の影響分析を行うとともに、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策の検討状況の管理等を通じて、調査の正確性を確保する役割を担う。
- 統計幹事の下に、社会経済情勢を反映した調査内容の抜本的な見直し、I C T や行政記録情報、ビッグデータの活用等による調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなどを行う、各府県内で改革のエンジンとなる企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備する。
- 調査担当の下に、統計作成プロセスの各段階におけるエラーチェック、委託事業者や地方公共団体等への履行確認、調査票データ等の保存など、統計作成プロセスの適正化に必要な体制を確保する。
- 統計は、国民の合理的な意思決定の基盤として重要なものであり、誤りが生じた場合には社会に重大な影響を与えるものであることを考慮して上記を含め、その体制は中長期的な視点で継続的に確保していく必要がある。

<都道府県の体制>

- 都道府県の統計専任職員については、調査環境の困難化、調査員の高齢化等の課題への対応、調査員活動の適切な管理・支援に必要な体制のほか、大規模調査実施年の業務量増に対応できる体制を確保する。

<各府県における職員の育成等>

- 調査担当には、統計業務経験を配置する。調査の難易度、重要性、民間事業者の活用状況等も踏まえ、基幹統計には10年以上、一般統計のうち重要なものには5年以上の統計業務経験を有する者を配置し、そうした者を中心に作成することを基本とする。このような配置が困難な場合は、各府県統計幹事の下に整備された相談・支援窓口等の支援を受けながら作成する。
- 各府県は、専門的な知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させる。初任者には原則としてオンライン研修等による基礎的な研修（統計制度を含む）、各府県の中核的な統計人材として育成する職員には長期研修や専門研修を積極的に受講させる。総務省統計研究所研修の研修定員の確保、各府県における代替要員の確保など長期研修等を受講しやすい環境を整備する。また、統計の作成・分析には統計学に加えて情報技術の知識が必要であり、これも併せて習得されるよう努めるものとする。
- 各府県の統計業務を総括し、統計委員会との連携協力の要となる統計幹事及びその下の統計部門の総括体制については、組織マネジメントの能力に加え、統計に関する知識経験を有する者を充てる。ただし、所管統計が少なく、統計幹事に統計に関する十分な知見を有する者を配置することが難しい府県は、統計技術的な見地から統計幹事をサポートできる体制（統計部門の総括体制を含む）を整備することで対応する。
- 各府県は、「E B P M を推進するための人材の確保・育成等に関する方針」（平成30年4月27日E B P M 推進委員会・統計委員会決定）に基づき、職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計業務経験者の中から素養のある者を繰り返し統計業務に就かせるなど、統計人材を計画的に育成する。過渡期には、総務省統計研究所のオンライン研修や、外部人材の受入れ等により補完する。
- 統計業務の知識経験が豊富な人材を育成している府県においては、統計作成側の視点にとどまらず、統計利活用上の視点を習得させる観点から、政策部門等における勤務経験を計画的に付与する。
- 外部人材については、最新の研究成果の取り込み等の観点からも、若手研究者等の任期付職員としての採用や学界との交流に取り組む。
- また、調査設計・集計・分析に高度な統計技術を必要とする重要統計には、当該統計に関する豊富な知識経験を有するスペシャリストを計画的に育成する。
- 職員が積極的に知識経験の習得に努め、誇りを持って統計作成に携われるよう、統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。

2. 情報システムの適正化

毎月勤労統計等の事案で見られたように、改修などに対応できる者が限られ、また、業務仕様を明記した資料が不十分であるなど、いわば「ブロックボックス化」しているシステムの存在が確認された。

(改善策)

- ・ 「ブロックボックス化」しているシステムについては、仕様書等を早急に整備するとともに、容易に改修ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。

3. 政府全体の統計ガバナンスの確立

各府省の統計作成プロセスの適正化を実現するため、総務省（統計委員会含む。）の関与・支援の在り方も見直し、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善を図り、そのための体制の整備等を行う。

(改善策)

<調査計画の履行状況の確認>

- ・ 総務省は、各府省が調査後に実施した点検・評価結果に基づき、自ら承認した調査計画との整合性等を確認し、統計委員会に報告するとともに、必要に応じて調査計画の改善を求める。

<調査計画の承認審査の重点化>

- ・ 調査計画は、報告者の信頼確保・負担軽減、調査の効率的な実施、統計の精度確保及び調査結果の利活用増進に係る事項について重点的に記載・審査を行う一方で、その他の事項については、承認後の状況変化に対応し得る記載を許容して調査実施後の点検・評価において確認するなど、記載内容の見直しを実施する。

<情報の共有・支援>

- ・ 総務省は、各府省の協力を得て、困難事案の分析を行うとともに、各府省で発見された結果数値等の誤りに関する情報（原因、発見の端緒、再発防止策等）を収集分析して、各府省に提供するなど、情報の収集・分析・共有を通じて、各府省の統計作成への支援を行う。

<統計の専門機関による各府省に対する支援>

- ・ 統計の専門機関である総務省統計局、統計研究研修所、（独）統計センターは、各府省の統計作成への積極的な支援（相談・支援窓口の設置、各府省への人材派遣、研修生の受入れ、調査の共同実施、受託調査等）を行うこととし、そのための基盤を整備する。
- ・ 総務省統計研究研修所は、職制上の段階や業務レベル等に対応した研修を実施し、業務スキルを認定することにより、各府省の計画的な人材育成や能力に応じた処遇等に活用できるようにする。

IV. その他

1. フォロアアップ

今回の再発防止策については、今後、統計法（平成19年法律第53号）第55条第1項の履行状況報告を活用するなどして、統計委員会において、継続的にフォローアップし、その結果を公表する。

このフォローアップにおいては、今回新たに導入する諸方策について、リスク（問題発生の可能性や発生時の影響の大きさ）に見合ったものとなっているか、コストに見合う効果が期待できるか等を確認し、対策の強化・中止の両面から見直しを検討するものとする。

2. 一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善

(1) 各府省の対応

一斉点検において、承認された調査計画との相違が確認された統計については、統計幹事の下で、別紙の対応方針に沿って、改善を進める。

このうち、「1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り」については、速やかに改善を実施し、総務省を通じて統計委員会に報告する。

「2. 調査計画との間に相違が確認されたもの」については、調査ごとの改善案（調査実施方法・内容を改めて調査計画どおりに実施、調査計画を改正など）を検討し、令和元年末までに総務省に報告する。

(2) 総務省及び統計委員会の対応

総務省は、各府省から報告された個別改善案の内容を確認し、統計委員会に報告するとともに、その概要を公表する。なお、個別改善案の履行状況については、総務省における調査計画の変更承認審査時や統計委員会における履行状況報告審議等に確認する。併せて、上記Ⅲ「3. 政府全体の統計ガバナンスの確立」の改善策中の「調査計画の承認審査の重点化」について検討する。

一斉点検による事案の概要	対応方針
1. 調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り <ul style="list-style-type: none"> ・作業ミスによる結果数値等の誤り ・調査実施手順の細部の相違 ・調査関連告示の未修正等 	<ul style="list-style-type: none"> ・結果数値等の訂正・公表を速やかに実施 ・調査手順・手続を速やかに改善
2. 調査計画との間に相違が確認されたもの <ul style="list-style-type: none"> ・集計事項の一部の未集計・未公表【集計事項】 ・一部媒体による公表の未実施【公表の方法】 ・公表の遅延【公表の期日】 	<ul style="list-style-type: none"> ・集計予定のないものを誤って集計事項とした場合には、計画から削除又は見直し ・結果数値の精度や秘匿の観点から公表に適さない集計事項は、計画からの削除又は見直し ・その他は、可能な限り速やかに集計・公表 ・インターネットによる公表を原則として、印刷物はニーズが認められる場合に作成・提供 ・遅延が繰り返して発生している調査は、その原因に応じて、業務プロセスや体制の見直し、主要項目に絞った速報値の公表等による遅延の解消を検討。これらの対応によっても解消が困難な場合、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）に定める公表期限や活用ニーズも踏まえつつ、公表期日等の見直しを検討 ・月次統計にもかかわらず、数か月に及ぶ遅延が継続的に発生しているものは、月次統計の必要性について再検討
<ul style="list-style-type: none"> ・母集団情報の変更漏れ【報告者】 	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Stat及び各府省のホームページにおいて、使用する母集団情報の名称や年次等を掲載することを検討 ・上記の掲載を実施している場合、計画には使用している母集団情報の適切性を概括的に確認できる記載を検討
<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象の縮減【調査の対象となる母集団の地域的及び属性的範囲。報告者】 ・報告者数の増減【報告者】 ・調査方法の相違【調査方法】 ・回答期限繰上げによる調査期間の短縮【調査実施期間】等 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）で求めている品質の表示を踏まえ、e-Stat及び各府省のホームページにおいて、標本設計や標本の規模等について、統一的な定義・用語を用い、適時、明確に掲載することを検討 ・報告者数（標本調査の場合は、通常、標本の規模を意味する。）や調査方法等が継続的に計画と相違している場合、個別に結果精度への影響や報告者負担等の観点から計画の変更や記載内容の見直しを検討

第二部 重点審議結果

(改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等)

第二部 重点審議結果

（改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等について）

この第二部は、重点審議結果を取りまとめたものである。

重点審議は、本年6月に統計委員会が建議した再発防止策の内容を踏まえ、課題の重要性や発生頻度等が高いと考えられる個別の事例について、当該事例の関係府省のみならず、他府省においても問題発生のも未然防止や統計の品質改善のための留意点等を得るとの観点から、掘り下げた審議を行ったものである。

重点審議の対象事案としては、本年6月、①毎月勤労統計調査、②最低賃金に関する実態調査、③労務費率調査、④学校基本統計調査（システム変更の柔軟性について）、⑤プログラムミスによる統計数値の誤り発生防止についての5テーマを選定した。その後、9月までの間、関係府省等からのヒアリングを実施するなどにより、短期集中的に主として統計技術的な観点から重点審議を行い、今般、課題の内容、審議を通じて出された指摘事項等を取りまとめた。各府省には、これを踏まえて、再発防止策の具体化に早急に取り組むことを求める。なお、各府省の対応状況については、統計委員会において、継続的にフォローアップし、その結果を公表することとなる。

この重点審議を通じて明らかにされた課題のうち、次のものは、複数のテーマにおいて挙げられているなど重要な課題として指摘できる。

- ① 利用者に対する正確な情報の適時・適切な提供
- ② 外部検証可能性の確保
- ③ 業務の可視化・透明化等を通じた業務管理体制の強化
- ④ 統計の再現性確保等を意識した、文書やデータの適切な保存・管理の徹底
- ⑤ 調査現場における履行状況の把握・確認の強化
- ⑥ 適切な人材育成・確保と的確な引継ぎを含むノウハウの明確化・共有
- ⑦ 統計の目的や必要性に照らした調査設計等の見直し

これらについては、各府省の取組において特に留意する必要がある。

このうち、「①利用者への適正な情報提供及び外部検証可能性の確保」に関しては、調査情報等の二次的利用の果たす役割も大きく、その際には時系列的な比較検証を行い得ることが重要である。オンライン施設での調査票データの提供など、今後、対応を進めていく際には、その点に留意する必要がある。

また、「⑤調査現場における履行状況の把握・確認の強化」に関連しては、重点審議中に、毎月勤労統計調査において、大阪府の統計調査員が事業所に聞き取りを行うことなく前月の調査結果を用いるなどにより調査票を作成した事案、最低賃金に関する実態調査（同調査を構成する調査のうち、最低賃金に関する基礎調査の大阪府分）において、大阪労働局の職員が調査事業所数確保のため調査票を書き換えるなどした事案が判明した（なお、本年9月現在、毎月勤労統計調査については他都道府県の状況につき、なお調査が続いている）。これらにはあつてはならない重大事案であり、厚生労働省に対しては猛省の上、

再発防止に万全を期することを求める。また、他府省においても、本件を他山の石として、同様の事案の再発防止を徹底する必要がある。その具体的な対策としては、不正を引き起こすきっかけや動機を排する観点から、「公的統計の総合的品質管理を指して」I 2.

(4) に記載された次のことを励行することを要がある。

- ・ 調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）
- ・ 上記の取組を導入し難い場合の、調査の特性に応じた、本府省による調査票情報を活用した履行状況の確認、監査等の措置
- ・ 過度なノルマを課すことを避けるとともに、調査拒否等の困難な状況に現場が直面した場合の相談やサポート体制の整備に配慮

重点審議結果

（毎月勤労統計調査）

1. 重点審議のテーマ、選定理由

毎月勤労統計調査は、その結果が雇用保険の給付額の算定基礎に用いられるなど、国民生活、政府予算等に大きな影響を与える基幹統計調査である。2019年1月、この統計調査で行われていた不適切な処理が判明したことにより、政治、行政、国民生活に大きな影響が生じたのみならず、厚生労働省の統計、さらには公的統計全体の信頼が揺るがされた。この事態に至った背景を要約すると、およそ次のとおりである。

東京都における規模500人以上の事業所について、本来全数調査とされていたところ、平成16年1月以降抽出調査が行われており、その際に必要な復元処理が行われず、その状態が平成16年調査から29年調査まで続いていた。さらには平成30年のサンプルの入替方法の変更（ローテーションサンプリング方式の導入）に併せて、東京都の500人以上の事業所の集計値について本来行われるべきであった復元処理を行うこととしたが、その処理は担当室以下の判断のみで行われていた。その際、復元処理の方法を変更した事実を公表しなかったため、統計の利用上重大な支障を来した。

以上のような抽出方法の変更や復元処理の未実施について、統計利用者に対して情報提供を行わなかったことに加え、厚生労働省は統計法に定められた必要な手続き等を遵守しておらず、その間、統計委員会及び総務省政策統括官（統計基準担当）に対しても、事実とは異なる説明や報告を繰り返していた。さらに、過去に遡って再集計を行う上で必要なたデータの一部分が保存されておらず、統計の再現性という面からも問題があることが明らかとなった。

これらの経緯の詳細については、「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」により明らかになっている。

このように、毎月勤労統計調査については、統計作成・提供を行う上で様々な重大な問題を含んでおり、同統計調査において根本的な改善が必要であるとともに、他の統計調査における様々な教訓が得られることから重点審議の対象とすることとした。

2. 課題の概要

(1) 利用者への情報提供及び外部検証可能性の不足

毎月勤労統計調査の結果提供においては、長年にわたり、利用者への情報提供や外部検証可能性という面で大きな問題があり、このことが調査計画と異なる処理などが長期間見過ごされる原因の1つになっていた。具体的には、調査方法、標本設計、集計・推計方法、標本誤差などに関する情報の開示が特に不十分であり、早急な改善が必要である。また、調査票情報の二次的利用が不適切な処理等を発見するきっかけとなる可能性もあるが、現状では、二次的利用は低調な状況にある。

(2) 統計技術的適切性の確保のための外部知見の活用不足

統計の見直しや改善に際して、統計技術的な適切性を確保するためには、外部の専門

家や有識者と密接に連携・相談し、その知見を取り入れることが必要であるが、その取組が不十分であった。また、専門家や有識者等との開かれたコミュニケーションが十分とは言い難い状況である。

(3) 業務の可視化・透明化が不十分

毎月勤労統計調査の業務は、調査外のデータ（事業所母集団データベース由来の労働者数や毎月の雇用保険データの労働者数）を用いて推計値の算出や補正を行うなど、様々な統計調査の中では比較的高度で複雑な手法を用いているが、平成30年1月からローテーションサンプリングの導入に伴い、更に高度化・複雑化した。その一方で、担当部局内においても業務の可視化が十分になされていなかった。

実際、一部の業務処理に関する部分的なマニュアルはあるものの、業務全体のフローや処理内容など概括的に把握できる文書はなく、各職員にとつて自ら担当する業務以外は理解しにくい環境と言える。こうした状況下では、業務が担当係内で完結し、他の係等からのチェックが効きにくい。また、管理職等にとつても、業務実施状況の管理や、課題、対応策等の把握が難しくなる。こうした業務の不透明性、情報共有の不足は、担当に業務を任せきりにしたり、ミスが見過されたりする原因の1つとなっていたと言える。

特に、内製のプログラム（注1）で処理されている業務については、このことが顕著である。プログラム修正の必要が生じた際に、当該修正作業に直接関連する部分の業務フロー図やチェックリスト等は作成されるものの、その範囲は限定的であり、プログラムで処理されている業務内容の文書化が十分にはなされていない。また、推計や集計で用いているプログラム言語は主としてCOBOLであり、記述内容を理解できる者が限定的であることもあいまって、プログラムの修正の必要性が生じた場合に、プログラムを担当する職員以外の者がその修正が正しく行われたかを直接確認することが困難な状況にある。すなわち、システムが「ブラックボックス化」していると言える。

(4) 文書やデータの適切な保存・管理の不徹底

数値の誤り等が発生した場合には、過去に遡って再集計を行うことが必要になるが、そのためには、調査票データだけでなく、母集団の復元や結果の推計などに用いている各種のデータについても適切に保存し、利用できるよう管理していくことが必須である。ところが、現行規則上、母集団復元情報の一部の保存期間は1年未満、地方調査の調査票情報（電磁的記録媒体に記録したものの）の保存期間については3年となっている。

また、都道府県が紙媒体で受け付けた調査票については、都道府県の判断で、本省に送付するか、自ら毎月勤労統計調査オンラインシステムに入力するかを選択することとなっているが、後者の場合、入力終了後の調査票の管理については本省で把握しておらず、都道府県に委ねられている。

(5) 地方公共団体・調査員及び民間事業者に対する業務履行確認の不徹底

点検検証を行ってきた本年1月以降においても、地方公共団体・調査員及び民間事業者による業務が適切に履行されなかった事例が発生している。

①毎月勤労統計調査オンラインシステムの運用・保守を担当する民間事業者において、

厚生労働省からのデータ修正依頼が一部履行されなかつたことにより、3府県（神奈川県、愛知県、大阪府）の地方調査結果（本年1月～3月分）の訂正が発生

- ② 千葉県において集計上の手順を誤つたことにより、千葉県の地方調査結果（昨年1月分以降）の一部に訂正が発生
- ③ 大阪府の2名の調査員が、調査対象事業所（常用労働者5～29人規模）への聞き取りを行うことなく、前月の調査結果を用いるなどの方法で調査票を作成（該当期間平成26年1月分～平成31年2月分）していたことにより、調査結果に訂正が発生。なお、厚生労働省は、全都道府県（大阪府を除く）に対し同様の事案がないか点検を依頼している（9月末日締切）。

また、書面調査結果によれば、毎月勤労統計調査においては、調査員の設置状況を把握していないとされている。これを他の基幹統計調査と比較すると、地方公共団体が実査を担当し、調査員を用いている基幹統計調査は29調査（注2）あり、このうち毎月勤労統計調査以外のすべての統計調査において、調査員の設置状況を把握（名簿の提出など）している。このことは、毎月勤労統計調査では、実地調査の業務管理が不十分であることを示す一例である。

(6) 人材面の不安

これらの業務を支える人材面でも、COBOLの記述内容を理解できる者が中高年層に偏っているなど、業務の遂行に係るノウハウの継承が適切に行えるのか、将来的に体制が維持できるかなどについて疑問がある。

(注1) 毎月勤労統計調査では、実査、審査、集計の各段階でシステムを用いて業務を実施しているが、今回の重点審議において、課題が指摘されたのは、主に、内製により開発されている集計システムの部分であった。
(注2) 「基幹統計調査に関する書面調査」では、回答のあった回答票の単位で調査をカウントしており、ここでは、毎月勤労統計調査を含め、基幹統計調査を全部で54調査とカウントしている。

(※) 以上、毎月勤労統計調査のより詳細な情報については、重点審議関連資料（p63以降）を参照

3. 指摘事項

点検検証部会の審議（令和元年7月29日及び8月28日）等を通じて指摘された主な事項は以下のとおりである。

厚生労働省においては、点検検証部会の指摘を踏まえ、統計の企画から公表・データ保管までの一連の処理プロセスについて現状を検証の上、標準化を行い、統計が適切に、かつ持続的に作成されることを目的とした調査研究（統計業務のBPR）を実施するとともに、統計業務のBPRを踏まえた次期統計処理システムの調査研究を行うことをはじめとして、業務改善の対応を図ることを予定している。

(事案の重大性の再認識)

- 昨年末に明らかとなつた毎月勤労統計調査に関する諸問題は、その結果数値の誤りにより、雇用保険や労災保険等の給付額の算定に長期間に渡って影響を与え、支払い不足の状況を多数生じさせるなど国民生活に重大な影響を与え、公的統計への信頼を大きく損なつた。厚生労働省においては、こうした重大な事態を招いてしまったことを肝に銘じ、最優先の課題として再発防止に全力で取り組み、一日も早く

失われた信頼を回復する必要がある。

(利用者への適正な情報提供及び外部検証可能性の確保)

- 統計の適切な利用に資するよう、調査方法、標本設計、集計・推計方法、標本誤差などに関する詳細な情報（抽出率や標本誤差などの産業別・都道府県別等の一覧表等）を正確かつ丁寧に開示すべきである。特に、調査や推計の手法等に変更があつた場合には、速やかに関連の情報を利用者に提供することが不可欠である。
- 利用者等から調査結果への疑義照会があつた際に、当該照会情報の組織内での共有や検討・確認等の対応に関するルールを早急に策定すべきである。
- データベースによる時系列データの提供や提供するデータのファイル形式の改善など、統計利用上の利便性に配慮したデータ提供の改善を進めるべきである。
- 調査票情報の二次的利用推進について、統計委員会における事業所対象調査の匿名データに関する今後の検討状況を踏まえ、対応する必要がある。

(統計技術的な適切性の確保)

- 労働者数等の推定やギャップ補正などについては、今後、専門技術的な研究を行う必要がある。そのために、統計利用者、外部有識者等の知見を活用するなど、統計技術的な適切性の確保に努める必要がある。

(業務の可視化等を通じた業務管理体制の強化)

- システムを活用して処理しているケースを含め、業務内容の明確化・文書化を徹底し、業務の全体像を担当職員の誰でもが把握可能な状態とする必要がある。このことは、業務の本格的な見直しや外部への透明性向上の大前提と言える。
- 今般の点検検証の審議の過程において、複雑な推計・集計業務の一部については、情報が整理・文書化されたことから、可視化・明確化に向けて一定の進捗はあつたものの、これを毎月勤労統計調査の業務の中でより徹底するため、マニュアルや仕様書等の文書の形で網羅的・継続的に整備していくことが必要である。
- 実効性のあるガバナンスを確立するため、大きな変更があつた場合や結果公表などの業務の節目のタイミニングで、業務の実施状況に関するデータについて異なる部署や別の係による相互チェックやダブル・チェックによって検証・確認することを通じて、業務プロセスが適正に実施されていることを管理職自らが確認できる手続きや体制を確立する必要がある。
- 「ブロックボクスタス化」が指摘されている現在の集計・推計システムについて、改修作業が容易で、より広い範囲の職員が処理されている業務内容を理解できるシステムに早急に移行することが必要である。その際、改修等の持続可能性や処理内容の透明性の確保等の観点からは、COBOLからの脱却が不可避である。また、この検討と併せて、累次の処理内容や方式の変更によつて複雑化した業務のフローや内容を見直し、適切な業務を安定的に持続できるようにすることが重要である。
- 現在、目録中心に行われている集計段階のチェックについて、システム化を図ることを検討すべきである。

(文書やデータの適切な保存・管理の徹底)

○ 母集団復元情報や地方調査の調査票情報（電磁的記録媒体に記録したもの）について、永年保存が図られるよう早急に関連規定を見直すとともに、保存・管理の運用体制を整える必要がある。

（調査員、地方公共団体、民間事業者の業務履行状況の確認徹底）

- 大阪府における不適切処理の事案は極めて深刻であり、厚生労働省は重大事案として受け止めなければならない。全国での点検結果も踏まえ、再発防止を徹底する必要がある。
- 調査員の業務履行状況の確認については、国が直接確認する取組（いわゆる「コンプライアンスチェック」）を早急に導入する必要がある。
- 調査員が調査拒否事案への対応などで困った際などに相談できる体制を構築することも重要である。
- 日頃から、厚生労働省と都道府県などの関係機関との連携や情報交換を密にし、コミュニケーションエラーが生じないようにすることも必要である。

（統計人材の計画的な確保・育成）

- 業務が一層高度化・複雑化する中において、厚生労働省全体を通じて、統計の専門人材の確保・育成について、計画的かつ確実に進めていくことが急務である。

重点審議結果

（最低賃金に関する実態調査）

1. 重点審議のテーマ、選定理由

最低賃金に関する実態調査は、最低賃金審議会における審議の参考とするため、中小零細企業の労働者の賃金の引上げ・引下げ状況等の情報を得ることを目的として、厚生労働省が実施する一般統計調査である。同調査については、一斉点検において、母集団の復元処理を行っていないことが明らかになった。確認の結果、利活用上の重大な影響は認められなかったものの、復元推計という基本的で重要な作業をしておらず、統計に関する基本的な知識や意識が低い中で実施されている調査であることが明らかとなった。この事案については、統計を専門としない政策部局が実施する調査における課題や教訓の得られる事例として、重点審議の対象とすることとした。

（※）最低賃金に関する実態調査の概要

最低賃金に関する実態調査は、「賃金改定状況調査」（全国を対象）と「最低賃金に関する基礎調査」（各都道府県を対象）の2つの調査から構成される年次調査である。なお、本調査の調査項目や調査対象となる事業所の業種・規模等の調査設計については、公益、労働者、使用者の三者の代表で構成される最低賃金審議会での議論を踏まえて決定されている。また、一斉点検の対象として課題を指摘しているのは平成30年調査である。

2. 課題の概要

(1) 一部データでの復元推計の未実施

賃金改定状況調査の統計表のうち、中央最低賃金審議会の審議において具体的に言及される等活用されていることが明確な集計表（労働者の賃金上昇率）については復元推計（復元集計）が実施されていたが、賃金改定との関連での利用の必要性が比較的低い補足的な利用を目的とした集計表（賃金の引上げ・引下げを行った事業所の割合等）については、復元推計が行われていなかった。そのような措置がとられたのは、6月の状況を調査し7月以降の中央最低賃金審議会に報告するというタイムリなスケジュールの下、事務負担の軽減のためと考えられる。令和元年調査からは復元推計を実施し、複数職員による確認措置が取られている。

(2) 標本設計上の課題

賃金改定状況調査について、報告を求めめる者の数は調査計画においては約1万事業所とされていたが、調査実務においては約2万事業所に調査票を発送し、回収した約4,000事業所を集計していた。調査対象の抽出方法について、調査計画では、「都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定」など一般的な内容のみが記述されていたが、調査実務においては、製菓業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉；その他のサービス業の事業所数が6:3:1:1:2となるように回収し、合計約4,000事業所分が集まった時点で集計がなされていた。こうした点につき、令和元年5月の計画改定により、令和元年調査からは、報告者数を約1.6万事業所とし、集計期限までに回収された調査票を集計することとした上で、産業別の抽出比率の妥当性等について、今年

度の調査実施結果や最低賃金審議会での議論を踏まえ検討を進めることとされている。

(3) 結果の未公表を含む情報開示の不足

最低賃金に関する基礎調査の調査結果について、調査計画ではホームページ等で公表するとされていたが、調査実務では、地方最低賃金審議会に資料として提出するのみで公表されていない。また、(2)で述べた抽出方法の詳細も公表されていない。

(4) 調査票データの保存・管理の不備、その他調査計画と実務の乖離

調査票データ（電磁的記録媒体）の保存期間がガイドラインで求められている「常用」「永年」ではなく「1年」とされていた。このほか、調査実務の変更（母集団名簿として新しいものを使用等）の調査計画への未反映等の課題が見られた。

(5) 大阪労働局における不適切事案

令和元年調査の過程において、大阪労働局の一部職員により、調査対象事業所に確認を取らずに調査票の作成や記入内容の変更を行っていたという極めて不適切な事務処理が判明した。このため、大阪労働局において、①調査担当全職員からの聞き取り、②現存する調査票原票の確認、③事業所への照会等を実施した結果、平成26年調査以降、1,527事業所分の調査票について、不適切な処理が行われた可能性があることが確認された。

大阪労働局では、不適切処理が疑われる調査票を除外して再集計した結果を大阪地方最低賃金審議会に報告し、同審議会からは、「最低賃金は様々な要素を考慮して総合的に決定するものであり、このたび基礎調査の結果に誤りがあったことが、過去の最低賃金の改正額の議論の結果に影響を与えるものではない。」との見解が示されている。

また、厚生労働省は、8月26日に、全国の地方労働局に対し、注意喚起の文書を発表するとともに、研修の実施、管理者向けのチェックリスト作成等による管理徹底、本省管理の強化（調査票を本省で一元管理・保管、理由記載のない修正の有無を確認等）等の再発防止策を実施することとしている。なお、当該職員に対しては懲戒処分がなされている。

(6) 省内統計部局との連携・相談の不足

書面調査結果によれば、本省で本統計の作成に従事する職員数は実員相当数で2人であり、いずれも統計業務経験5年未満（うち1人は2年未満）となっている。また、担当者の経験不足を補う省内統計部局との連携・相談が十分に行われていたとは言えない。（※）以上、「1.」及び「2.」の詳細については、重点審議関連資料（p70以降）を参照。

3. 指摘事項

点検証部会の審議（令和元年6月20日及び8月28日）及び部会後に委員から出された意見においては、上記の厚生労働省の対応を確認した上で、主に、以下の旨の指摘があった。これらの指摘を受け、厚生労働省では、①平成30年及び令和元年の最低賃金に関する基礎調査結果の公表については、令和元年10月上旬までに行う、②産業間の比率の妥当性等の標本設計上の課題については、今年の調査結果や最低賃金審議会での議論を踏まえ、来年度以降の調査に向けた更なる見直しの検討を進める、③地方支分部局における事務処理の適正化については、調査票回収の進捗状況等について地方支分部局の管理職及

び本省が把握し、適切に指導を行う、こととしている。

(省内の統計部局との連携・相談)

○ 調査設計等の改善などに当たっては、統計の専門知識やノウハウが不可欠となることから、省内の統計部局と緊密に連携・相談して、対応する必要がある。こうした担当者の統計に関する基本的な知識や意識の低さから生じる課題を防止するため、統計幹事の下で、平素から省内統計部局との十分な連携・相談を図る必要がある。

(具体的な調査ニーズに応じた調査設計の見直し)

○ 目的に適合した精度の確保できる統計調査となるよう、設計を見直す必要がある。具体的には、特に次の点に留意すべきである。

・ 調査設計の見直しに当たっては、具体的にどのようなデータを把握しようとしているのか（漠然とした「賃金の改定状況」ではなく、最高値・最低値、平均値、中央値・四分位値等のいずれを見たいのか、水準を見たいのか変化率を見たいのか、など）、政策ニーズを把握した上で、調査手法については、中立的な立場から統計技術的観点による検討を進めるべきである。

・ 復元推計がなされていなかった統計表は、周辺的な環境を見るために使うものとのことだが、必要性も含めて検討すべきである。他方、現在の集計表では分らない事業所の分布についての統計を取ることとも考えられる。

・ 現在の産業別従業者数は卸売業、小売業やサービス業が多くなくなっているが、この調査の標本配分は製造業に偏ったままとなっている。精度の観点からよく検討すべきである。また、調査対象地域の在り方についても見直しを検討すべきと考えられる。

・ 調査を改善するためには、調査方法を変更することに躊躇すべきではない。変更によって時系列の問題は生じるが、それぞれの事業所ごとに昨年と今年との変化を直接聞いているこの調査では、前回調査結果との比較については、あまり意識しなくとも良いと考えられる。

(情報開示の徹底)

○ 未公表の最低賃金に関する基礎調査の結果は、必ずホームページで公表すること。
○ 調査とその結果に関する基本的な情報（標本設計、集計・推計方法、公表スケジュール、回答数・回答率など）は、必ず開示すること。現状では、調査設計の記述が曖昧であり、第三者が見ても明らかとなるような記述に改善する必要がある。

(適切な調査票データの保存・管理)

○ データの保存を徹底しなければならない。データの保存は、万一、結果の誤りが発見された場合の対応の備えという意味でも重要である。本年に改正された調査計画に基づき、記入済みの調査票とその内容を記載した電磁的記録媒体について、本省で一元的に管理・保管するとともに、過去のデータについても、廃棄されていないものについて、できるだけ保存することが重要である。

(大阪労働局の事案に係る再発防止)

○ いわゆるメイキングに相当する重大な事案であり、厚生労働省においては、事柄の重大性をわきまえ、猛省して再発防止に取り組み必要がある。

- 再発防止の観点からは、地方支分部局における業務の履行確認や管理が必須である。具体的には、調査票が修正されている場合の事業所への照会記録との突き合わせなどの確認作業の徹底を行うべきである。
- 目標とする回収率は、結果の精度と実地調査の実情を考慮して現実的な水準に設定するとともに、未回収事業所への対応について職員が相談できる体制の整備や、回収率を高めるための組織的な取組が必要である。
- 調査票の表現には相当程度古いと考えられるものもあることから、その適否を再検討することが必要である。

重点審議結果 （労務費率調査）

1. 重点審議のテーマ、選定理由

労務費率調査においては、一般統計調査の一斉点検において、母集団の復元処理を行っていないことが明らかになった。確認の結果、利活用上の重大な影響は認められなかったものの、復元推計という基本的な作業をしておらず、統計に関する基本的な知識や意識が低い中で実施されている調査であることが明らかとなった。この事案については、統計を専門としていない政策部局が実施する調査における課題や教訓の得られる事例として、重点審議の対象とすることとした。

(※) 労務費率調査の概要

労務費率調査は、建設事業における賃金実態を把握し、労務費率の見直しに資することを目的として厚生労働省が3年に1度実施している一般統計調査である。

労務費率とは、建設工事の元請事業主が下請事業で使用する全ての労働者の労災保険料を一括して納付する際に、労災保険料の計算基礎となる工事全体の賃金総額を正確に把握することが困難な場合において、便宜的に請負金額から賃金総額を算出するために用いる比率であり、厚生労働省令により定められている。本調査結果の「労務費率に係る統計表」は、労務費率の改定の基礎資料として施策の企画・立案に使用されている。

直近に実施された平成29年調査では、報告数は約10,000事業場（母集団約151,000事業場）に対し、厚生労働省から郵送で直接調査票を送付し、報告者から調査票の返送を受ける形で行われた。

2. 課題の概要

(利用実績がない統計表での復元推計未実施)

平成29年調査結果のうち、「労務費率に係る統計表」以外の集計表（「下請事業者数別構成割合」、「確定保険料額別構成割合」、「延労働者数別構成割合」の3表）について、集計方法を誤り、復元推計を行っていないかった。また、これらの集計表につき担当者が当初、公表自体を不要と誤解していたため、総務省より承認を受けている調査計画上の公表時期から1年1か月遅れで公表となった。さらに、これらの集計表については、計画上は実数で集計することとなっていたところ、実際には構成割合で集計を行っていた。

復元推計を行っていないかったこれら3表については、平成31年4月26日付けで結果表の訂正と公表を行った。次回令和2年調査においては、これまで利用実績がないことから、これに関する調査事項を削除し、集計を行わないこととしている。

また、調査を継続する「労務費率に係る統計表」の集計に当たっては、作業手順を再確認し、複数の職員によるチェック体制を再構築するとともに、その実施を徹底し、公表時期、集計・公表事項は調査計画を遵守することを徹底している。さらに、報告者の利便性向上及び負担軽減の観点から、オンライン調査の導入とプレプリントの実施を検討することとしている。

(※) 以上、「1.」及び「2.」の詳細については、重点審議関連資料（p79以降）を参照。

3. 指摘事項

点検検証部会の審議（令和元年7月19日）及び部会後に委員から出された意見においては、上記の厚生労働省の対応を確認した上で、主に、以下の旨の指摘があった。これらの指摘を受け、厚生労働省では、調査の有効性や必要性を不断に見直すとともに、技術的な面で更なる改善ができるかを検討することとしている。

（省内の統計部局との連携・相談）

○ 調査設計等の改善などに当たっては、統計の専門知識やノウハウが不可欠となることから、省内の統計部局と緊密に連携・相談して、対応する必要がある。こうした担当者の統計に関する基本的な知識や意識の低さから生じる課題を防止するため、統計幹事の下で、平素から省内統計部局との十分な連携・相談を図る必要がある。

（具体的な調査ニーズに応じた調査設計等の改善）

- この調査では加重平均値以上に分布が重要と思われるので、今後、この統計をどう使うかという観点から、何を公表すべきかについて検討すべきである。
 - 一般利用実績がない結果表の作成を取りやめ、ことにより調査事項の3分の1を削減することが可能となる。今後とも、活用状況等を踏まえ、調査項目や調査票の様式は勿論、統計調査自体の必要性をも不断に見直していくべきである。
 - 建築事業は受注額にばらつきが大きいことから、何らかの層化を行った上で母集団の事業所数と有効回答数を対応させ、調査結果がどのくらい母集団を反映できているかをチェックする必要がある。
- （情報開示の徹底）
- 母集団を推計するためのウェイトと比率を全体に合わせるためのウェイトなど、各種のウェイトによって分布の形も大きく変わってくるため、ウェイトなどに関する情報についても外部に十分に開示される必要がある。

重点審議結果

（学校基本調査（システム変更の柔軟性について））

1. 重点審議のテーマ、選定理由

統計調査の業務システムが「ブラックボックス化」した場合には、調査方法や調査結果の提供の改善対応に支障を来すことなどから、業務システムが迅速かつ的確に改修できるように、計画的に改善することが求められる。

学校基本調査は、学校に関する基本的事項（学校数、在学者数、教職員数等）を明らかにし、学校教育行政に必要な基礎資料を得ることを目的として文部科学省が年次で実施している基幹統計調査である。同調査については、これまで軽微な調査事項変更であっても変更が容易でないことが統計委員会において指摘されていることから、重点審議の対象として取り上げ、文部科学省における改善の取組を具体的に確認するとともに、他の統計調査における、業務システムの「ブラックボックス化」の未然防止や、システム変更時の柔軟性確保のための方策を検討する上での課題や教訓を得ることとした。

2. 課題の概要

(1) 学校基本調査のシステムが有する課題

現在の学校基本調査のシステムは、学校基本調査が極めてタイトなスケジュールで処理される必要があることに対応するため、少人数でもアウトプットを短期間で出力可能とすることを重視したシステム構成となっており、現行システムでは、各段階（抽出・集計・帳票作成等）を一体のものとして扱われている。このため、調査項目等を変更する際には、各段階を一括して改修する発注を行う必要があるが生じている。また、当初のシステム開発を行った際の文書化が十分ではないため、個々のロジックも十分明らかにはされていない。さらに、調査票の領域毎に異なる構造でデータが格納され処理されている複雑なデータベース構造（注）となっており、統計結果の利活用の柔軟性確保における課題となっており、また、改修に際しても多くの工数を要するものとなっている。こうしたことから、現状のシステムは硬直的であり、調査項目等の変更には、長い時間と費用を要している。

このような状況に対しては、統計委員会からも指摘がなされていたところである（平成31年3月6日統計委員会答申等。重点審議関連資料（p86 下段）参照）。

（注）学校調査票（小学校）を例にとると、①設置者、本校・分校の別等、②教員数・職員数（男女別）、③休職等職員数、教務主任数等、④学年別学級別児童数、⑤④のうち隔年度児童数・外国人児童数、と5つの領域に分けられ、それぞれ異なるデータ構造を有したままデータベースに格納されている。

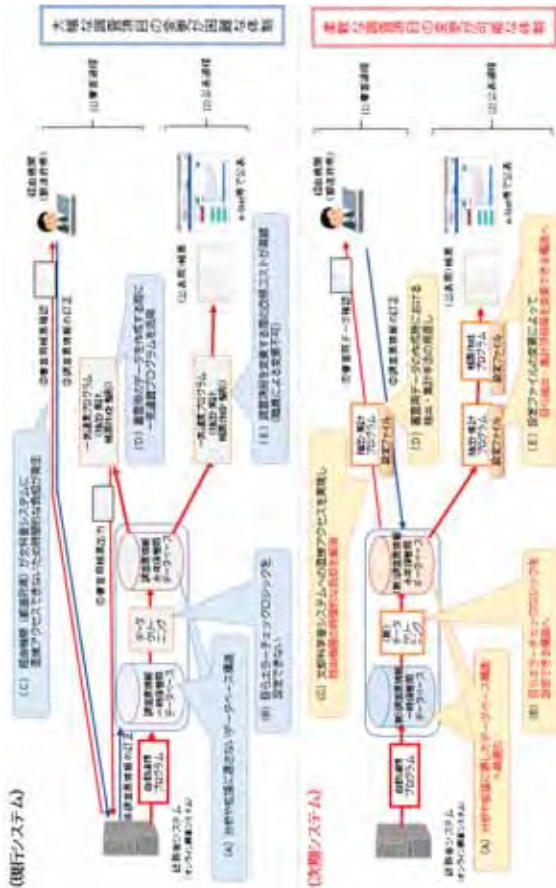
（※）学校基本調査の概要、システムの特徴については、重点審議関連資料（p86以降）を参照。

(2) 文部科学省が点検検証部会に提示した対応方針

点検検証部会の審議（令和元年6月13日。以下同じ。）において、文部科学省から上記の観点を踏まえ、「システムの設計を、運用面で柔軟な変更が出来ることを前提とする。実務上を考慮し、学校基本調査を円滑に実施するための諸条件（地方の審査の関与、短期間による実施等）も前提とする。」との対応方針が示された。

(現行システムと次期システムの対比について、図1参照。)

(図1) 現行システムと次期システムの対比



具体的な取組としては、令和元年度、データベース構造の見直しを含む設計変更における柔軟性の確保と、審査業務の際の都道府県のシステムへのアクセス改善に向けた次期システムを構築するため、要件定義を実施中である。令和2年度予算要求でシステム開発費を要求し、令和4年度から柔軟な調査項目変更に対応したシステムによる学校基本調査を実施する予定である(図2参照)。

(図2)

次期システムに向けたスケジュール



28

3. 指摘事項

点検検証部会の審議等を通じて指摘された主な事項は以下のとおりである。文部科学省においては、点検検証部会の指摘を踏まえ、データベース構造の問題を含め、次期システムにおいて、柔軟な調査項目の変更が可能な体制を実現することとしている。

(新システム構築にあたって優先すべき点)

- 次期システムでは、データベース構造の見直しを含む設計変更における柔軟性の確保と、審査業務の際の都道府県のシステムへのアクセス改善が達成されることを期待する。
- データベース構造の見直しに当たっては、従来の調査票の形式や複雑化した既存システムの構造にとらわれずに、そもそも、データベースの構造はどのようなものであるべきで、そのためにどのようなデータを取るべきかの分析を念に行った上で、システム設計を行うこと。その際、新たな調査項目を追加する際のデータベース拡張を行いやすくするなど、将来も見据えて適切な構造を設計することにも留意する必要がある。
- 新システム開発に向けた日程は極めてタイトなものとなっているが、日程を最優先にするあまりに長年引きずって利用し続けてきたシステムの硬直性について改善の機を逃がすことのないよう、的確に対応していく必要がある。
- 新システムの開発、運用に向け、民間事業者のプログラミング作業を理解し、管理し得る程度の専門性を持つ職員を継続的に配置するなど、適切な体制を構築することが必要である。
- この点を含め、文部科学省として、統計部門の職員について、「公的統計の総合的品質管理を目指して(建議)」(令和元年6月27日統計委員会)Ⅲ 1. のとおり計画的な職員の育成等を進めることが必要である。
- (その他)
 - 新システムの開発、運用に際しては、調査票や印刷物の様式への対応を重視するあまりにデータの一貫性や利活用の利便性を損なうことがないよう留意が必要である。また、データの入力時から正しく入力してもらうためのされるような工夫が品質向上には有用である。
 - 中長期的には、行政記録の一層の活用等による合理化も検討していく必要がある。

重点審議結果

（プログラムミスによる統計数値の誤り発生防止について）

1. 重点審議のテーマ、選定理由

基幹統計及び一般統計調査に関する書面調査及び一斉点検において、民間事業者におけるプログラムミスが原因とされる統計数値の誤りの報告が多くの調査で見られ、課題としての共通性が高いと考えられることから、重点審議のテーマとして、「プログラムミスによる統計数値の誤り発生防止について」を選定した。審議においては、各府省への追加調査と、統計処理プログラムに関する豊富な経験を有する民間事業者及び独立行政法人統計センターへのヒアリングを通じて、多くの府省において行われているプログラムの開発の外注に関し、発注者としての課題や教訓を明らかにすることとした。なお、これらの点は、プログラムを内部開発する場合においても有用なものである。

2. 課題の概要

(1) 各府省への追加調査結果について

書面調査や一斉点検において、プログラムミスが原因と報告された結果数値訂正案件について、全府省を通じて、詳細を追加調査で確認したところ、民間事業者におけるプログラムミスが原因とされる事案が以下のおり、14件確認（注1）された。

- 集計データの取込時に、プログラムの設定を誤ったために、一部データが正しく取得できなかったもの（1件）
 - 集計データの作成時に、集計対象の範囲設定等を誤ったために、一部データが正しく集計されなかったもの（9件）
 - 公表資料の作成時に、データ参照先設定を誤ったために、表内の一部結果数値が正しく表示されなかったもの（4件）
- これらの事案について、民間事業者への作業指示の実態を確認したところ、指示が不十分で「0」と「空欄」、あるいは「<」と「≦」の取り違えが生じるなど、作業内容の記載が仕様書等にならない、又は不十分であったことに起因すると考えられるものが14件中5件確認された。

また、作業内容は仕様書等で明確であったと考えられる9件のうち5件では、一次納品（仮納品）としての報告をさせて作業内容を確認していたが、前年度と比較して明確に誤りと判断できる数値ではないといった理由から、誤りを発見できなかった。仮納品の確認では、目視確認で判明するようないかなる明確なミスは防ごうとできても、一部の数値のみが誤っているという事案を防ぐには限界があるものと考えられる。

さらに、作業内容は仕様書等で明確であったと考えられる、これら9件のうち7件については、プログラム作成時や変更時のテストデータを用いた検証が行われていなかった。テストデータを用いた検証を行っていたが誤りを防止できなかった残る2件については、長大な新規表に係る特殊な事案と改修箇所について重点的に検証した結果、従前

からのミスを見落としたという事案であり、例外的なケースと考えられる。

(2) 民間事業者へのヒアリング結果について

一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の公的統計基盤整備委員会に対し、民間事業者側の視点によるプログラムミスの発生要因や再発防止策等についてのヒアリングを実施したところ、以下の説明があった。

（プログラムミスの発生要因となる、曖昧な仕様書や指示書の事例）

- 疑義照会を実施する際の基準が仕様書等で明示されておらず、受注後に追加指示が発生した
- 数値箇所を区分化して処理する際の条件が「以下」なのか「未満」なのか不明確であった
- 前回と調査項目が変更になった際の統計表の作成について、「前回を例に作成すること」との曖昧な口頭指示であった（再発防止に向けた受託者側からの要望）
- 仕様書等で費用や期間に係わる必須工程と規模を事前開示すること
- 仕様書等で集計やシステム開発における条件を記号や条件文等を用いて明確化すること
- 統計の連続性を担保するため、追加指示等の一定の様式における記録と後任者への共有等、前回情報の引継ぎを徹底すること（その他）
- 民間事業者の仕様書等に関する理解不足やスキル不足などの要因は、総合評価落札方式をとることで、リスク軽減が可能となる

(3) 統計センターにおけるプログラムミス防止に向けた取組について

独立行政法人統計センターから、大規模案件におけるプログラムミス防止に向けた取組として、以下の説明があった。

- システムの企画・設計・開発等の集計準備段階において、開発依頼者と開発担当者間で集計基準書類（注2）に関する綿密な確認・打ち合わせ等を実施
- システム開発の各工程において、分析・設計の成果物やプログラムテストの確認結果等のドキュメントを作成し、レビューを実施
- 統計調査ごとに共通する機能は、汎用的なシステムを整備し、プログラム開発における誤り防止及び審査業務での誤り防止、並びに業務効率化を推進
- 集計・審査、公表後の各段階で発見されたミスについて、原因の分析を行い、各工程における手順、作成ドキュメント、チェック体制等の見直し・改善を実施するとともに、再発防止策を組織内で共有

（注1）但し、プログラム外の人的ミスが明らかなき事案（使用名簿の誤り、単純な入力ミス等）、結果数値に直接影響しない事案（集計表見出しの記載誤り等）、統計作成部局外の業務に係る事案（集計に用いる行政記録作成時の誤り）は除外した。

（注2）調査票等の調査書類、標本設計資料・復元乗算方法、データチェックにおける基本方針（不詳とする場合の基準、発注者へ疑義照会とするエラーなど）、結果表様式等

（※）以上、「2.」の詳細については、重点審議関連資料（p91以降）を参照

3. 指摘事項

点検検証部会の審議（令和元年7月19日）及び部会後に委員から提出された意見においては、上記の追加調査結果及び民間事業者へのヒアリング結果、統計センターにおけるプログラミミス防止に向けた取組を確認した上で、主に、以下の指摘があった。

（仕様書や指示書等における作業内容記載の明確化・具体化）

- 発注者が委託内容の詳細について把握し、受注者に適切に伝達することが、当然必須であり、各府省はその自覚をもって対応する必要がある。
- プログラムミスの要因として、作業内容が仕様書等で事前に明らかなでない、または不十分であったものが確認されたことから、再発防止策として、仕様書や指示書等による作業内容の明確化、具体化が必要である。その際、過去の調査データは貴重な判断材料であり、営業の秘密や個人情報保護等に抵触しない範囲で、提供する可能性を検討する必要がある。
- 受託事業者において、スケジュールや人員手配の設計が適切に行えるよう、仕様書において、費用や期間の算出に必要な情報（必須の業務と規模に関するデータ）を明示することが重要である。
- 契約後に提示された指示書等において、集計やシステム開発に関する処理内容や条件について、可能な限り、記号や条件文等を用いて明確に記述することが必要である。

（業務的確な引継ぎによるノウハウの明確化・共有化）

- 業務開始時点で想定していたなかった詳細な方針や追加判断等について、一定の様式で記録を残しておき、次回以降の調査の際にノウハウを明確化、共有化することは、ミスを防ぐ上で重要である。このことにより、突然の人事異動にも対応できるといふメリットも得られる。
- 納品後の記録を作る際に、事業者との間で情報共有すること、次回以降の調査において効率的・効果的な対応が期待できる。

（プログラムテスト等による業務履行状況の確実なチェック）

- プログラムが正しいことを確実にするためには、できるだけ委託事業者にテストデータ等を用いた検証を行わせることが望ましい。その際、過去の調査データは貴重な判断材料であり、営業の秘密や個人情報保護等に抵触しない範囲で、個別識別情報を削除するなど必要な加工を施して、テストデータとして提供する可能性も検討する必要がある。
- 一方で、受注者側は、必ずしも個別の統計に関する特殊な知識等を有していないことから、データの意味を理解している発注者側において、検証結果をチェックすることは必須である。

（その他）

- 集計システム等が完成した後に追加作業が発生した場合、プログラムの書き直しの発生により、ミスを誘発するリスクがある。追加作業が発生した場合には、検証の

期間が十分でない場合も多いので、発注者と受注者の間で、スケジュール調整を綿密に行うことが必要である。

- 複数年契約は業務の質を高める上でメリットが大い。あらかじめ3年継続すると分かっているならば、受注者側でシステムエンジニアをより多く投入するなど、コストをかけたしつかりとしたシステム開発ができる。

資料22 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用(実績)(令和元年度(2019年度))

区分	利用件数	統計の作成等	
		統計の作成等	名簿作成
内閣府	4	4	0
企業行動に関するアンケート調査	2	2	0
消費動向調査	1	1	0
民間企業投資・除却調査	1	1	0
総務省	73	70	3
国勢調査(※)	22	22	0
住宅・土地統計調査(※)	4	4	0
労働力調査(※)	5	5	0
小売物価統計調査(※)	3	3	0
家計調査(※)	8	8	0
個人企業経済調査(※)	2	2	0
科学技術研究調査(※)	1	1	0
全国消費実態調査(※)	4	4	0
社会生活基本調査(※)	1	1	0
就業構造基本調査(※)	3	3	0
経済センサス-基礎調査(※)	3	3	0
経済センサス-活動調査(※)	10	7	3
全国単身世帯収支実態調査	1	1	0
家計消費状況調査	1	1	0
情報通信業基本調査	1	1	0
サービス産業動向調査	1	1	0
死因等究明の推進に関する取組に係るアンケート調査	1	1	0
貯蓄動向調査	2	2	0
財務省	15	13	2
法人企業統計調査(※)	10	8	2
民間給与実態統計調査(※)	1	1	0
法人企業景気予測調査	4	4	0
文部科学省	103	95	8
学校基本調査(※)	78	70	8
社会教育調査(※)	8	8	0
学校教員統計調査(※)	6	6	0
子供の学習費調査	2	2	0
21世紀出生児縦断調査	1	1	0
地方教育費調査	4	4	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	1	1	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	1	1	0
学校給食栄養報告	1	1	0
体育・スポーツ施設現況調査	1	1	0
厚生労働省	163	159	4
人口動態調査(※)	20	19	1
毎月勤労統計調査(※)	1	1	0
医療施設調査(※)	15	12	3
患者調査(※)	7	7	0
賃金構造基本統計調査(※)	11	11	0
国民生活基礎調査(※)	12	12	0
福祉行政報告例	5	5	0
病院報告	4	4	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	1	1	0
社会福祉施設等調査	1	1	0
介護サービス施設・事業所調査	15	15	0
介護給付費等実態調査	9	9	0
21世紀成年者縦断調査	2	2	0
21世紀出生児縦断調査	3	3	0
国民健康・栄養調査	2	2	0
就労条件総合調査	3	3	0
院内感染対策サーベイランス	6	6	0
医療扶助実態調査	1	1	0
雇用動向調査	1	1	0
健康保険・船員保険被保険者実態調査	1	1	0
中高年者縦断調査	1	1	0
労働経済動向調査	1	1	0
労働安全衛生調査	1	1	0
乳幼児栄養調査	1	1	0
乳幼児身体発育調査	1	1	0
年金制度基礎調査	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査	37	37	0

区分	利用件数	統計の作成等	
		統計の作成等	名簿作成
農林水産省	66	59	7
農林業センサス(※)	18	15	3
牛乳乳製品統計調査(※)	2	2	0
作物統計調査(※)	1	1	0
海面漁業生産統計調査(※)	2	2	0
漁業センサス(※)	4	1	3
農業経営統計調査(※)	21	21	0
木材統計調査(※)	1	1	0
農作物価統計調査	2	2	0
漁業経営統計調査	3	3	0
農業構造動態調査	1	1	0
集落営農実態調査	2	2	0
野生鳥獣資源利用実態調査	3	2	1
6次産業化総合調査	5	5	0
新規就農者調査	1	1	0
経済産業省	104	95	9
工業統計調査(※)	7	7	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	17	16	1
商業統計調査(※)	1	1	0
石油製品需給動態統計調査(※)	1	1	0
商業動態統計調査(※)	9	9	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査(※)	4	3	1
経済産業省企業活動基本調査(※)	20	16	4
経済センサス-活動調査(※)	10	8	2
海外現地四半期調査	2	2	0
海外事業活動基本調査	14	13	1
情報通信業基本調査	1	1	0
外資系企業動向調査	2	2	0
工場立地統計調査	1	1	0
エネルギー消費統計調査	1	1	0
石油輸入調査	2	2	0
石油設備調査	1	1	0
知的財産活動調査	6	6	0
中小企業実態基本調査	5	5	0
国土交通省	141	137	4
造船造機統計調査(※)	7	7	0
建築着工統計調査(※)	8	8	0
建設工事統計調査(※)	5	2	3
自動車輸送統計調査(※)	1	1	0
内航船舶輸送統計調査(※)	2	2	0
幹線旅客流動実態調査	1	1	0
全国都市交通特性調査	3	3	0
大都市交通センサス	1	1	0
中京都市圏物流流動調査	3	3	0
鉄道輸送統計調査	1	1	0
全国貨物純流動調査	14	13	1
航空旅客動態調査	3	3	0
航空貨物動態調査	1	1	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	39	39	0
ユニットロード貨物流動調査	16	16	0
バルク貨物流動調査	3	3	0
パーソントリップ調査	9	9	0
住生活総合調査	1	1	0
国際航空旅客動態調査	5	5	0
国際航空貨物動態調査	3	3	0
宿泊旅行統計調査	5	5	0
訪日外国人消費動向調査	10	10	0
環境省	4	4	0
家庭部門のCO2排出実態統計調査	2	2	0
環境にやさしい企業行動調査	1	1	0
水質汚濁物質排出量総合調査	1	1	0
(国の行政機関)小計	673	636	37
日本銀行	1	1	0
企業物価指数	1	1	0
合計	674	637	37

注1) 令和元年度に利用を開始したものの件数であり、平成30年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。

また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 1件の申請で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料23 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和元年度(2019年度))

区分	第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
内閣府	5	5	0	2	0	2	0
企業行動に関するアンケート調査	4	4	0	0	0	0	0
消費動向調査	0	0	0	1	0	1	0
法人企業景気予測調査	1	1	0	0	0	0	0
組織マネジメントに関する調査	0	0	0	1	0	1	0
総務省	227	193	34	85	11	74	0
国勢調査(※)	22	22	0	15	2	13	0
住宅・土地統計調査(※)	23	23	0	7	2	5	0
労働力調査(※)	10	10	0	6	0	6	0
小売物価統計調査(※)	30	30	0	0	0	0	0
家計調査(※)	8	8	0	8	2	6	0
個人企業経済調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
科学技術研究調査(※)	8	7	1	0	0	0	0
就業構造基本調査(※)	15	15	0	9	0	9	0
全国消費実態調査(※)	11	11	0	12	2	10	0
社会生活基本調査(※)	6	6	0	11	1	10	0
経済センサス-基礎調査(※)	17	17	0	7	0	7	0
経済センサス-活動調査(※)	72	39	33	7	0	7	0
サービス産業動向調査	2	2	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	1	1	0	0	0	0	0
全国単身世帯収支実態調査	0	0	0	1	1	0	0
貯蓄動向調査	1	1	0	2	1	1	0
財務省	11	10	1	1	0	1	0
法人企業統計調査(※)	9	8	1	1	0	1	0
法人企業景気予測調査	1	1	0	0	0	0	0
法人企業統計調査 附帯調査 (四半期別GDP速報(1次速報)のための一部項目 早期調査)	1	1	0	0	0	0	0
文科科学省	195	194	1	19	4	15	0
学校基本調査(※)	164	164	0	4	1	3	0
学校教員統計調査(※)	3	3	0	2	1	1	0
学校保健統計調査(※)	4	3	1	3	0	3	0
社会教育調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
学校給食栄養報告	1	1	0	0	0	0	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調 査	1	1	0	0	0	0	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸 課題に関する調査	16	16	0	4	0	4	0
地方教育費調査	1	1	0	0	0	0	0
大学等におけるフルタイム換算データに関する調 査	0	0	0	2	2	0	0
体力・運動能力調査	3	3	0	2	0	2	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	1	1	0	2	0	2	0
厚生労働省	824	823	1	53	2	51	0
人口動態調査(※)	632	632	0	6	1	5	0
毎月勤労統計調査(※)	0	0	0	1	0	1	0
薬事工業生産動態統計調査(※)	40	40	0	1	1	0	0
医療施設調査(※)	46	46	0	3	0	3	0
患者調査(※)	0	0	0	1	0	1	0
賃金構造基本統計調査(※)	35	35	0	7	0	7	0
国民生活基礎調査(※)	0	0	0	8	0	8	0
国民健康・栄養調査	15	15	0	6	0	6	0
病院報告	46	46	0	1	0	1	0
医師・歯科医師・薬剤師調査	0	0	0	2	0	2	0
介護サービス施設・事業所調査	0	0	0	1	0	1	0
中高年者縦断調査	0	0	0	1	0	1	0
就労条件総合調査	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査	5	4	1	1	0	1	0
雇用動向調査	2	2	0	3	0	3	0
被保護者調査	0	0	0	2	0	2	0
院内感染対策サーベイランス	1	1	0	1	0	1	0
医療扶助実態調査	0	0	0	1	0	1	0
障害者雇用実態調査	2	2	0	0	0	0	0
社会保障・人口問題基本調査	0	0	0	5	0	5	0
歯科疾患実態調査	0	0	0	1	0	1	0

区分	第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
農林水産省	38	37	1	9	0	9	0
農林業センサス(※)	7	7	0	3	0	3	0
牛乳乳製品統計調査(※)	9	9	0	1	0	1	0
海面漁業生産統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
農業経営統計調査(※)	2	1	1	3	0	3	0
木材統計調査(※)	11	11	0	0	0	0	0
集落営農実態調査	4	4	0	0	0	0	0
青果物卸売市場調査	1	1	0	0	0	0	0
6次産業化総合調査	0	0	0	2	0	2	0
森林組合一斉調査	2	2	0	0	0	0	0
木質バイオマスエネルギー利用動向調査	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省	439	425	14	23	0	23	0
工業統計調査(※)	201	194	7	5	0	5	0
経済産業省生産動態統計調査(※)	85	84	1	0	0	0	0
商業統計調査(※)	13	13	0	1	0	1	0
商業動態統計調査(※)	14	14	0	0	0	0	0
特定サービス産業実態調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査(※)	23	22	1	6	0	6	0
経済センサス-活動調査(※)	57	53	4	6	0	6	0
製造工業生産予測調査	1	1	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	4	3	1	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	13	13	0	4	0	4	0
産業連関構造調査(鉱工業投入調査)	2	2	0	0	0	0	0
情報処理実態調査	0	0	0	1	0	1	0
情報通信業基本調査	2	2	0	0	0	0	0
工場立地動向調査	20	20	0	0	0	0	0
鉄鋼生産内訳月報(普通鋼鋼材生産内訳、特殊鋼鋼材生産・消費・在庫内訳、鋼管生産内訳、設備)	2	2	0	0	0	0	0
エネルギー消費統計調査	1	1	0	0	0	0	0
国土交通省	258	258	0	20	4	3	13
建築着工統計調査(※)	25	25	0	0	0	0	0
造船機統計調査(※)	10	10	0	0	0	0	0
鉄道車両等生産動態統計調査(※)	5	5	0	0	0	0	0
建設工事統計調査(※)	1	1	0	0	0	0	0
法人土地・建物基本調査(※)	2	2	0	0	0	0	0
大都市交通センサス	5	5	0	5	4	0	1
中京都市圏物資流動調査	1	1	0	0	0	0	0
東京都圏物資流動調査	1	1	0	0	0	0	0
ユニットロード貨物流動調査	14	14	0	0	0	0	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	43	43	0	2	0	0	2
マンション総合調査	3	3	0	0	0	0	0
バルク貨物流動調査	3	3	0	0	0	0	0
全国貨物純流動調査	16	16	0	1	0	0	1
全国都市交通特性調査	3	3	0	1	0	1	0
パーソントリップ調査	37	37	0	4	0	2	2
住生活総合調査	13	13	0	0	0	0	0
航空輸送統計調査	1	1	0	0	0	0	0
幹線鉄道旅客流動実態調査	2	2	0	0	0	0	0
航空旅客動態調査	7	7	0	5	0	0	5
航空貨物動態調査	3	3	0	0	0	0	0
国際航空旅客動態調査	10	10	0	2	0	0	2
国際航空貨物動態調査	3	3	0	0	0	0	0
宿泊旅行統計調査	41	41	0	0	0	0	0
訪日外国人消費動向調査	9	9	0	0	0	0	0
環境省	2	2	0	7	1	2	4
家庭部門のCO2排出実態統計調査	1	1	0	3	0	1	2
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	1	1	0	3	1	0	2
食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進に係る実態調査	0	0	0	1	0	1	0
合計	1,999	1,947	52	219	22	180	17
(参考) 内訳(提供先)							
国	174	170	4	0	0	0	0
地方公共団体	1,683	1,642	41	0	0	0	0
大学	35	35	0	177	12	158	7
独立行政法人等その他	107	100	7	42	10	22	10

注1) 令和元年度中に利用を開始したものの件数であり、平成30年度以前から継続して利用しているものは含まない。

注2) 区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。

また、統合された統計調査を含んだ件数となっている。

注3) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。

また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

注4) 1件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料24 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和元年度(2019年度))

区分	学術研究の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第1号)				高等教育の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第2号)	
	(1) 大学等・公益法人が行う調査研究	(2) 教員等が行う調査研究	(3) 大学等・公益法人が公募により補助する調査研究	(4) 特別な事由		
総務省	4	0	3	1	0	0
就業構造基本調査(※)	2	0	1	1	0	0
全国消費実態調査(※)	1	0	1	0	0	0
社会生活基本調査(※)	1	0	1	0	0	0
厚生労働省	1	0	1	0	0	0
賃金構造基本統計調査(※)	1	0	1	0	0	0
環境省	2	0	0	0	2	4
家庭部門のCO2排出実態統計調査	1	0	0	0	1	2
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 試験調査	1	0	0	0	1	0
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	0	0	0	0	0	2
合計	7	0	4	1	2	4
(参考) 内訳(提供先)						
大学等	7	0	4	1	2	4
公益法人	0	0	0	0	0	0

注1) 令和元年(2019年)5月以降の実績である。

注2) 区分欄の統計調査名の末尾に「(※)」を付した統計調査は、基幹統計調査であることを示す。

注3) 機関に所属する者が個人として統計法第33条の2第1項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。

資料 25 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例
(令和元年度(2019年度))

令和元年度における調査票情報の二次利用の件数は、119 調査に係る 674 件となっている。

国の行政機関が、公的機関等へ調査票情報を提供した件数(法第 33 条第 1 項第 1 号に該当するもの)は、90 調査に係る 1,999 件(提供先別の内訳は、国:174 件、地方公共団体:1,683 件、大学:35 件、独立行政法人等その他:107 件)となっており、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者への提供件数(法第 33 条第 1 項第 2 号に該当するもの)は、61 調査に係る 219 件(提供先別の内訳は、大学:177 件、独立行政法人等その他:42 件)となっている。

具体的な利用目的等の例は、表 1 のとおり、各種政策の立案等に係る基礎資料として活用されており、①白書や年次報告書等の作成のために用いる場合、②審議会等で利用する資料作成のために用いる場合、③国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合、④統計調査等のために用いる場合(統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計(国民経済計算、県民経済計算等)の作成等)などに分類できる。

- (備考) 1 提供先別の内訳について、機関に所属する者が法第 33 条第 1 項第 2 号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めて整理している。
- 2 法改正後の調査票情報の利用実績については、マイクロデータ利用ポータルサイト(miripo)を参照。
(<https://www.e-stat.go.jp/microdata/jisseki>)
- 3 法改正前のオーダーメイド集計及び匿名データを利用した研究事例については、(独)統計センターHPを参照。
(<http://www.nstac.go.jp/services/jisseki.html>)
- 4 指定地方公共団体(令和 2 年 3 月末現在で、47 都道府県及び 20 指定都市)が実施した統計調査に係る調査票情報については、当該地方公共団体の条例の規定に基づき二次利用等が行われている。なお、オーダーメイド集計及び匿名データに関する規定を定めている地方公共団体も少数みられるが、これまでのところ利用実績は無い。

表1 「調査票情報の二次利用及び提供」の具体例（令和元年度）

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(内閣府)			
消費動向調査	—	統計調査	消費動向調査におけるオンライン調査導入後の検証等を行うため、①回収状況と世帯属性等の特徴、②回答結果と世帯属性等との関係性、③脱落状況（調査対象世帯が調査期間（15 か月）内に調査非協力となる度合い）と世帯属性等の関係性、④不完全回答（＝疑義照会件数）率の分析、⑤回答方法による回答傾向の変化の有無について分析するために利用
(総務省)			
国勢調査	—	統計調査	各種統計調査の調査区域となる調査区の境界確認に利用
就業構造基本調査	独立行政法人	その他	統計データ利活用推進・支援の一環として、人口減少対策、県民所得の解決に向けた要因分析について研究分析するために利用
全国消費実態調査	厚生労働省	その他	介護保険制度の改正に向けて、関係審議会等において検討するための基礎資料の作成に利用
小売物価統計調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体における消費者物価指数等の作成に利用
住宅・土地統計調査	地方公共団体	その他	地方公共団体における空き家対策の検討に資するための基礎資料の作成に利用
経済センサスー基礎調査	地方公共団体	その他	市内の経済活動状況を把握し、地域分析等に資する資料の作成に利用
経済センサスー活動調査	地方公共団体	統計調査	各種統計調査の調査対象名簿の作成に利用
(財務省)			
法人企業統計調査	総務省又は 経済産業省	統計調査	本調査によって得られた結果を「情報通信業基本調査」の調査事項の一部に代替
(文部科学省)			
学校基本調査	地方公共団体	その他	地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく基準財政需要額の算定基礎を算出するための統計の作成に利用
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	地方公共団体	その他	児童・生徒の問題行動等について、地方公共団体内の全公立学校の状況を分析・実態把握を行い、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に係る施策の企画・立案・実施・評価を行うために利用
(厚生労働省)			
賃金構造基本統計調査	地方公共団体	その他	地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する趣旨に基づき、県職員の給与制度を検討する基礎資料として、県内の民間賃金の実態把握に利用
国民生活基礎調査	—	その他	後期高齢者の窓口負担のあり方について検討するために利用
薬事工業生産動態統計調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体における鉱工業指数の作成に利用
介護サービス施設・事業所調査	—	審議会等 その他	「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤整備の進捗状況を確認するために利用
人口動態調査	—	その他	インフルエンザの流行に関する総合的な情報を迅速に把握し、国民の健康福祉に必要な統計を作成し、今後のインフルエンザ対策に役立てるため。
国民健康・栄養調査	独立行政法人	統計調査	「ダイオキシン類や重金属等食品中の汚染物質に関する安全性確保のための事業」の一環として利用

(所管府省) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要
(農林水産省)			
農林業センサス	—	基本計画	次期基本計画策定作業に関連して過去の統計データに基づく今後の稲作農家の動向に係る分析に利用
木材統計調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体における鋸工業指数の作成に利用
農業経営統計調査	—	基本計画	食料・農業・農村基本計画の改定に伴い示す「農業経営モデル」の策定に当たっての基礎資料の作成に利用
(経済産業省)			
経済産業省生産動態統計調査	地方公共団体	統計調査	地方公共団体における産業連関表の作成に利用
経済産業省企業活動基本調査	独立行政法人	その他	企業活動のグローバル化と国内生産ネットワークの関係とその時間的推移の分析に利用
工業統計調査	内閣府	統計調査	「国民経済計算」の年次推計の一環として、①財貨・サービスの供給と需要表、②経済活動別の国内総生産・要素所得表、③経済活動別財貨・サービス産出表の作成に利用
経済センサスー活動調査	地方公共団体	その他	中心市街地活性化基本計画の事業の進捗や効果検証を行うに当たっての基礎資料の作成に利用
工場立地動向調査	国土交通省	その他	地方整備局管内における道路整備効果を把握するために利用
(国土交通省)			
建築着工統計調査	—	基本計画	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の法改正等を検討するための基礎資料の作成に利用
パーソントリップ調査	地方公共団体	基本計画	高齢者や子育て世代等のモビリティを継続して確保していくための方策について検討するに当たり、公共交通の整備優先度の高い地域や需要を把握するために利用
宿泊旅行統計調査	地方公共団体	その他	県内の宿泊施設の宿泊状況を把握し、受入環境整備や県内各地の観光資源開発・魅力向上のための今後の取り組みの参考となる基礎資料の作成に利用
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	—	その他	地方整備局管内の港を利用する輸出入コンテナ貨物の流動実態を把握し、港湾整備事業における費用対効果分析を行うための基礎資料の作成に利用
訪日外国人消費動向調査	独立行政法人	その他	地域別インバウンドの現状分析に係る基礎資料の作成に利用
(環境省)			
家庭部門のCO2排出実態統計調査	—	その他	家庭からの温室効果ガス排出量に影響を及ぼす構造的な要因を把握し、今後の温暖化対策立案に資する基礎資料の作成に利用

(注) 1 「提供先」が統計調査の所管府省と同一の場合(調査票情報の二次利用の場合)は、「—」としている。

2 主として用いられている「類型」は以下のとおり

- ・白書：白書や年次報告書等の作成のために用いる場合
- ・審議会：審議会等で利用する資料作成のために用いる場合
- ・基本計画：国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合
- ・統計調査：統計調査等のために用いる場合(統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計(国民経済計算、県民経済計算等)の作成等)
- ・その他：上記以外
(複数に該当する場合もあるが、本表では主なもののみを記載)

また、法改正により、新たに規定が設けられた法第 33 条の 2 第 1 項に基づき調査票情報を提供した件数は、7 調査に係る 11 件（提供先別の内訳は、大学：11 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は、表 2 のとおりである。

表 2 「法第 33 条の 2 に基づく調査票情報の提供」の具体例（令和元年度）

（所管府省） 統計調査名	提供先	調査票情報の利用目的
（総務省）		
就業構造基本調査	大学	高齢化による労働移動の低下が、産業構造の円滑な調整、地域経済社会の機能維持にとってどの程度深刻か、発展途上国の急成長のような海外からのショックに対し、高齢化した社会は対応できるのかなど、国際的に重要な課題の議論に資する基盤的な情報を得るため、個人の属性、とりわけ年齢に応じた人の地域・産業間の移動について分析
社会生活基本調査	大学	夫婦間の時間配分に関する経済理論予測に基づき、夫婦の属性等が家庭内生産時間の配分にもたらす効果を実証的に検証するとともに、日本における夫婦間の家事・育児負担の平等化を考察するための基礎資料の作成に利用
全国消費実態調査	大学	世帯支出におけるクレジットカード等決済比率を時系列でまとめ、今後のキャッシュレス化の進捗の予測に寄与する統計データの作成に利用
（厚生労働省）		
賃金構造基本統計調査	大学	最低賃金引き上げの影響を受ける労働者割合の業種間・地域間の変動を利用し、近年の最低賃金の引き上げが、労働市場及び企業経営に与える影響について検証し、今後の最低賃金政策のあり方を考察するための基礎資料の作成に利用
（環境省）		
家庭部門の CO2 排出実態統計調査	大学	住宅のエネルギー需要を推計するモデルを使用し、住宅におけるエネルギー消費量、二酸化炭素排出量の実態を表すデータ、住宅、世帯構成、家電製品所有状況、設備種別など、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量の決定要因に関するデータを用いた分析に利用
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査試験調査	大学	低炭素社会の実現に向けた地域における自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制施策の方向性を見出すため、「家庭におけるエネルギー消費量の動向分析」を実施

（注） 機関に所属する者が個人として統計法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。

資料26 オーダーメイド集計及び匿名データの利用可能な統計調査【各府省、日本銀行の報告事項】

(1) オーダーメイド集計の利用可能な統計調査

Table with columns for Prefecture/Province Name, Survey Name, Survey Object, and survey counts from Heisei 21 to Heisei 30, plus Reiwa 1. Rows include categories like 内閣府, 総務省, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省, 環境省, and 日本銀行.

注) 共済調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共済の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

Table with columns for Prefecture/Province Name, Survey Name, Survey Object, and survey counts from Heisei 21 to Heisei 30, plus Reiwa 1. Rows include categories like 総務省, 厚生労働省, and 国民生活基礎調査.

資料27 オーダーメード集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメード集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数											令和元年度	累計
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
内閣府		0	1	0	1	1	0	1	1	0	0	1	6	
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	企業行動に関するアンケート調査	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	消費動向調査	-	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	5	
総務省		4	9	9	16	9	22	20	12	17	18	25	161	
	国勢調査	4	8	2	8	5	9	7	7	4	9	13	76	
	住宅・土地統計調査	-	0	4	3	2	3	3	1	3	2	2	23	
	労働力調査	-	1	0	3	0	0	0	2	2	0	1	9	
	家計調査	-	0	1	1	0	1	5	1	3	1	3	16	
	就業構造基本調査	-	0	0	1	2	6	3	1	6	3	7	29	
	全国消費実態調査	-	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	5	
	社会生活基本調査	-	0	1	0	0	3	1	1	0	2	0	8	
	家計消費状況調査	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済センサス-基礎調査	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0		
財務省		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	年次別法人企業統計調査	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内閣府と共管	法人企業景気予測調査	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
文部科学省		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	学校基本調査	-	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
厚生労働省		0	0	1	3	3	4	1	1	5	4	2	24	
	人口動態調査	-	0	1	1	0	1	1	1	2	2	2	11	
	毎月勤労統計調査(特別調査)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	医療施設(静態)調査	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	患者調査	-	-	0	1	1	1	0	0	1	1	0	5	
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	1	2	2	0	0	2	1	0	8	
農林水産省		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	海面漁業生産統計調査	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	漁業センサス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	木材統計調査(製材月別統計調査)	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業経営統計調査	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0		
経済産業省		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済産業省企業活動基本調査	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
国土交通省		0	1	0	0	0	2	0	3	3	1	5	15	
	建築着工統計調査	-	1	0	0	0	2	0	3	3	1	5	15	
環境省		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1	
(国の行政機関)小計		4	12	10	19	13	28	22	17	25	22	34	206	
日本銀行		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	
	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	
合計		4	12	10	19	13	29	22	17	25	22	35	208	

注1) 利用目的は、平成25年度の就業構造基本調査(1件)、28年度の消費動向調査(1件)及び29年度の就業構造基本調査(2件)に係る利用が高等教育目的であり、令和元年度の住宅・土地統計調査(1件)、就業構造基本調査(1件)及び建築着工統計調査(2件)に係る利用が「官民データ統計活用事業」によるものである。その他の利用は全て学術研究目的である。
 注2) 平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。
 注3) 平成24年度、28年度、29年度及び令和元年度については、1件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の提供を行ったものがあるため、①総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字、②各府省の小計欄の合計と合計欄の数字はそれぞれ一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)											令和元年度	累計
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
合計	4	12	10	21	13	29	22	18	27	23	36	215	

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数										
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	累計
総務省		38	31	27	33	33	30	31	39	38	17	320
	学術研究目的	36	28	24	30	32	26	28	37	36	16	295
	教育目的(高等教育目的)	2	3	3	3	1	4	3	2	2	1	25
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	42	36	30	39	41	38	37	50	52	19	388
	学術研究目的	40	31	26	33	40	33	34	44	50	18	350
	教育目的(高等教育目的)	2	5	4	6	1	5	3	6	2	1	38
	国勢調査	-	-	-	1	4	1	2	2	6	2	18
	学術研究目的	-	-	-	1	4	1	2	2	6	2	18
	教育目的(高等教育目的)	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅・土地統計調査	6	1	1	3	2	2	1	2	4	3	25
	学術研究目的	6	0	1	3	2	1	1	1	4	3	22
	教育目的(高等教育目的)	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	3
	労働力調査	-	0	0	2	2	5	3	2	2	1	17
	学術研究目的	-	0	0	1	2	5	2	1	2	1	14
	教育目的(高等教育目的)	-	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3
	就業構造基本調査	10	7	5	15	6	10	6	15	16	5	102
	学術研究目的	8	6	3	12	5	8	6	13	15	5	86
	教育目的(高等教育目的)	2	1	2	3	1	2	0	2	1	0	16
	全国消費実態調査	17	12	13	8	14	9	14	12	13	5	123
	学術研究目的	17	10	11	7	14	8	14	11	13	4	114
教育目的(高等教育目的)	0	2	2	1	0	1	0	1	0	1	9	
社会生活基本調査	9	16	11	10	13	11	11	17	11	3	122	
学術研究目的	9	15	11	9	13	10	9	16	10	3	114	
教育目的(高等教育目的)	0	1	0	1	0	1	2	1	1	0	8	
厚生労働省		-	2	5	8	3	9	8	6	11	9	61
	学術研究目的	-	2	5	7	3	8	7	6	11	7	56
	教育目的(高等教育目的)	-	0	0	1	0	1	1	0	0	2	5
	国民生活基礎調査	-	2	5	8	3	9	8	6	11	9	61
	学術研究目的	-	2	5	7	3	8	7	6	11	7	56
教育目的(高等教育目的)	-	0	0	1	0	1	1	0	0	2	5	
合計		38	33	32	41	36	39	39	45	49	26	398
	学術研究目的	36	30	29	37	35	34	35	43	47	23	367
	教育目的(高等教育目的)	2	3	3	4	1	5	4	2	2	3	31

注1) 利用目的のうち、高等教育に限定されていた提供範囲について、法改正により教育目的に拡大された。

注2) 利用目的について、国際比較統計利用事業目的及び官民データ統計利用事業目的は提供実績がないため、記載していない。

注3) 1件の提供申出に対して複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)										
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	累計
合計	42	38	35	47	44	47	45	56	63	28	440
学術研究目的	40	33	31	40	43	41	41	50	61	25	399
教育目的(高等教育目的)	2	5	4	7	1	6	4	6	2	3	41

国/地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業	
合計	145	20,955	4,422	11,107	5,426
ESCAP 域内国	58	20,404	4,047	11,074	5,283
アフガニスタン	212	65	108	39	
米領サモア	9	0	9	0	
アルメニア	83	18	48	17	
オーストラリア	47	3	25	19	
アゼルバイジャン	64	22	22	20	
バングラデシュ	613	202	338	73	
ブータン	309	90	196	23	
ブルネイ	241	21	187	33	
カンボジア	460	116	319	25	
中華人民共和国	921	164	605	152	
香港	254	92	144	18	
マカオ	171	7	121	43	
クック諸島	110	28	72	10	
北朝鮮	98	0	98	0	
フィジー	367	88	224	55	
ジョージア	104	21	31	52	
グアム	38	0	35	3	
インド	608	191	261	156	
インドネシア	2,919	223	440	2,256	
イラン	654	128	361	165	
日本	155	64	71	20	
カザフスタン	101	34	43	24	
キリバス	162	24	132	6	
キルギス	64	26	22	16	
ラオス	547	128	340	79	
マレーシア	776	191	495	90	
モルディブ	627	91	483	53	
マーシャル諸島	104	16	87	1	
ミクロネシア連邦	98	29	51	18	
モンゴル	694	147	416	131	
ミャンマー	1,017	138	432	447	
ナウル	15	6	7	2	
ネパール	734	139	569	26	
ニューカレドニア	38	1	37	0	
ニュージーランド	17	0	13	4	
ニウエ	49	7	40	2	
北マリアナ諸島	2	0	2	0	
パキスタン	621	152	430	39	
パラオ	16	4	8	4	
パプアニューギニア	307	70	232	5	
フィリピン	1,184	226	721	237	
大韓民国	450	110	312	28	
ロシア	69	4	21	44	
サモア	239	81	119	39	
シンガポール	162	49	45	68	
ソロモン諸島	140	32	94	14	
スリランカ	906	198	605	103	
タジキスタン	104	44	57	3	
タイ	1,117	219	634	264	
東ティモール	202	42	137	23	
トンガ	144	43	89	12	
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0	
トルコ	100	15	15	70	
トルクメニスタン	12	9	3	0	
ツバル	58	12	44	2	
ウズベキスタン	108	37	13	58	
バヌアツ	131	33	92	6	
ベトナム	812	140	486	186	

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業	
ESCAP 域外国	87	551	375	33	143
アルバニア	3	3	0	0	
アルジェリア	1	1	0	0	
アンゴラ	3	2	0	1	
アルゼンチン	2	1	0	1	
バルバドス	1	1	0	0	
ベラルーシ	1	1	0	0	
ベリーズ	2	2	0	0	
ベナン	1	1	0	0	
ボリビア	4	4	0	0	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	2	0	0	
ボツワナ	5	3	0	2	
ブラジル	7	6	1	0	
ブルガリア	2	2	0	0	
ブルンジ	3	0	0	3	
カメルーン	14	12	0	2	
コロンビア	1	1	0	0	
コモロ	4	1	0	3	
コートジボワール	1	1	0	0	
クロアチア	1	0	0	1	
キューバ	3	3	0	0	
チェコ共和国	1	1	0	0	
コンゴ民主共和国	2	2	0	0	
ジブチ	1	1	0	0	
ドミニカ国	2	2	0	0	
ドミニカ共和国	1	1	0	0	
エクアドル	4	4	0	0	
エジプト	26	23	0	3	
赤道ギニア	4	1	0	3	
エスワティニ	9	9	0	0	
エチオピア	16	15	0	1	
フランス	10	0	10	0	
ドイツ	1	0	1	0	
ガーナ	32	23	0	9	
グアテマラ	5	5	0	0	
ギニア	2	0	0	2	
ホンジュラス	4	4	0	0	
イラク	28	27	0	1	
イタリア	1	1	0	0	
ジャマイカ	4	4	0	0	
ケニア	22	9	0	13	
コンゴ	6	6	0	0	
ラトビア	1	1	0	0	
レバノン	1	1	0	0	
レソト	10	10	0	0	
ルクセンブルク	2	0	2	0	
マダガスカル	1	1	0	0	
マラウイ	11	9	0	2	
マリ	2	2	0	0	
モーリタニア	1	1	0	0	
モーリシャス	20	4	0	16	
モロッコ	11	0	0	11	
モザンビーク	10	4	0	6	
ナミビア	19	0	0	19	
ニジェール	2	2	0	0	
ナイジェリア	18	18	0	0	
ノルウェー	1	0	1	0	
オマーン	10	10	0	0	
パレスチナ	15	15	0	0	
パナマ	2	2	0	0	
パラグアイ	2	2	0	0	
ペルー	6	6	0	0	
モルドバ	3	3	0	0	

国／地域	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ルーマニア	3	3	0	0
ルワンダ	15	11	0	4
セントルシア	2	1	1	0
セントビンセント及びグレナディーン諸島	3	3	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
サウジアラビア	2	2	0	0
セネガル	6	4	0	2
セルビア	1	1	0	0
セーシェル	5	1	0	4
シエラレオネ	3	3	0	0
スロバキア	1	1	0	0
南アフリカ	1	1	0	0
南スーダン	6	6	0	0
スーダン	13	12	0	1
スイス	4	0	4	0
シリア	18	8	0	10
チュニジア	2	2	0	0
ウガンダ	7	1	0	6
ウクライナ	2	2	0	0
タンザニア	31	25	0	6
米国	21	0	12	9
ウルグアイ	1	1	0	0
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	10	8	0	2
ジンバブエ	2	2	0	0

資料 29 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

令和元年（2019年）5月1日に、改正統計法の施行に伴う調査票情報の二次的利用に関する各種情報を集約した「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripo）」の開設に併せ、e-Statのトップページの変更等、ユーザビリティの向上に配慮した機能改修を実施しました。

また、令和2年（2020年）7月9日に、「時系列表」の機能を追加しました。

The image shows the e-Stat website interface with three callout boxes explaining key features:

- 【統計データを探す】** (Finding Statistical Data): Explains that users can search for specific data and download it. It highlights the '絞込み' (filtering) and 'キーワード検索' (keyword search) functions.
- 【統計データを活用する】** (Using Statistical Data): Explains that users can use data more conveniently through various functions like '統計ダッシュボード' (Statistical Dashboard), 'jSTAT MAP' (GIS), and '抽出、ランキング、類似地域の検索機能' (Extraction, Ranking, and Similar Area Search).
- 【統計データの高度利用等】** (Advanced Use of Statistical Data, etc.): Explains that users can utilize data more extensively through features like 'マイクロデータ' (Microdata), 'API', and '統計LOD' (Statistical LOD).

資料 30 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年(2008 年) 4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。

